

# 官報 号外

昭和四十九年六月十八日

## ○第七十二回 参議院会議録追録(その一)

大牟田市九・二五爆発赤痢事件に関する質問

主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年五月二十五日

内田 善利

参議院議長 河野 謙三殿

内田 善利

大牟田市九・二五爆発赤痢事件に関する質問

主意書

昭和四十八年四月二十七日、黒柳明君より提出された「大牟田市における通称爆発赤痢に関する質問主意書」に対する内閣の答弁書が出されたのであるが、この答弁書は従来の水道原因説から一步も前進することなく、かえつて多くの疑問点をいかがせるものである。

よつて、ここに再度質問主意書を提出するものである。以下質問事項に対し具体的に答弁されたい。

1 政府は、三十六年前に起つた大牟田市の爆発赤痢に關して、水道水が原因であると、黒柳明君の質問に答弁しているが、當時の水道水の菌混入の参考事実となつた城東小学校の学籍簿等の調査を行なつたのか、否か。

イ、その事實關係

2 黒柳明君への内閣の答弁書では厚生省予防局防疫課の見解は、東京医事新報第三〇七三号(S、13年)に記録されており、これを根拠とし

3 4 「一般に水道の流水中の細菌は増殖することはないが、當時の厚生省予防局防疫課の見解による」と、水源井が本流行を発生させるにたる充分ない。しているならば、その調査の結果を明らかにせよ。

3について この事件について政府としては、水道を介しての赤痢菌による水系感染であるとの推定を否定することはできないと考えるが、第三源井が

て答弁したとされているが、昭和四十六年五月二十日の衆院内閣委員会での政府の答弁は、「汚染源は正式に発表していない」また、昭和四十七年三月二十二日の衆院予算委員会の答弁では、「汚染源及び汚染原因は確認していない」としている。

以上のように戸川明君への答弁書の回答と、それ以前の四十六年、四十七年の国会答弁は、明らかに食い違つてゐる。したがつて、政府として、その間に何らかの新たな調査を行なつた上での答弁の変化であるのか、否か。

その結果 口、その間に新たな調査を行なつたのであれば、何故答弁が違つてゐるのか。

3 政府は、第三源井が発生源であるとしているが、昭和十三年一月十七日の市議会の議事録には、当時の調査委員から「水道が原因であるとは、私は認めていない」との発言が厳然と記録されている。また昭和十三年十一月二十九日、福岡県議会においても県当局は第三源井が原因であることを否定している。

このような事実を政府は調査し確認しているが。しているならば、その調査の結果を明らかにせよ。

3について この事件について政府としては、水道を介しての赤痢菌による水系感染であるとの推定を否定することはできないと考えるが、第三源井が

赤痢菌であつたと推定される」と答弁している。この発生させる充分な赤痢菌とは、どのような状況をさして言うのか。その根拠ロ、当時の内務省が発表した赤痢菌異型I(駒込B)は、普通我が國にありふれた毒性の弱い赤痢菌であると言わっているが、それについての政府の學問的見解。

右質問する。

昭和四十九年六月四日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣総理大臣 田中 角栄

参議院議員内田善利君提出大牟田市九・二五爆発赤痢事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1について 参議院議員内田善利君提出大牟田市九・二五爆発赤痢事件に関する質問に対する答弁書

従前より城東小学校の学籍簿等の調査を行つてきているが、学籍簿の記載内容は、熊本医科大学細谷一雄氏の報告書において発病あるいは感染したと記録されている児童の氏名及び人数と相違している。しかし、学校当局が、学籍簿をどのように取り扱つたかはなお不明である。

2 黒柳明君への答弁書においては、東京医事新報第三千七十三号に記載されている厚生省予防局防疫課の見解を資料の一つとして一部引用しているに過ぎず、汚染源及び汚染原因等に関する新たな政府見解を示したものではない。

したがつて御指摘のような答弁の相違はない。この事件について政府としては、水道を介しての赤痢菌による水系感染であるとの推定を否定することはできないと考えるが、第三源井が

汚染源であつたか否かについては確認するには至つてない。

指摘された二つの資料は、その写しを入手、調査したが、今回その内容を再調査した結果は次のとおりである。

昭和十三年一月十八日の第一回大牟田市会議録には、十六番(大坪)の発言として「私モ原シテコトハ聞イタコトハナイ、ドウモ水道ガ疑ハシテ云フ疑念ヲ有ツテ來タダケノコトデアル」と記載されている。ここでいう原因調査とは市会協議会が十名の委員をもつて編成した禍因調査委員会が行つたもので、委員の全員一致の結論としての報告書は、昭和十二年十一月二十八日市会協議会に報告され満場一致承認された。

調査報告には、細菌の市内進入経路について「上水道ニシテ水道水媒介ニヨル流行ト推定ス」としており、細菌侵入位置については、「水源井ナリト認ムルヲ以テ適當ナリト信ズ、」とし、又細菌侵入の原因及びその経路については、「細菌侵入ノ原因ト系路ニ至リテハ、不幸ニシテ確証ヲ得ズ、本会ハ斯クノ如キ天下空前ノ重大事件ニ対シ確証ヲ有セズシテ各様ノ推定又ハ想定ヲナサズ」としている。

次に昭和十二年十一月二十九日福岡県議会議事録によると参与員(廣瀬永造)は「県当局ト致シテ第三水源ガ今オ話ノコトニヨツテ汚サレタト断定シマスダケノ証拠ハナインデアリマス、従ヒマシテ常識的ニ考ヘマシテ、今オ話ノヤウニ推論スルノガ妥当デヤナイト思ハレル程度デアリマス、従ヒマシテ私共官厅トシテノ責任ニオイテ之ヲ発表スル程度ノ確証ヲ得テ居ナイト云フコトニ御承知願ヒタイト思フノデアリマス」と答えていた。これによれば、県当局は公式に発表する段階に至っていないことを述べていることまつてある。



なお問題があり、更に検討を要するものと考える。

#### 四、について

労働者災害補償保険においては、脊髄損傷、頭部外傷等の傷病により常態として介助を必要とする者について、当該患者を対象として、原則として四人につき一人の割合で特別看護を認めているが、当該患者の症状いかんによつては、担当医師の意見に基づき、特別看護の担当者の配置について特別な措置を探ることとしている。

#### 五、について

労働者災害補償保険は、これまで数次の法律改正によつて給付改善を行つてきており、障害補償給付についても一時金の年金化、年金についてのいわゆるスライド制の実施等の措置を講じてきたところであるが、このようない法改正が行われる場合に、制度改善前に支給された給付と制度改善後に支給される給付との間に格差が生じる場合のあることは、制度上やむを得ないものと考える。

一般会計予算においては、歳入面で、公債金二兆一千六百億円を予定するほか、所得税について、課税最低限の引上げ、税率の緩和等初年度一兆四千五百億円、平年度一兆七千二百七十億円の減税を行う一方、法人税、印紙税及び自動車関係諸税の税率の引上げ、租税特別措置の整理合理化を行うこととしている。歳出面では、社会保障、社会福祉の充実、国民生活に直結する施設の整備、公共投資の規模抑制、公共料金の抑制等の物価対策のほか、地方財政の健全化などに努めることとしている。

#### 六、

一般会計予算の総額は、歳入歳出とも十七兆九百九十四億三千三万六千円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入三十一兆七千六十一億一千七百九万四千円、歳出二十八兆六千七百六十億二千八百二十万六千円である。

なお、特別会計の数は、造幣局特別会計ほか四十に加え、新たに電源開発促進対策特別会計(仮称)が設けられ四十二となる。

また、政府関係機関の数は、日本専売公社ほか十四で、昨年度と同数である。右の措置はおおむね妥当なものと認める。

昭和四十九年四月十日  
参議院議長 河野 謙三殿 予算委員長 鹿島 俊雄  
要領書

#### 〔第十七号参照〕

審査報告書

昭和四十九年度一般会計予算

昭和四十九年度特別会計予算

昭和四十九年度政府関係機関予算  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月十日  
参議院議長 河野 謙三殿 予算委員長 鹿島 俊雄  
要領書

#### 〔第十九号参照〕

審査報告書

一、委員会の決定の理由  
昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度特別会計予算及び昭和四十九年度政府関係機関機

る協定の締結について承認を求めるの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

外務委員長 伊藤 五郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 七、

#### 八、

#### 九、

#### 十、

#### 十一、

#### 十二、

#### 十三、

#### 十四、

#### 十五、

#### 十六、

#### 十七、

#### 十八、

#### 十九、

#### 二十、

#### 二十一、

#### 二十二、

#### 二十三、

#### 二十四、

#### 二十五、

#### 二十六、

#### 二十七、

#### 二十八、

#### 二十九、

#### 三十、

#### 三十一、

#### 三十二、

#### 三十三、

#### 三十四、

#### 三十五、

#### 三十六、

#### 三十七、

#### 三十八、

#### 三十九、

#### 四十、

#### 四十一、

#### 四十二、

#### 四十三、

#### 四十四、

#### 四十五、

#### 四十六、

#### 四十七、

#### 四十八、

#### 四十九、

#### 五十、

#### 五十一、

#### 五十二、

#### 五十三、

#### 五十四、

#### 五十五、

#### 五十六、

#### 五十七、

#### 五十八、

#### 五十九、

#### 六十、

#### 六十一、

#### 六十二、

#### 六十三、

#### 六十四、

#### 六十五、

#### 六十六、

#### 六十七、

#### 六十八、

#### 六十九、

#### 七十、

#### 七十一、

#### 七十二、

#### 七十三、

#### 七十四、

#### 七十五、

#### 七十六、

#### 七十七、

#### 七十八、

#### 七十九、

#### 八十、

#### 八十一、

#### 八十二、

#### 八十三、

#### 八十四、

#### 八十五、

#### 八十六、

#### 八十七、

#### 八十八、

#### 八十九、

#### 九十、

#### 九十一、

#### 九十二、

#### 九十三、

#### 九十四、

#### 九十五、

#### 九十六、

#### 九十七、

#### 九十八、

#### 九十九、

#### 一百、

#### 一百一、

#### 一百二、

#### 一百三、

#### 一百四、

#### 一百五、

#### 一百六、

#### 一百七、

#### 一百八、

#### 一百九、

#### 一百十、

#### 一百十一、

#### 一百十二、

#### 一百十三、

#### 一百十四、

#### 一百十五、

#### 一百十六、

#### 一百十七、

#### 一百十八、

#### 一百十九、

#### 一百二十、

#### 一百二十一、

#### 一百二十二、

#### 一百二十三、

#### 一百二十四、

#### 一百二十五、

#### 一百二十六、

#### 一百二十七、

#### 一百二十八、

#### 一百二十九、

#### 一百三十、

#### 一百三十一、

#### 一百三十二、

#### 一百三十三、

#### 一百三十四、

#### 一百三十五、

#### 一百三十六、

#### 一百三十七、

#### 一百三十八、

#### 一百三十九、

#### 一百四十、

#### 一百四十一、

#### 一百四十二、

#### 一百四十三、

#### 一百四十四、

#### 一百四十五、

#### 一百四十六、

#### 一百四十七、

#### 一百四十八、

#### 一百四十九、

#### 一百五十、

#### 一百五十一、

#### 一百五十二、

#### 一百五十三、

#### 一百五十四、

#### 一百五十五、

#### 一百五十六、

#### 一百五十七、

#### 一百五十八、

#### 一百五十九、

#### 一百六十、

#### 一百六十一、

#### 一百六十二、

#### 一百六十三、

#### 一百六十四、

#### 一百六十五、

#### 一百六十六、

#### 一百六十七、

#### 一百六十八、

#### 一百六十九、

#### 一百七十、

#### 一百七十一、

#### 一百七十二、

#### 一百七十三、

#### 一百七十四、

#### 一百七十五、

#### 一百七十六、

#### 一百七十七、

#### 一百七十八、

#### 一百七十九、

#### 一百八十、

#### 一百八十一、

#### 一百八十二、

#### 一百八十三、

#### 一百八十四、

#### 一百八十五、

#### 一百八十六、

#### 一百八十七、

#### 一百八十八、

#### 一百八十九、

#### 一百九十、

#### 一百九十一、

#### 一百九十二、

#### 一百九十三、

#### 一百九十四、

#### 一百九十五、

#### 一百九十六、

#### 一百九十七、

#### 一百九十八、

#### 一百九十九、

#### 一百二十、

#### 一百二十一、

#### 一百二十二、

#### 一百二十三、

#### 一百二十四、

#### 一百二十五、

#### 一百二十六、

#### 一百二十七、

#### 一百二十八、

#### 一百二十九、

#### 一百三十、

#### 一百三十一、

#### 一百三十二、

#### 一百三十三、

#### 一百三十四、

#### 一百三十五、

#### 一百三十六、

#### 一百三十七、

#### 一百三十八、

#### 一百三十九、

#### 一百四十、

#### 一百四十一、

#### 一百四十二、

#### 一百四十三、

#### 一百四十四、

#### 一百四十五、

#### 一百四十六、

#### 一百四十七、

#### 一百四十八、

#### 一百四十九、

#### 一百五十、

#### 一百五十一、

#### 一百五十二、

#### 一百五十三、

五、公団事業が未利用、低位利用地域を対象としていることにかんがみ、すみやかに生活及び生産・流通に必要な道路網等の公共用施設の整備に努めること。

六、濃密生産団地がその本来の機能を十分發揮するよう事業完了後の施設の維持管理及び営農に関する十分な指導、助成等の必要な措置を検討すること。

七、農地開発機械公団から引き継がれる公団職員の処遇については、すみやかにその給与が他の政府関係機関と均衡するよう措置するとともに、定員外職員の定員化その他労働条件の改善等に努めること。

右決議する。

#### 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

#### 委員会の決定の理由

本法律案は、最近における保安林を巡る諸情勢の動向及び保安林の現状にかんがみ、保安林の質的量的な整備を計画的に実施し、保安林の整備の一環としての国による保安林の買入措置を継続することとするため、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年間延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用  
本法の施行に要する経費としては、昭和四十九年度においては、保安林整備計画に基づく国土保全上必要な民有保安林等の取得に関する経

費七億百八十二万二千円が国有林野事業特別会計予算国有林野勘定に、保安林整備計画の樹立に関連する経費九千六百三十八万六千円が一般百四十五億円、保険準備基金五十億円)が計上されている。

なお、昭和四十九年度政府関係機関予算総則において、中小企業信用保険公庫の保険価格の総額は三兆四千億円と定められている。

#### 附帯決議

わが国の著しい經濟發展と都市化により、森林及び林業をめぐる諸情勢はきわめてひびしく、保安林に期待される役割はますます重要になつてゐる。

よつて政府は、保安林の配備、機能の維持、管理等について適切かつ厳正な運用を推進し、保安林の保全及び充実に関する公的負担の拡大を期すとともに、森林・林業政策全般との関連において保安林制度を再検討し、総合的な施策の整備を図るべきである。

右決議する。

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

農林水産委員長 初村瀧一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よ



円であつて、昭和四十九年度予算に計上されている。

#### 附帯決議

政府は、地方交付税制度の本旨と地方財政の現状にかんがみ、左の諸点について善処すべきである。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十六日

参議院議長 河野 謙三殿 議院運営委員長 植木 光教

#### [第二十号参照]

#### 審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月九日 地方行政委員長 久保田藤磨

参議院議長 河野 謙三殿

別手当について、その支給対象を現行の勤続十年以上を勤続五年以上に改め、勤続五年以上十年未満の場合の手当額を本俸の五パーセント相当額とするとともに、昭和四十九年度に支給される期末手当を政府職員と同様に〇・三ヶ月分増額しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

#### 一、費用

本法律案は、議員の秘書に支給される勤続十年以上を勤続五年以上に改め、勤続五年以上十年未満の場合の手当額を本俸の五パーセント相当額とするとともに、昭和四十九年度に支給される期末手当を政府職員と同様に〇・三ヶ月分増額しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

#### 審査報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十六日

議院運営委員長 植木 光教

参議院議長 河野 謙三殿

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、公正取引委員会に国立国会図書

議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十六日

参議院議長 河野 謙三殿 議院運営委員長 植木 光教

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、議員の秘書に支給される勤続十年以上を勤続五年以上に改め、勤続五年以上十年未満の場合の手当額を本俸の五パーセント相当額とするとともに、昭和四十九年度に支給される期末手当を政府職員と同様に〇・三ヶ月分増額しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

#### 二、基準財政需要額の算定方法等について

会情勢の変化に伴う住民需要の動向に対処し、

必要経費を十分算入することとし、人員配置・

単価その他の数値の改善に努めること。

三、地方交付税率の引上げ等を含む一般財源の強化充実をはかるとともに地方道路目的財源の拡充に努めること。

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する地方団体の財源の充実を図るとともに、各種の制度改革等に伴つて増加する財政

需要に對処するため、普通交付税の算定に用いる単位費用を改定するほか、地方財政の状況に

かんがみ、昭和四十九年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

本法律案は、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する地方団体の財源の充実を図るとともに、各種の制度改革等に伴つて増加する財政

需要に對処するため、普通交付税の算定に用いる単位費用を改定するほか、地方財政の状況に

かんがみ、昭和四十九年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

#### 審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月九日

内閣委員長 寺本 広作

#### 附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、左記事項の実現に努めるべきである。

#### 記

一、本制度における共済限度額及び共済価額につ

いては、情勢の変化に即応して適切な措置を講ずるとともに、二十トン以上漁船漁業及び養殖業にも義務加入制の適用を検討する等制度全般の拡充強化を図ること。

二、補助限度率を撤廃するとともに、純共済掛金の国庫補助率を引き上げる等国の助成をさらに強化すること。

審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月九日

農林水産委員長 初村瀧一郎 参議院議長 河野 謙三殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における中小漁業をとりまく諸情勢に對処して、漁業共済制度の改善を図るため、漁獲共済における義務加入制の導入、

てん補水準の引上げ、養殖共済における赤潮特約の創設、特定養殖共済の試験実施等について定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十九年度一般会計予算に二十六億七千四百六十六万円が関連経費として計上されている。

#### 附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、左記事項の実現に努めるべきである。

一、本制度における共済限度額及び共済価額については、情勢の変化に即応して適切な措置を講ずるとともに、二十トン以上漁船漁業及び養殖業にも義務加入制の適用を検討する等制度全般の拡充強化を図ること。

二、補助限度率を撤廃するとともに、純共済掛金の国庫補助率を引き上げる等国の助成をさらに強化すること。



要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日中両国間及びそれぞれの領域を越えて定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件、航空機の使用する燃料等に関する関税の免除、事故の際の救援措置、証明書の相互承認等技術的事項を取り決めるとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができるのみならず、両国間の友好関係が強化され、人との及び物的交流も一層増進されることが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によつて、身体に障害を受けた者及び死亡した者の援護の検討を日途として実態調査を行ない、当時の救済状況を明らかにすること。

一、警防団員に対する援護法上の取扱いについては、戦後相当期間経過していることからがんがみ、その認定方法等について彈力的に運用するよう配慮すること。

一、最近の急激な物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上にみあつて、さらに年金額等の水準を引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずること。

一、戦傷病者に対する障害年金等における内科的疾患の認定基準については更にその改善に努めること。

一、生存未帰還者の調査については、更に関係方面との連絡を密にして、調査及び救出に万全を期すること。

一、戦没者等の遺骨の収集については、更に積極的に推進すること。

一、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の待遇の改善をはかること。

一、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の待遇の改善をはかること。

一、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十六日

〔第二十二号参照〕  
審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、及び防空業務に従事中にかかる傷病による廃疾又は死亡に関し、準軍属に係る障害年金、遺族給与金等を支給するとともに、戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大する等のことを行なうもので、また、衆議院において施行期日の一部について修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十九年度一般会計予算に三十億一千二百四十二万五千円が計上されている。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、小規模企業者に関する中小企業行政の推進を図るため、中小企業庁の内部部局として小規模企業部を設置し、小規模企業に関する事務を一元的に所掌しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う経費は、約三千三百四十四万円であつて、昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

一、費用

要領書

〔第二十二号参照〕  
審査報告書

一、委員会の決定の理由

この条約は、航空機の破壊行為等を犯罪と定め、これらの犯罪行為について重い刑罰を科し得るようにすることを約束し、犯罪行為が行われた国、航空機の登録国、犯人の所在国等の関係国に対し、裁判権の設定義務を課すとともに、各締約国は、犯人を関係国に引き渡すか、又は自國の権限ある当局に事件を付託すべきこと等について規定するものである。この条約を締結することは、民間航空の安全を確保する見地から有意義であり、この分野における国際協力を推進する見地からも望ましいことであると考えられるので、妥当な措置と認めた。

官報(号外)

審査報告書  
一、費用

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

社会労働委員長 山崎 昇

審査報告書  
一、費用

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十四日

地方行政委員長 久保田藤磨

審査報告書  
一、費用

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣委員長 久保田藤磨

審査報告書  
一、費用

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣委員長 伊藤 五郎

審査報告書  
一、費用

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣委員長 伊藤 五郎

要領書  
一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における火災の実態にかんがみ、火災時における人命の安全を確保するため、百貨店、地下街、複合用途建築物、旅館、病院等多数の者が出入する防火対象物については、既存のものにもスプリンクラー施設等の設置を義務付けるとともに、消防用設備等の維持強化を図り、あわせて石油パイプライン施設等につき所要の規定の整備を図ること等を主な内容とするもので妥当な措置と認める。

審査報告書  
一、費用

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣委員長 伊藤 五郎

審査報告書  
一、費用

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣委員長 伊藤 五郎

審査報告書  
一、費用

この条約は、航空機の破壊行為等を犯罪と定め、これらの犯罪行為について重い刑罰を科し得るようにすることを約束し、犯罪行為が行われた国、航空機の登録国、犯人の所在国等の関係国に対し、裁判権の設定義務を課すとともに、各締約国は、犯人を関係国に引き渡すか、又は自國の権限ある当局に事件を付託すべきこと等について規定するものである。この条約を締結することは、民間航空の安全を確保する見地から有意義であり、この分野における国際協力を推進する見地からも望ましいことであると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用  
別に費用を要しない。

審査報告書

業務災害の場合における給付に関する約  
(第二百三十一号)の締結について承認を求める  
の件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十六日  
外務委員長 伊藤 五郎  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、一九六四年に国際労働機関の第  
四十八回総会で採択されたもので、その内容  
は、労働に係る事故及び職業病の場合に支給さ  
れる給付について、保護対象者の範囲、給付の  
事由並びに給付の種類、内容、水準及び支給期  
間等のほか、給付に関連するスライド制、支給  
の停止及び不服の申立て等について規定したもの  
である。この条約を締結することは、わが國  
における労働者に対する災害補償の確保をはか  
る上からも、また労働問題の分野における国際  
協力を推進する上からも有意義であると考えら  
れるので、妥当な措置と認めた。

一、費用  
別に費用を要しない。

審査報告書  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤  
務する外務公務員の給与に関する法律の一部  
を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十六日

外務委員長 伊藤 五郎  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在ヴィエトナム民主共和国大使  
館、在ドイツ民主共和国大使館及び在ポート・  
モレスビー総領事館の設置並びにこれらの在外  
公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額につ  
いて定め、あわせて、既設の在外公館について  
在勤手当の額を改めるとともに、在勤手当の額  
を為替相場の変動等に応じて弾力的に調整し得  
るようにすること等を定めたものであつて、妥  
当な措置と認めた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十九年度  
予算に約六億三千九百万円が計上されている。

審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案  
右は賛成少数により否決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十六日  
文教委員長 世耕 政隆  
参議院議長 河野 謙三殿

定数の標準に関する法律案  
右は賛成少数により否決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十六日

文教委員長 世耕 政隆  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の障害児教育諸学校(盲学  
校、聾学校又は養護学校)における学級編制の  
適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級  
編制及び教職員定数の標準について必要な事項  
を定めようとするものであるが、現段階におい  
ては不適当なものと認める。

一、費用

審査報告書

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担  
に関する法律案  
右は賛成少数により否決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十六日  
文教委員長 世耕 政隆  
参議院議長 河野 謙三殿

定数の標準に関する法律案  
右は賛成少数により否決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十六日

通信委員長 川村 清一  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の積  
立金の運用利回りの向上を図るため、その運用  
範囲を拡大する等の措置を講じようとするもの  
であつて、妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

審査報告書

附帯決議  
政府は、本法の施行にあたり、次の各項の実施  
につとめるべきである。

一、積立金の運用にあたつては、改正法を十分に  
活用して運用利回りの向上をはかり、制度改正  
の実効を確保すること。  
一、余裕金は、積立金と同様、加入者の信託財産  
である性格にかんがみ、積極的にこれが運用制  
度の改善を推進すること。

右決議する。

審査報告書

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改  
正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十六日

商工委員長 鈴木 亨弘  
参議院議長 河野 謙三殿

简易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に  
係る法律案  
本法律案は、障害児教育諸学校(盲学校、聾  
学校又は養護学校)における義務教育の円滑な  
実施を確保するとともに、障害児教育の普及及  
びその水準の向上を図るため、国が公立の障害  
児教育諸学校の職員の給与費等の経費の三分の  
二を負担することにしようとするものである。  
が、現段階においては不適当なものと認める。

審査報告書

公立障害児教育諸学校の学校編制及び教職員  
の配置に関する法律案  
本法律案は、「特殊教育」「特殊学級」を「障害  
児教育」「障害児学級」に改めるとともに、盲・  
聾・養護学校に寄宿舎を設け、これらの学校に  
寮母を置くこととし、その職務内容を定めよう  
とするものであるが、現段階においては不適當  
なものと認める。

参議院議長 河野 謙三殿

商工委員長 鈴木 亨弘  
参議院議長 河野 謙三殿

官 報 (号 外)

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における織維工業の經濟的諸条件の著しい変化にかんがみ、紡績、織布、染色整理、縫製等の事業分野に属する事業者との連携による新商品又は新技術の開発等を促進するための措置を講ずることにより織維工業の構造改善を図ろうとするもので、妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費として、昭和四十九年度一般会計予算に六億六千二百九十三万三千円が計上されている。

今日、織維工業は輸入の急増及び消費者需要の著しい減退によつて企業倒産の続出等の深刻な不況の事態にあることにかんがみ、政府は速やかにかかる事態を開するため織維事業者の資金需要に十分応えるとともに、本法施行にあたり次の諸点につき十分な措置を講すべきである。

一、公正な取引条件の確保を目的として設置が予定される取引改善協議会の運用にあたつては、関係各方面の期待に応えるよう万全を期するなど取引改善について強力な指導を行うこと。

二、織維製品の輸入増加が国内の織維市場を脅か

一、中小零細企業の事業転換にあたつては、必要な指導と転換資金の確保等に遺漏なきを期するところに、その際従事者に就職の不安を与えるようきめこまかい対策を講ずること。

四、消費者情報収集機能を強化することによつて、消費者の嗜好に即応した商品を供給するための体制を早急に確立すること。

五、織維工業の構造改善事業を円滑に推進してそ

〔第一二十四号参照〕

審查報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和四十九年五月二十九日

公職選舉法改正に  
関する特別委員長 橋  
参議院議長 河野謙三殿 直治

要領書

### 委員会の決定の理由

今日、織維工業は輸入の急増及び消費者需要の著しい減退によつて企業倒産の続出等の深刻な不況の事態にあることにかんがみ、政府は速やかにかかる事態を開けるため織維事業者の資金需要に十分応えるとともに、本法施行にあたり次の諸点につき十分な措置を講ずべきである。

一、公正な取引条件の確保を目的として設置が予定される取引改善協議会の運用にあたつては、

二、織維製品の輸入増加が国内の織維市場を脅かし、不況を一層深刻なものとしていることとかけられ、関係各方面の期待に応えるよう万全を期するなど取引改善について強力な指導を行うこと。

政府は、本法施行後の状況に基づき、さらに、在宅投票制度の拡充について検討すること。右決議する。

本法施行のため、別に費用を要しない。

参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

会の決定の理由

本案は、昭和四十九年に執行が予定されている参議院議員通常選挙について、選挙人の投票率の利便を図り、投票率の向上を期すため、投票時間を一時間延長するとともに、執行経費の増加に対処し、国が負担する経費の基準について特例措置を講ずるものであり、妥当なものと認める。

本法施行に要する経費は、約三億円の見込みである。

恩給法等の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

參議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 吉本 広作

要領書

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、現在の恩給年額を、本年十月分以降二三・八%増額の額に改定する等の措置を講ずるほか、老齢者等に対する特例の設定等を行なうとともに、下士官以上の旧軍人にに対する一時恩給、教育職員等の勤続加給、外國政府職員等の在職期間の通算等について所要の改善措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

附帶決議

は、次の事項

一 恩給法第二条ノ二について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライドするようその制度化を図るとともに、一律アップ方式について、最近における現職公務員の給与改善の傾向を考慮して再検討すること。

一 恩給の改定時期については、年度当初からの処すべきである。

一 恩給の最低保障額については、最近の社会経済事情を考慮して、その大幅な引上げを行なう

済事情を考慮して、その大幅な引上げを行なうとともに、短期在職者についてさらにその改善を図ること。

一 旧軍人と一般文官との間の仮定俸給年額の格付是正を行なうとともに、加算年の金額計算への算入および加算減算率について改善を図ること。

一 旧軍人に対する一時恩給に関しては、引き続き実在職年が三年以上七年未満の兵に対しても支給の途を譲ること。

右決議する。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月二十九日

参議院議長 河野 謙三殿  
内閣委員長 寺本 広作









畜産危機打開に関する請願 第一九七六年、第一九九〇号、第二〇八九号、第二二三五号、第二二一六号、第二二三二号、第二二七〇号、第二四三五号、第二五三号、第二六八五号、第二七七三号、第三〇〇八号、第三一八三号、第三三五一号、第三六四三号、第四一二五号、第四一六九号、第四四三二四号 畜産物価格の安定に関する請願

願 第二〇〇九号、第二三二七八号、第二七一六号 畜産危機打開対策に関する請願

号 第二〇九〇号、第二二二九号、第二二三三〇号、第二三五一号、第二三五二号、第二三五三号、第二三六二号、第四三二五号 畜産危機打開のための緊急対策に関する請願

号 第二一五六号、第二二二七九号、第二三四〇号、第二四四一号、第二五四四号、第二五八一号、第二二七〇六号、第二七七〇号、第二八七〇号、第二九七二号、第三〇〇五号、第三〇九〇号、第三一〇六号、第三一六三号、第三二三八九号、第三二九六号、第三三七六号 畜産危機打開のための施策に関する請願

願 第二一八三号 畜産危機打開のための諸施策に関する請願

願 第二六九四号 畜産經營安定対策に関する請願

願 第二七一〇号、第二八〇四号 畜産危機の突破に関する請願

願 第三一一二号 昭和四十九年産生産者米価の引上げに関する請願

願 第三一一三号 農林漁業用資材の緊急確保に関する請願

願 第三三三二六号 農業經營安定に関する請願

願 第三五三九号 基本農政の確立に関する請願

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第二十四号参照)

四二三七号、第四二三八号、第四二三九号、  
第四二四〇号、第四二四一號、第四二四二  
号、第四二四三号、第四二八八号、第四二八  
九号、第四二九〇号、第四二九一号、第四二  
九二号、第四二九三号、第四二九四号、第四  
二九五号、第四二九六号、第四二九七号、第  
四二九八号、第四二九九号、第四三〇〇号、  
第四三〇一号、第四三〇二号、第四三〇三  
号、第四三六九号、第四六四四号、第四七四  
三号、第四八五一号、第四九〇七号、第四九  
〇八号、第四九〇九号、第四九八八号、第四  
〇〇一号、第五〇〇二号、第五〇〇三号、第  
五一四二号、第五二八二号、第五四七九号、  
第五四八〇号

制度の創設に関する請願  
第二六九五号 精神薄弱者に対する運賃割引  
制度の創設等に関する請願  
右の通り審査決定した。よつて報告する。

參議院議長 河野 謙三殿 運輸委員長 宮崎 正雄

審査報告書法務委員会第一号  
職院の会議に付するを要するもの  
内閣に送付するを要するもの  
第一二二七号 保護司活動の強化に

一、議院の会議に付するを要するもの  
第一二二七号 保護司活動の強化に関するもの  
右の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和四十九年五月三十日

參議院議長 河野 謙三殿 法務委員長 原田 立

審查報告書(文教委員會第一號)

## 一、内閣に送付するを要するもの

第一四号、第一七五号、第一七六号、第一七七号、第一七八号、第一七九号、第一八〇

第二〇八号、第二〇九号、第二一二号、第二二三号、第二二四号、第二二五号、第二二六号、第二二七号、第三三一号、第二四三号、第二三四号、第二四五号、第二五二号、第二六二号、第二六九号、第三三五号、第三三六号、第三三五号、第三三六号、第三三七号、第三三八号、第三三九号、第三三九〇号、第四〇一号、第五三六号、第五六三号、第五八九号、第六二三号、私立幼稚園教育振興に関する請願

四四号、第七四五号、第七五六号、第七六号、第七七八号、第七八六号、第七八七号、第七七八八号、第七九号、第七九〇号、第七九一号、第七九二号、第七九三号、第七九四号、第七九八号、第七九九号、第七八〇号、第七八〇一号、第七八〇二号、第七八〇三号、第七八五一号、第七八五二号、第七八五五号、第七八六号、第七八五七号、第七八五八号、第七八六九号、第七八七〇号、第七八七一号、第七八七九号、第七八八〇号、第七八八一号、第七八八六号、第七八八七号、第七八八八号、第七八八九号、第七八九四号、第七八九五号、第七八九六号、第七八九七号、第七九九八号、第七九九九号、第一〇〇〇号、第一〇〇一号、第一〇〇二号、第一〇〇三号、第一〇一〇九号、第一一一二号、第一一一三号、第一一二四号、第一一二五号、第一一二六号、第一一二四号、第一一二五号、第一一二六号、第一一二七号、第一一二八号、第一一二九号、第一一二三〇号、第一一二三三号、第一一二三四号、第一一二三五号、第一一二三六号、第一一二三七号、第一一二三九号、第一一二四〇号、第一一二四一号、第一一二四四号、第一一二四五号、第一一二五〇号、第一一二五五号、第一一二五六号、第一一二五七号、第一一二五八号、第一一二五九号、第一一二三〇号、第一一二八四号、第一一二九五号、第一一二五〇号、第一一二七五号、第一一二九五号、第一一二〇三号、第一一二〇六号、第一一二〇七号、第一一二〇八号、第一一二三〇号、第一一二四号、第一一二九号、第一一二三〇号、第一一二八四号、第一一二九五号、第一一二三三号、第一一二四八二号、第一一二五三五号、第一一二五七三号、第一一二五八号、第一一二三八六号、第一一二九七八号、第一一二九三号、第一一二九四号、第一一二九七号、「私立小・中・高等学校振興法」制  
定に關する請願  
第九三号、第三七一号 病弱児養護学校の設置等に關する請願

号、第四〇九号、第四一〇号、第四一号、  
第四一二号、第四一三号、第四一四号、第四  
一五号、第四二九号、第四三〇号、第四三  
号、第四三三号、第四四九号、第四五〇号、第  
四五一号、第四五一号、第四九〇号、第四  
九一号、第四九二号、第四九三号、第二一  
六号、第二一七七号、第二一七八号、第二一  
七九号、第二一八〇号、第二一八一号、第一  
一八二号、第一一八三号、第二一八四号、第  
一九〇号、第一四〇〇号、第五三六二号  
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に關  
する請願

第三〇三八号、第三〇四三号、第三〇四四号、  
第三〇四五号、第三〇六五号、第三〇六六  
号、第三〇八〇号、第三一二一九号、第三  
三七号、第三一五九号、第三一七二号、第  
一九六号、第三三〇八号、第三二一〇九号、  
第三二四五号、第三二四六号、第三二七三  
号、第三三一九四号、第三三一九二号、第三  
三一九四号、第三三一九五号、第三  
三一七三号、第三一七四号、第三一七五号、  
第三三一九一号、第三三一九二号、第三  
三一九三号、第三三一九四号、第三三一九五  
号、第三三一九六号、第三三一九七号、第三  
三一七号、第三三一八号、第三三一九号、第  
三三六〇号、第三三六一号、第三三九五号、  
第三三四六六号、第三三四六七号、第三  
三四六九号、第三三四七〇号、第三  
三一七号、第三三四七二号、第三三四八〇号、第三  
八九号、第三三五〇六号、第三三五八七号、第三  
五八八号、第三三五八九号、第三三五九〇号、第三  
六〇八号、第三三六〇九号、第三三六一八号、第三  
六三三号、第三三六五四号、第三三六五五号、第三  
六五六号、第三三六五七号、第三三六五八号、第  
三六五九号、第三三六六〇号、第三三七三五号、  
第三三四七八号、第三三七四九号、第三三七五〇  
号、第三三七五一号、第三三七八七号、第三三八四  
二号、第三三九四四号、第四〇九〇号、第四〇  
九一号、第四〇九二号、第四一五一号、第四  
一五二号、第四二五二号、第四二五三号、第  
四二八一号、第五三七九号 私学に対する公  
費助成の大額増額と民主的公費助成法制定  
に関する請願

○九号、第三三九八号、第二三一〇号、第二三七四号、第二四三〇号、第二六一一号、第二九九四号、奈良市史跡大安寺旧境内地に関する請願  
第三五三七号 学校災害補償法の制定に関する請願  
第三五八二号、第四一二三号、第四二六三号、第四二六四号、第四三七〇号、第四三八四号、第四三八八号、第四四〇〇号、第四四一七号、第四四三七号、第四四六六号、第四四六七号、第四四六八号、第四四六九号、第四四九三号、第四五一三号、第四五三六号、第四四五五七号、第四五七三号、第四六一八号、第四六三二号、第四六三三号、第四六三三号、第四六三四号、第四六三五号、第四六八三号、第四六八四号、第四七〇六号、第四七八一号、第四八二五号、第四八八〇号、第五〇〇八号、第五三七一号、第五三七二号、第五四五五四号、第五四七六号 国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願  
第三七九九号、第三八五六号、第三八五七号、第三八五八号、第三八五九号、第三八六〇号、第三八六一号、第三八六二号、第三八六三号、第三八六四号、第三八六五号、第三八六六号、第三八六七号、第三八六八号、第三八六九号、第三八七〇号、第三八七一号、第三八七二号、第三八七三号、第三八七四号、第三八七五号、第三八七六号、第三八七七号、第三八七八号、第三八七九号、第三八八〇号、第三八八一号、第三八八二号、第三八八三号、第三八八四号、第三八八五号、第三八八六号、第三八八七号、第三八八八号、第三八八九号、第三八九〇号、第三八九一号、第三八九二号、第三八九三号、第三八九四号、第三八九五号、第三八九六号、第三八九七号、第三八九八号、第三八九九号、第三九〇〇号、第三九〇一号、第三九〇二号、第三九〇三号

第三九〇三号、第三九〇四号、第三九〇五号、  
第三九〇六号、第三九〇七号、第三九〇八  
号、第三九〇九号、第三九一〇号、第三九一  
一号、第三九一二号、第三九一三号、第四六  
八九号、第五四五五号、第五五六二号、義務  
教育費の完全無償化等に関する請願  
第四二七〇号 熊本県城南町所在塚原古墳群  
の保存に関する請願

第四四三〇号 私立学校振興の抜本的対策に  
関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十九年五月三十日

参議院議長 河野 謙三殿 文教委員長 世耕 政隆

〔第二十五号参照〕

審査報告書

内閣法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月三十一日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 寺本 広作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における行政事務の複雜、  
多様化にかんがみ、内閣の機能の充実強化をは  
かるため、国務大臣の定数を一人増加して二十  
人としようとするものであつて、妥当な措置と  
認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約千七百万円で  
あつて、昭和四十九年度一般会計予算に計上さ  
れている。

審査報告書

国土総合開発庁設置法案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月三十一日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 寺本 広作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国土に関する行政を総合的に推進するため、新たに總理府の外局として、國務大臣を長とする国土庁を設置することとし、その任務、所掌事務、権限、組織等を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、約十七億一千三百十七万円であつて、昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十九年五月三十一日

審査報告書

公害紛争処理法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

公害対策及び環境  
保全特別委員長 鶴園 哲夫

一、委員会の決定の理由

本法律案は、和解の仲介の制度に代えてあつせんの制度を設け、公害等調整委員会及び都道府県公害審査会がその議決によりあつせんを行うことができることとする等所要の改正を行ふものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帶決議

政府は、公害紛争処理において被害者保護の趣旨を十分に生かすよう、本法施行にあたって、次の諸点について、適切な措置を講すべきである。

一、典型七公害以外の日照等に係る紛争をも紛争処理制度の対象範囲とするよう速やかに検討すること。

二、職権によるあつせん及び調停の開始にあたっては、当事者とくに被害者の意思を尊重して、紛争の自主的解決の努力を妨げることのないよう配慮すること。

三、裁定制度が、十分に活用されるようその趣旨の普及に努めること。

四、被害者の多くが生活に困窮している実情を考慮し、紛争に係る費用負担の軽減等について配慮すること。

五、公害紛争の動向にかんがみ、公害審査会を未だ設置していない府県に対し、その設置について再検討するよう指導するとともに、地方公共団体が支出する紛争処理の経費について十分配慮すること。

六、紛争の迅速かつ適切な処理に資するため、紛争処理に係る調査体制の充実、運営の改善に努力すること。

審査報告書

発電用施設周辺地域整備法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月三十一日

参議院議長 河野 謙三殿 商工委員長 鈴木 享弘

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置が困難になつてゐる現状

にかんがみ、これらの施設の周辺地域について

公共用施設の整備を促進することにより、これらの施設の設置を円滑化しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十九年

度電源開発促進対策特別会計に百一億円が計上されている。

審査報告書

電源開発促進税法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月三十一日

参議院議長 河野 謙三殿 大蔵委員長 土屋 義彦

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月三十一日

大蔵委員長 土屋 義彦 参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年六月三日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 寺本 広作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、発電用施設周辺地域整備法に基づく交付金の交付及び発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

審査報告書

電源開発促進税法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月三十一日

参議院議長 河野 謙三殿 大蔵委員長 土屋 義彦

既定経費の範囲内で賄う。

昭和四十九年六月三日

内閣委員長 寺本 広作 参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年六月三日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 寺本 広作

要領書

審査報告書

人事院の「国家公務員災害補償法等の改正に関する意見の申出」にかんがみ、公務上の災害又は通勤による災害を被つた職員及びその遺族に対する保護の充実を図るために、これらの者に支給する補償の給付水準の改善を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法律施行に伴う租税の収入見込額は、昭和四十九年度百一億円である。

昭和四十九年六月三日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 寺本 広作

要領書

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年六月三日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 寺本 広作

要領書

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年六月三日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 寺本 広作

要領書

恩給・共済及び援護法の年金等

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。



審査報告書(大蔵委員会第一号)  
議院の会議に付するを要するもの  
一、内閣に送付するを要するもの  
第一三七号 昭和四十九年産業たばこ収納価格の大幅引上げ等に関する請願  
第三五八号 所得税法上における修学費控除制度の実現に関する請願  
第六九三号 自動車重量税に関する請願  
第一六二三号、第一六九三号、第一六九四号、第一六九五号、第一六九六号、第一七二号、第一七二八号、第一八〇八号、第一八〇九号、第一八一〇号、第一八一二号、第一八一二号、第一八一三号、第一八一四号、第一八一五号、第一八一六号、第一八一七号、第一八一八号、第一八一九号、第一八二〇号、第一八四四号、第一八四五号、第一八四六号、第一八四七号、第一八四八号、第一八四九号、第一九三〇号、第一九三一号、第一九三三号、第一九三四号、第一九三五号、第一九三六号、第一九三七号、第一九三八号、第一九三九号、第一九四〇号、第二〇五一号、第二〇五二号、第二〇五三号、第二〇五四号、第二〇五五号、第二〇五六号、第二〇五七号、第二〇五八号、第二〇五九号、第二一一六号、第二一一七号、第二一一八号、第二一一九号、第二一二四二号、第二一二四三号、第二一二九三号、第二一二九四号、第二一二九五号、第二一二九六号、第二一二九七号、第二二三〇三号、第二二三〇四号、第二二四一一号、第二二四一八号、第二二四三三号、第二二四三三号、第二二五一二号、第二二五一三号、第二二五六六号、第二二五六三号、第二二五六六号

四号、第三五六五号、第二六一四号、第二六一五号、第二六六四号、第二六六五号、第二六六六号、第二六七三号、第二六七一号、第二六六九号、第二六七〇号、第二六七二号、第二六七号、第二六六七号、第二七六四号、第二七六六号、第二七八五号、第二八五号、第二八八一号、第二八九八号、第二九六〇号、第二九六一号、第二九六二号、第三〇〇一号、第三〇八一号、第三五五〇号、第三六五二号、第三七二七号、第四五三二号、有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

第四二三一號 所得稅法改正に関する請願  
の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和四十九年六月三日

審査報告書(内閣委員会第一号)

参議院議長 河野 謙三殿

大蔵委員長 十屋 義彦

議院の會議に付するを要するもの  
、内閣に送付するを要するもの

第二号 軍人恩給の改善に関する請願  
第一七一号、第四九四号、第五三八号 恩  
給・共済年金の改善に関する請願  
第一四二三号、第一四二三号、第一四二四  
号、第一四二五号、第一四二六号、第一四二  
七号、第一四二八号、第一四二九号、第一四  
三〇号、第一四三一号、第一四三二号 公務  
員等の賃金引上げ等に関する請願  
第二九五〇号、第二九九一号、第二九九二  
号、第二九九三号、第三〇七四号、第三〇七  
五号、第三一八五号、第三一八六号、第三一  
八七号、第三一八八号、第三一八九号、第三  
三七七号、第三三七八号、第三三七九号、第  
三三八〇号、第三三八一号、第三三八二号、  
第三三八三号、第三三八四号、第三三八五  
号、第三三八六号、第三三八七号、第三三八  
八号、第三三八九号、第三三九〇号、第三三  
九一号、第三三九二号、第三三九七号、第三  
五〇一号、第三五六九号、第三五七〇号、第三  
五七一号、第二五七二号、第三五七三号、  
第三五七四号、第三五七五号、第三五七六  
号、第三五七七号、第三五七八号、第三五七  
九号、第三五八〇号、第三五九五号、第三五  
九六号、第三六〇六号、第三六九七号、第三  
六九八号、第三六九九号、第三七〇〇号、第  
三七〇一号、第三七〇二号、第三七〇三号、  
第三七〇四号、第三七〇五号、第三七〇六



<p><b>経過の概要</b></p> <p>本法律案は、第七十一回国会開会中において、趣旨説明を聴いたのち、田中法務大臣、参議院議員佐々木静子君、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行なうとともに、参考人の出席を求めて意見を聴取し、質疑を行なつた。</p> <p>閉会後においては、資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。</p>
<p><b>審査報告書</b></p> <p>女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（継続案件）</p> <p>右について、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。</p> <p>昭和四十八年十一月三十日 文教委員長 永野 鎮雄 参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p><b>経過の概要</b></p> <p>本法律案については、第七十一回国会及び同閉会中において、趣旨説明を聴取し、資料の収集等を行なつたが、審査を終了するに至らなかつた。</p> <p>右について、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。</p> <p>昭和四十八年十一月三十日 文教委員長 永野 鎮雄 参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p><b>経過の概要</b></p> <p>私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案（継続案件）</p> <p>右について、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。</p> <p>昭和四十八年十一月三十日 文教委員長 永野 鎮雄 参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p><b>経過の概要</b></p> <p>本法律案については、第七十一回国会及び同閉会中において、趣旨説明を聴取し、資料の収集等を行なつたが、審査を終了するに至らなかつた。</p> <p>右について、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。</p> <p>昭和四十八年十一月三十日 文教委員長 永野 鎮雄 参議院議長 河野 謙三殿</p>



## 官 報 (号)

昭和四十八年十一月三十日

内閣委員長 高田 浩運

参議院議長 河野 謙三殿

## 経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中、昭和四十

八年度防衛庁関係予算に関する件について、増原

士演習場問題等に関する件について、二階堂内閣

官房長官、三木環境庁長官、増原防衛庁長官、政

府委員、大蔵省及び会計検査院当局に、國の防衛

問題に関する件について、田中内閣総理大臣、増

原防衛庁長官及び政府委員に、北富士演習場内國

有地の入会に関する件について、増原防衛庁長官

から説明を、参考人天野重知君から意見を聴取

し、同長官、同参考人、政府委員及び大蔵省当局

に、長沼ナイキ基地判決問題に関する件について、

田中内閣総理大臣、田中法務大臣、山中防衛

庁長官及び政府委員に、金大中事件と元自衛隊員

の問題に関する件について、山中防衛庁長官、政

府委員、外務省及び文部省当局に対し、それぞれ

質疑を行なう等調査を行なつた。

閉会後は、資料の収集等に努めたが、その対象

が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至ら

なかつた。

調査報告書  
検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

参議院議長 河野 謙三殿 法務委員長 原田 立

経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中、発展途上

国に対する経済協力等に関する問題、日ソ平和条  
約締結に関する問題、当面の日中問題、ヴィエト

ナム問題、朝鮮問題、核兵器不拡散条約の批准問  
題、日米間の問題、金大中事件に関する問題、在

日米軍に関する問題、田中内閣総理大臣の訪米及  
び訪ソ等に関する問題等について田中内閣総理大

臣及び大平外務大臣の見解を質すとともに政府委  
員、運輸省、大蔵省、環境庁、外務省、警察庁、

法務省、文部省及び防衛庁当局に対し質疑を行な  
う等調査を行なつた。

ついで閉会後においては、日ソ共同声明の欠落  
問題、第四次中東戦争による石油産出規制問題、

金大中事件に関する問題、日韓閣僚会議開催に関  
する問題及びヴィエトナム問題について大平外務

大臣の見解を質すとともに外務省及び警察庁当局  
に対し質疑を行なう等調査を進めてきたが、いま  
だ調査を終了するに至らなかつた。

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中において、

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

参議院議長 河野 謙三殿 文教委員長 永野 鎮雄

経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中において、

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

参議院議長 河野 謙三殿 文教委員長 永野 鎮雄

昭和四十八年十一月三十日

大蔵委員長 藤田 正明

参議院議長 河野 謙三殿

## 経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中において、

当面の財政及び金融等の諸問題について大蔵大臣  
より所信の表明を聴取するとともに、大蔵大臣、通商産業大臣、厚生大臣及び関係当局並びに参考

人に對し、租税、金融、國際通貨、証券行政等の諸問題について質疑を行なうほか各種調査資料の

収集を行なつた。

次いで、閉会中においても資料の収集を行なつたが、その対象が広範多岐にわたり調査すべき事

項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

擁護、壳春対策及び裁判所、法務省関係厅舍施設の營繕に関する実情調査のため、九州及び沖縄の二方面に委員派遣を行なつた。右のほか、適宜関係資料の収集、検討等を行なつたが、本件調査を終了するに至らなかつた。

政府当局の説明を求めて質疑を行なつた。  
また閉会中ににおいては、資料の収集を行なう等調査を進めたが、その対象が広範にわたつていてため、調査を終了するに至らなかつた。

本委員会は、第七十一回国会開会中において、  
地方行政の改革に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

地方行政委員長 久次米健太郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中において、  
地方行政の改革に関する調査の一環として、左記  
事項に關し、自治大臣、国家公安委員長及び關係

本委員会は、第七十一回国会開会中において、  
地方行政の改革に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を行なうとともに、  
地方行政、検査行政、登記制度の運用、人權

租税及び金融等に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

また閉会後においては、金大中事件について、  
関係当局の出席を求めて調査を行なつた。  
また閉会後においては、金大中事件について、  
関係当局の出席を求めて調査を行なうとともに、  
地方行政、検査行政、登記制度の運用、人權

擁護に関する問題、未承認國からの入國、  
人權擁護に関する問題及び金大中事件等について、  
関係当局の出席を求めて調査を行なつた。  
また同閉会中において、実地調査のため、石  
川県及び福井県に対し委員派遣を行なつた。  
しかししながら、本調査はその対象が広範多岐に  
わたるため、調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その一) 調査報告書(継続事件)

二五

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

社会労働委員長 大橋 和孝  
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要  
社会労働委員長 大橋 和孝  
参議院議長 河野 謙三殿

本委員会は、第七十一回国会及びこれに続く閉会中に左の事項について調査を行なつた。特に食用油の熱媒体混入問題に関する件及び心身障害児・者対策に関する件については、参考人の出席を求めて説明を聴取し、質疑を行なうとともに、心身障害児・者対策の推進に関する決議を行なつた。

調査事項

- 一、厚生行政の基本施策に関する件
- 二、昭和四十八年度厚生省関係予算に関する件
- 三、森永ミルクひ素中毒問題等に関する件
- 四、戦災による身体障害者の救済対策に関する件
- 五、農薬による人体被害に関する件
- 六、食品衛生行政に関する件
- 七、昭和四十八年度労働省関係予算に関する件
- 八、森永ミルクひ素中毒問題等に関する件
- 九、心身障害児・者対策に関する件
- 十、中医協の運営に関する件
- 十一、インフレと社会保障に関する件
- 十二、自治体病院の赤字対策に関する件
- 十三、社会福祉施設の栄養士及び調理員の処遇に関する件
- 十四、インフルエンザ予防ワクチンの不足対策に関する件
- 十五、右のほか、開会中、心身障害児・者の福音の実情を調査するため、静岡県に委員を派遣するともに、閉会中においても、地方における厚生行政の実情を調査するため、北海道及び青森県に委員を派遣した。
- 十六、右の各調査事項について、関係資料を収集するため、北海道及び青森県に委員を派遣した。
- 十七、右の各調査事項について、関係資料を収集するため、農林水産政策に関する調査(継続事件)を行なつた。

農林水産政策に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ

集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

社会労働委員長 大橋 和孝  
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要  
社会労働委員長 大橋 和孝  
参議院議長 河野 謙三殿

本委員会は、第七十一回国会及びこれに続く閉会中に左の事項について調査を行なつた。特に白ろう病に関する件については、参考人の出席を求めて説明を聴取し、質疑を行なつた。

調査事項

- 一、労働行政の基本施策に関する件
- 二、昭和四十八年度農林省関係の施策及び予算に関する件
- 三、株式会社本山製作所における労働争議に関する件
- 四、大豆対策等当面の農林水産行政に関する件
- 五、有明海等における水銀等の汚染による漁業被害対策に関する件
- 六、天然ガスの噴出による農業被害対策に関する件
- 七、大豆対策に関する件
- 八、畜産振興対策に関する件
- 九、美保湾における漁場埋立問題に関する件
- 十、輸入豚肉問題に関する件
- 十一、当面の農林水産行政に関する件(五回)
- 十二、また、左の各決議を行なつた。

また、左の各決議を行なつた。

- (一) 農畜水産物の自由化に関する決議
- (二) 飼料緊急対策に関する決議
- (三) 公害被害漁業者等の救済に関する決議
- (四) 農林水産関係物資の国鉄貨物運賃に関する決議

畜産物価格等緊急対策に関する決議  
同閉会後は、当面の農林水産行政に関する件について農林大臣及び関係政府当局に対し質疑を行なつたほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

農林水産委員長 亀井 善彰  
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要  
農林水産委員長 亀井 善彰  
参議院議長 河野 謙三殿

本委員会は、第七十一回国会開会中、左の件について農林大臣及び関係政府当局に対し質疑を行なつた。

また、北海道伊達市における火力発電所の建設が農漁業に及ぼす影響について調査のため、北海道へ委員派遣を行なつた。

昭和四十八年十一月三十日

商工委員長 佐田 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要  
商工委員長 佐田 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

本委員会は、第七十一回国会開会中、産業貿易及び経済計画等に関する調査として、出光石油化学会社徳山工場における爆発火災事故、電気及びガス料金、日米間の織維問題、工場立地に伴う保安問題等について政府関係者に対し質疑を行なうとともに、石炭対策に関する小委員会を設置し、三井鉱山株式会社上砂川鉱業所における災害、常磐炭礦株式会社西部炭鉱における災害等についても質疑を行なつた。

また、閉会後においても、電気、石油及び織維産業等の実情調査のため四国地方に委員を派遣するほか、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

本委員会は、第七十一回国会開会中において新幹線鉄道の建設状況、上尾事件、貨物輸送の近代化

を終了するに至らなかつた。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

商工委員長 佐田 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要  
商工委員長 佐田 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

化等日本国有鉄道の運営に関する件、タクシード事務所経営のあり方(参考人より意見聴取)、過積防止対策、排気ガス対策、中鉄バス問題等自動車行政に関する件、カーフェリー「せとうち」の沈没事故と今後のカーフェリー安全対策に関する件、自衛隊機と全日空機との空中衝突事故のその後の措置について(参考人より意見聴取)、日中航空協定問題等航空行政に関する件等の諸問題を取り上げ、それぞれ関係当局より説明を聴取し、質疑を行なつた。

なお、閉会後においても、関係資料の収集等鋭意調査を進めたが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

**調査報告書**

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

わたつているため結論を得るに至らなかつた。

つて経過の概要を添えて報告する。  
昭和四十八年十一月三十日

予算委員長 大竹平八郎

参議院議長 河野 謙三殿

沖縄及び北方問題に 星野 重次

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

建設委員長 野々山一三

参議院議長 河野 謙三殿

建設委員長 野々山一三

経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中、主として並びに北海道総合開発の基本施策に関する件、昭和四十八年度建設省、北海道開発庁、首都圏整備委員会、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部の予算に関する件、今期国会における建設省関係提出予定法律案に関する件、建設資材の確保等に関する件、公団住宅の払下げ問題等に関する件、河川における砂利採取問題に関する件、沖縄における建築木材の確保等に関する件、東北縦貫道路の路線変更問題に関する件、沖縄国際海洋博覧会に伴う道路問題に関する件、中央自動車道等の建設進捗状況に関する件、首都圏における住宅用地の取得問題に関する件、早明浦ダムの放水に関する件、北海道開発庁非常勤職員の定員化等に関する件等について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

また、閉会後は、北海道、富山、石川、福井、福岡、熊本、大分及び沖縄の各県に委員を派遣して現地調査を行なつた。

なお、本調査については、その対象が広範多岐にわたること等の事情により、調査を終了するに至らなかつた。

**調査報告書**

国家財政の經理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

決算委員長 田中寿美子

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中及び閉会中、表記の件に関し、昭和四十五年度決算及び昭和四十六年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集あるいは委員派遣を行なう等調査をすすめてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

また、閉会後においても、地方における建設

事業並びに建設諸計画に関する実情調査のため、

労使関係の正常化、郵便貯金利率引上げの郵便貯

金財政への影響、通信衛星及び放送衛星の早期打

上げ計画、日中海底ケーブルの建設等国際電気通

信事業の当面する諸問題、日本電信電話公社における業務上疾病の取扱い、NHK東京放送会館の土地建物の売却等の諸問題につき、関係当局及び参考人に対し質疑を行なうとともに資料を収集し

た。

また、閉会後においても、委員派遣を行なつて地方の実情を調査するとともに資料を収集する等調査を進めたが、本件は、その対象が広範多岐に

**調査報告書**

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

沖縄及び北方問題に 星野 重次

参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その二) 調査報告書(継続事件)

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その二) 調査報告書(継続事件)

二七

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

災害対策特別委員長 秋山 長造

参議院議長 河野 謙三殿

#### 経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中において、

昭和四十八年度防災関係予算、東伊豆有料道路に

おける落石事故、浅間山の噴火、済生会八幡病院

の火災、桜島の噴火、中小河川の管理、地盤沈下

対策、ダム災害対策、地すべり対策、雑居ビルの

消防設備、一九七三年六月十七日根室半島沖地

震、台風第三号及び昭和四十八年七月三十一日未

明の九州北部を中心とした大雨による災害、異常

渴水による災害対策について、それぞれ関係当局

から説明を聴取し質疑を行なったほか、地震対策

に関する件については参考人の出席を求め意見を

聴取し質疑を行なった。

また、火山の噴火による被害並びに昭和四十七年の中集中豪雨による被害の復旧状況の調査のため、鹿児島県及び熊本県へ委員派遣を行なった。同閉会後においては、資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

公害対策及び環境保全特別委員長 森中 守義

参議院議長 河野 謙三殿

公害対策及び環境保全特別委員長 森中 守義

公害対策及び環境保全特別委員長 森中 守義

#### 経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中及び同閉会

中、公害及び環境保全対策について、昭和四十八年

度環境予算、農用地の土壤汚染防止事業、田子の浦

港のヘドロの富士川河川敷における処理方法、P

C Bを含んだヘドロの処理対策、P C Bの回収、環

境容量の設定と総量規制の導入、鉱山周辺のひ素

中毒の救済対策、公害分析の試葉の点検、志布志湾

の自然保護、自然公園内における開発道路計画(大

雪山、妙高高原、霧降高原、美ヶ原)、石油たん

白の安全性、テクノロジー・アセスメント、水俣

病判決に際しての今後の水俣病救済及び重金属汚

染防止対策、苛性ソーダ工場の終点検、三井東庄

化学大牟田工業所における農薬人体実験、名古屋

市南区要町における名四国道の自動車騒音、琵琶

湖矢橋地区の下水道処理施設、米原町の日比野金

属工業によるアンチモン汚染、東京湾、伊勢湾の

総合実態調査、南陽市吉野川流域のカドミウム汚

染、水俣病に対する三つの対策、大気汚染の環境

基準の見直し、大分臨海工業地域の第二期計画の

再検討、P C Bの規制強化と代替品の開発、P C

Tの毒性、水俣病患者の救済、大気汚染による公

害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

#### 調査報告書

公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

害病救済範囲の拡大、長野県中野市のカドミウム

汚染田、魚介類中の水銀許容暫定基準、有明海における水銀汚染の発生源の究明、ヘドロの処理、魚

介類のP C B汚染調査、汚染魚介類に対する補償、高山湾の水銀汚染、公害白書にみる政府の環境保全対策、住友化学大分製造所の毒性ガス発生

・水銀排水、発生源に対する監視体制、東京湾

周辺のP C B汚染、日本列島全域のP C B汚染状況、P C Bの代替品のジクロールベンゼンの製造管理、水銀法の隔膜法への転換、塩水マッドの

CBを含んだヘドロの処理対策、P C Bの回収、環境容量の設定と総量規制の導入、鉱山周辺のひ素中毒の救済対策、公害分析の試葉の点検、志布志湾の自然保護、自然公園内における開発道路計画(大雪

山、妙高高原、霧降高原、美ヶ原)、石油たん白の安全性、テクノロジー・アセスメント、水俣病判決に際しての今後の水俣病救済及び重金属汚染防止対策、苛性ソーダ工場の終点検、三井東庄化学大牟田工業所における農薬人体実験、名古屋市南区要町における名四国道の自動車騒音、琵琶湖矢橋地区の下水道処理施設、米原町の日比野金属工業によるアンチモン汚染、東京湾、伊勢湾の総合実態調査、南陽市吉野川流域のカドミウム汚染、水俣病に対する三つの対策、大気汚染の環境基準の見直し、大分臨海工業地域の第二期計画の再検討、P C Bの規制強化と代替品の開発、P C Tの毒性、水俣病患者の救済、大気汚染による公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

策、日本合成熊本工場・十条製紙八代工場の水銀污染、大分県日本鉱業佐賀関製錬所の排水による排水、大分県日本鉱業佐賀関製錬所の排水による海域汚染、岐阜県長良川支流の水門川の水銀汚染、光化学スマッグの発生機序の究明、水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会の結論、水俣病の病名変更、水俣市社会福祉法人明水園の特殊学級設置要請、水俣病治療研究総合センター設置の促進、重金属等による魚介類汚染に伴う漁業者・漁業者に対する特別融資の拡充、岩手県鮮魚商連業者に対する特別融資の拡充、岩手県松尾鉱山、静岡県南伊豆一条川・青野川の銅・カドミウム汚染防止対策、山形県米沢市のジークライト化学鉱業従業員のじん肺病の発生、原子力発電所の安全性の確保、自然公園・鳥獣の保護のための監視員制度の強化・民間団体の活用、奇型魚・奇型豚の発生の原因究明、水銀汚染調査検討委員会の目的・任務と第三水俣病についての結論との関係、水俣病の認定審査業務の促進・審査体制の充実、環境汚染農薬の残余滞貨の管理、抗生物質を使用した飼料の規制、屠畜場の廃棄物処理、家庭用洗剤の人体への影響、「水銀に係る環境調査の取扱について」による水域調査の実施方法、新幹線の騒音規制基準、北海道大学水産学部練習船による保護海鳥捕獲、住友化学大分製造所の出火事件、危険物・爆発物の取扱いの規制強化、石油化学工場爆発事故の防止と環境保全、自然環境保

官 報 (号 外)

全基本方針、足尾鉛毒による土壤汚染防止事業の促進、田子の浦・洞海湾のヘドロ浚せつ方法、振動規制の立法化、フタル酸エステルの毒性、セイタカアワダチソウによる健康に対する影響、公害健康被害償法の政令事項等の諸問題について政府に対し質疑を行なつた。

なお、開会中、公害及び環境保全対策のあり方について、参考人の出席を求めて意見を聴取するとともに、開会中は熊本県へ、閉会中は兵庫県、岡山県、山口県及び福岡県へそれぞれ委員を派遣し、地方における公害・環境保全の実情を調査した。

右のほか、関係資料の収集を行なう等、鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかつた。

右のほか、関係資料の収集を行なう等、鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかつた。

交通安全対策特別委員長 西村 関一  
参議院議長 河野 謙三殿

転所構内における新幹線列車脱線事故、東海道本線鶴見・横浜間における貨物列車脱線事故、カーフェリー「せとうち」の火災による沈没事故等の諸問題を取り上げ、それぞれ関係当局より説明を聴取し、質疑を行なつたほか、都内の交通安全施設等の実情を視察した。

なお、閉会後においても、交通事情及び交通安全施設等の実情を調査するため、北海道へ委員を派遣したほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象がきわめて広いため、調査を終了するに至らなかつた。

当面の物価等対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

物価等対策特別委員長 山下 春江

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中において、経済企画庁長官より物価対策の基本方針について、また公正取引委員会委員長より公正取引委員会の物価対策関係業務について、それぞれ説明を聴取するとともに、セメント、昆布、土地及び織維の価格問題並びに建設資材等の需給及び価格騰

し、各参考人、経済企画庁長官、建設大臣、公正取引委員会委員長及び通商産業省、農林省等関係当局に対し質疑を行なつた。

次いで、閉会中においても、当面の物価問題等について、経済企画庁長官、公正取引委員会委員長、日本銀行総裁及び大蔵省、通商産業省等関係当局に対し質疑を行なうとともに、消費者米価等の決定に關し、政府に対する要望の決議を行なつたが、その対象が広範多岐にわたり調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

科学技術振興対策樹立に関する調査（継続事  
件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

科学技術振興対  
策特別委員長 渡谷 邦彦

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本特別委員会は、第七十一回国会開会中におい  
て、表記の件に関し、原子力発電の安全性に関する

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。上  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年十一月三十日

公職選挙法改正に  
関する特別委員長 小林 国司

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十一回国会開会中において、  
公職選挙法改正に関する件について、江崎自治大臣  
臣から説明を聴取した。

また閉会中においては、資料の収集を行なう等  
調査を進めたが、その対象が広範にわたつてい  
ため、調査を終了するに至らなかつた。

件、地震対策に関する件等について、科学技術庁長官、政府関係当局及び参考人に対し質疑を行なうとともに資料の収集を行なつた。

また、開会中においても、原子力発電の開発状況及びウラン資源の実情調査のため、委員を島根県及び岡山県に派遣するとともに資料の収集を行なつたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

↓

昭和四十八年十二月二十七日

田中 角榮

内閣総理大臣

河野 謙三殿

内閣議院議長

告する。

# 科学技術振興対策樹立に関する調査（継続事件）

第七十一回国会において、参議院で採択され、内閣に送付された請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、

左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

第七十一回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、

記

内閣受理件数　処理案決定件数

第七十一回国会　一、九〇三件　一、九〇三件

件名	所管省	請願に対する処理要領
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(三件)(第一四・一八・一九号)	(本府)総理府	一、医療職俸給表(三)について、新卒初任給の基準を准看護婦にあつては五万円以上、看護婦にあつては六万円以上とすること及び准看護婦の給与を四等級より三等級に昇格させる」とについて

恩給・共済年金受給者の待遇改善に関する請願(第五九号)

同

二、夜間看護手当を最低一回千円とするることについて

看護婦等に支給する夜間看護手当の額は、人事院規則の改正により、既に昭和四十八年四月一日から夜間勤務一回につき千円とされている。

一、昭和四十八年度の恩給年額の増額は、昭和四十六年度及び昭和四十七年度における現職公務員の給与改善率により行つたところであるが、恩給年額の調整方法については、今後とも十分検討してまいりたい。

また、共済年金の改善並びにスライド制については、公務員の特殊性及び各種公的年金制度との調整に配意しつゝ、できるだけ速やかにその具体的方策をたてるよう鋭意検討中である。

二、退職年次による恩給、年金の格差是正については、恩給制度、地方公務員共済組合制度だけの問題ではなく、その他の公的年金制度に共通する事項であるので、今後とも慎重に検討してまいりたい。

三、恩給、共済年金の最低保障については、他の公的年金の最低保障との均衡、更には制度内部における均衡を考慮しつゝ、その改善を得、既に公布、施行した。

また、准看護婦の三等級への昇格についても、人事院の専門的な調査研究の結果をまつて検討したい。

政府は、看護婦等の給与改定を人事院勧告どおり実施する方針を決定し、第七十一回国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出して国会の議決を得、既に公布、施行した。

四、扶助料及び共済組合制度における遺族給付の改善並びに扶養家族の加給については、恩

給制度も含めた社会保障制度全般の問題でもあるので、今後慎重に検討してまいりたい。

五、老齢者に対する優遇措置については、従来から恩給改善の最も重要な課題として取り上げてきたところであり、昭和四十八年の法改正においても加算年の算入、仮定俸給の格上げ等特段の配慮を講じたところであつて、今後とも老齢者の処遇については十分考慮してまいりたい。

また、共済組合制度においても、他の公的年金の措置に準じ措置してまいりたい。

六、恩給、共済年金の改定の実施時期を四月一日とすることについては、恩給制度、地方公務員共済組合制度だけの問題ではなく、その他の公的年金制度全般に共通する問題であるので、今後とも慎重に検討してまいりたい。

七、福祉年金は、どの年金制度からも給付を受けられない者に対する全額国庫負担で支給される年金であり、他の公的年金の額を補完する趣旨のものではない。

現在、一般公的年金を受けている者に対し、併給を認めているのは、公的年金制度の水準がなお十分でないという実情を考慮して暫定措置として行われているものであり、本來各公的年金制度における給付内容の改善によつて解決されるべきものと考えるが、限度額の引き上げについては、十分検討いたしたい。

八、政府は、従来からほとんど毎年のように所得税の減税を実施し、中小所得者を中心として税負担の軽減を図つてきているところであつて、このような所得税減税の効果は、恩給や年金所得者にも及んでいる。

また、昭和四十八年度の法改正で老年者の受ける公的年金等については、六〇万円の特別控除制度を創設し、その負担の軽減を図つたところである。

その結果、六十五歳以上の夫婦世帯では、老年者年金特別控除額を含めて年金収入約一四七万円までは、所得税が課税されないことになつておらず、通常の年金受給者は、年金のみを受けている場合には、ほとんど所得税が課税されないことになつていて。

なお、政府としては、今後とも中小所得者の負担の適正化に努めてまいりたいと考えている。

九、恩給、共済年金受給者にも現職公務員の短期給付と同様の医療制度を適用することについては、ひとり公務員共済組合制度のみの問題ではなく、医療保険制度全般の問題として検討されるべきものであるので、医療保険制度の抜本的改正との関連を考慮しつつ慎重に検討してまいりたい。

終戦直後海軍刑法による厚木航空隊員受刑者の名譽回復措置に関する  
同

一、本件受刑者に係る判決は、當時適法に構成された裁判所において適法に言い渡されたも

る請願(八件)(第五四一・五五一・五五六・六五〇・八三三一・八八九・九一五・三〇五七号)

法があつたとは認められないので、右の受刑についてこれを補償する性質の金員を支給すべき理由はないものと思料する。

また、旧海軍刑法による受刑という事実に対し、特別の見舞金等を支給することも考えていいない。

二、小園春子未亡人に対し扶助料を給することについては、終戦当時の特殊事情を考慮して、今後十分検討してまいりたい。

三、当該有罪の言渡しの効力は、既に大赦又は特赦により消滅しており、刑事法上、身分上の制限は残つてないので、かかる制限を除去するための名誉回復の措置は、講ずる必要はない。

ドライブイン等において酒類の提供を禁止する規制の強化に関する請願(八十五件)(第五六六・五六七・五七一・六一一・六三一・六四九・六五七・九一三・九一六・九三四・九三五・九三六・九四八・九四九・九六三・九六四・九八一・

同

ドライブイン等において酒類の販売等を禁止することについては、ドライブイン等という業態を法律上どうとらえるか、また、道路からどの範囲にあるドライブイン等を規制の対象とするか等に問題がある。

現行道路交通法では、第六十五条第二項において、車両等を運転することとなるおそれがあ

のであり、かつ、その刑の執行についても違

法があつたとは認められないので、右の受刑についてこれを補償する性質の金員を支給すべき理由はないものと思料する。

また、旧海軍刑法による受刑という事実に対し、特別の見舞金等を支給することも考えていいない。

二、小園春子未亡人に対し扶助料を給することについては、終戦当時の特殊事情を考慮して、今後十分検討してまいりたい。

三、当該有罪の言渡しの効力は、既に大赦又は特赦により消滅しており、刑事法上、身分上の制限は残つてないので、かかる制限を除去するための名誉回復の措置は、講ずる必要はない。

ドライブイン等において酒類の販売等を禁止することについては、ドライブイン等という業態を法律上どうとらえるか、また、道路からどの範囲にあるドライブイン等を規制の対象とするか等に問題がある。

現行道路交通法では、第六十五条第二項において、車両等を運転することとなるおそれがあ

一〇七九・一〇八〇・一〇九一・

一〇九三・一一〇八・一一〇九・

一一二九・一一〇一・一三〇四・

一三一二・一三一三・一三一四・

一三一五・一三六四・一四〇七・

一四六九・一四七〇・一四七一・

一四七二・一五一七・一五一八・

一四五八・一五二九・一八〇九・

一八六九・一九七二・一九七三・

一九八七・一九八八・一九八九・

一九八八・一九〇〇九・二〇一〇・

二〇一一・二〇四七・二〇五七・

二一三六・二一一七・二三三〇・

二三八三・二五七九・二六一〇・

二六一一・二六一二・二七二九・

二七三〇・二七三一・二八六四・

二八六五・二八七八・二九五六・

二九九三・三三三四・三三三五・

三八六五・三八六六・三八七九・

三八八〇・三八八一・三八八二・

三九一一・三九三九・三九八七・

四一一四・四一二九・四一三〇・

四二二〇・五〇四一號)

る者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめ

てはならないと、運転者に対する酒類の提供を禁止しているが、この禁止の違反に対する罰則規定はない。ただし、飲酒運転をすることの情

を知つて、酒類を提供したり、すすめたりした者については、刑法総則による教唆又は帮助として处罚することとしている。

なお、飲酒運転の実態をみると、飲酒場所は、料飲店、知人宅、自宅等が大半であり、ドライブイン等におけるものはごくわずかであることにかんがみ、指導取締りの強化、交通安全教育の推進によりこれらの違反の防止を図つているところである。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

昭和四十九年六月十八日

## ○第七十二回 参議院会議録追録(その二)

件名	所管省	請願に対する処理要領
(第二二三三二号) 交通戦争早期解決に関する請願	(本府) 総理府	この件は、政府は、交通安全対策を最重点施策の一つとして取り上げ、昭和四十六年三月に昭和五十年度までを目途とする交通安全基本計画を作成し、地方公共団体と一体となつて次のような施策を強力に推進している。 (一) 昭和四十六年度を初年度とする総合交通安全施設等整備事業等五箇年計画に基づき、信号機、道路標識、道路標示、交通管理センター等の大規模な整備及び横断歩道橋、歩道、自転車歩行者道等の設置、視距の改善、突角の切取り、交通島の設置等交通安全施設等整備事業を実施している。 また、既存道路における歩道設置が困難な場合における小規模バイパスの建設、歩道の設置に伴う既存道路の拡幅工事等の交通安全に寄与する道路改築事業を計画的に実施している。

- (二) 道路の新改築に際しては、混合交通による交通事故を防止するため歩道・自転車道の設置に努めており、更に、車両相互の接触事故を防止するため多車線道路における中央帯の設置、主要な交差点における道路相互の立体交差化、交通島の設置、バス停車帯の設置等を行つている。また、道路の新改築と同時に、必要な箇所には道路照
- 明、防護柵、道路標識、視線誘導標を整備するとともに、全線に区画線を整備している。
- (三) 踏切道における交通事故を防止するため、踏切道の立体交差化、構造改良等を推進している。
- (四) 歩行者保護、都市交通対策及び道路交通の防止等を徹底するため、スクール・ゾーンや歩行者用道路の設定、駐車規制、バス等の優先、一方通行、自転車の歩道通行可能な交通規制を計画的、積極的に推進している。
- (五) 道路使用の適正化及び道路交通の円滑化に資するため、自動車の保管場所の確保等に関する法律の活用を図るとともに、駐車場の整備を促進している。また、道路使用の許可は、原則として抑制することとし、やむを得ないものについては、必要な条件を付すなどその許可の取扱いの適正化を推進しているが、不法な占有物件についてはその排除の徹底を図ることとしている。
- (六) 児童の交通事故の原因の一つである都市における安全な遊び場等の不足に対処するため、昭和四十七年度を初年度とする都市公園整備五箇年計画を策定し、児童公園、運動公園等の基幹公園の整備を図るほか、児童遊園の整備、校庭開放の促進に努めている。
- 二、交通安全思想の普及徹底
- (一) 中央交通安全対策会議において制定された「幼児交通安全教本」に基づき、幼児の交通安全教育を家庭、幼稚園、保育所等において強力に推進するとともに、指導者の講習会の開催、幼児交通安全クラブの結成等を促進し、また、学校教育及び社会教育における交通安全指導の充実に努めている。更に、国家公安委員会の作成した、「交通の方法に関する教則」の周知徹底を図り、

ている。

道路交通に関するすべての国民の間に交通ルールと安全知識の普及に努めている。春秋の全国交通安全運動においては、歩行者、特に子どもと老人の安全を重点にスクール・ゾーンの定着化等による安全な交通環境づくりの推進と地域ぐるみの交通安全教育の充実を図ることを基本方針として幅広い国民運動を開拓している。

### 三、安全運転の確保

運転免許試験の合理化と内容の充実を図つており、昭和四十七年においては合格基準の引上げを行つてある。また、既成運転者に対する各種講習の内容の充実及び運転不適格者の的確な排除に努めるほか、二輪車の運転者に対する安全教育の徹底を図つてある。

このほか、事業所等における安全運転管理の充実、運転者の労働条件の適正化等について監督指導の充実を図つてある。

### 四、車両の安全性の確保

自動車の安全性の確保については、従来に引き続き、道路運送車両の保安基準の改正、自動車安全関係規格の整備を進めている。また、従来車両検査の対象外になっていた二輪以外の軽自動車についても昭和四十八年十月から車両検査を実施している。

### 五、交通秩序の確立

警察官の増員を図り、機動警らを中心とした街頭監視を強化し、現場指導を徹底するとともに悪質違反者に対する効果的な取締りを行つてある。

### 六、その他

以上のほか、救急業務及び救急医療の充実、損害賠償の適正化、道路交通安全に関する科学技術の振興等の諸施策を強力に推進し

傷病恩給の支給額の改定に関する  
請願(第四七七〇号)

同

両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願(三十件)

(第二二五一・二八四八・二八四九二一・二九〇二・二九〇三・二九二二・二九二三・二九三二・二九三四・二九三五・二九三六・二九五四・二九五七・二九五八・二九五九・二九八〇・二九八二・二九八三・二九九九・三〇五八・三〇九五・三〇九六・三〇九七・三一八・三一九八・三二一一・三三三〇四・三三八七・三六七四・四〇三三三号)

同

以上の施策を実施するための予算を可能な限り優先的に措置することについては、政府は、国の予算編成に際して、交通安全対策を最重点施策の一つとして取り上げている。昭和四十八年度予算における陸上交通安全対策関係の主要経費の総額は、三千三百四億円であり、昭和四十七年度予算額二千五百三十四億円と比較すると、七百七十億円増加(増加率三〇・四パーセント)となつてある。今後とも、交通安全関係予算の充実に努めていきたい。

一、両眼失明者に対する恩給の処遇については、特別項症の増加恩給受給者全体の均衡を考慮しつつ、現行制度上十分の配慮をしているところである。

二、第二項症以上の傷病恩給受給者に給する特別加給の年額の引き上げについては、第七十五回国会で成立した「恩給法等の一部を改正する法律」により昭和四十八年十月から從前の倍額に増額措置を講じたところであり、これを、更に、増額することについては、今後十分検討してまいりたい。

三、第二項症以上の傷病恩給を受ける者の妻に給する扶助料の年額を傷病恩給を含む恩給総額の半額とすることについては、制度の基本に関する問題であり、また戦没者の遺族に対する処遇との均衡もあるので、慎重な検討を要する問題であると考える。

傷病恩給の年額については、昭和四十七年の改正によつて八七パーセントの大幅引上げを行い、更に昭和四十八年の改正によつても他の恩給と同様、昭和四十六年度及び昭和四十七年度における現職公務員の給与改善率により二三・四パーセントの増額を行つたところであり、これが更に改善すべきかどうかについては、他の恩給扶助料との均衡もあるので、慎重に検討す

恩給・年金の改善並びにスライド制の法制化等に関する請願(第四九七〇号)

同

べきものと考える。

一、昭和四十八年度の恩給年額の増額は、昭和四十六年度及び昭和四十七年度における現職公務員の給与改善率により行つたところであるが、恩給年額の調整方法については、今後とも十分検討してまいりたい。

また、共済年金の改善並びにスライド制については、公務員の特殊性及び各種公的年金制度との調整に配意しつつ、できるだけ速やかにその具体的方策をたてるよう鋭意検討中である。

二、退職年次による恩給年金の格差は正については、恩給制度、地方公務員共済組合制度だけの問題ではなく、その他の公的年金制度に共通する事項であるので、今後とも慎重に検討してまいりたい。

三、共済組合の長期給付制度については、関係各制度を再検討し調整することとしているので、年金額算定の基礎給料の一元化については、この検討の課題の一つとして検討することといたしたい。

四、恩給・共済年金の最低保障については、他の公的年金の最低保障との均衡、更には制度内部における均衡をも考慮しつつ、その改善を図つてまいりたい。

五、恩給・共済年金受給者にも現職公務員の短期給付と同様の医療制度を適用することについては、ひとり公務員共済組合制度のみの問題ではなく、医療保険制度全般の問題として検討されるべきものであるので、医療保険制度の抜本改正との関連を考慮しつつ、慎重に検討してまいりたい。

一、昭和四十八年度の恩給年額の増額は、昭和四十六年度及び昭和四十七年度における現職公務員の給与改善率により行つたところであるが、恩給年額の調整方法については、今後

恩給・共済年金受給者の待遇の改善に関する請願(第五〇二二号)

同

とも十分検討してまいりたい。

なお、恩給年額と現職公務員の給与との格差は正についても、今後十分検討してまいりたい。

また、共済年金の実質価値の維持については、従来から努力してきたところであるが、いわゆる年金の自動スライド制の導入については、他の公的年金制度との均衡、財源等の問題もあるので、公的年金制度調整連絡会議及び関係審議会にもばかり、慎重に検討を進めているところである。

二、老齢者に対する優遇措置については、従来から恩給改善の最も重要な課題として取上げてきたところであり、昭和四十八年の法改正においても加算年の算入、仮定俸給の格上げ等特段の配慮を講じるところであつて、今後とも老齢者の待遇については十分考慮してまいりたい。

また、共済組合法においても、昭和四十八年の法改正によつて恩給法における措置ならい所要の優遇措置をとつてあるところである。

三、扶助料の給付率を引き上げることは、恩給制度の基本に関する問題であるので、慎重な検討を要するものと考える。

また、共済組合法の遺族年金の給付水準の引上げについては、財源負担の問題、他の公的年金制度との均衡という問題から御趣旨のとり措置することは困難である。

四、恩給の最低保障額については、長期在職者と短期在職者との待遇の均衡及び他の公的年金の最低保障額との均衡を考慮しつつ、その改善を図つてまいりたい。

また、共済年金の最低保障額については、昭和四八年の法改正により大幅な引上げを行つたところである。

五、夫に対する扶助料の給与条件の緩和については、今後とも慎重に検討してまいりたい。

軍人恩給等の改善に関する請願  
(第五二九〇号)

同

六、恩給の年額は、在職年数と退職時の俸給によつて決定されるものであるから、女子職員であるからといって、恩給法上特別の取扱いをすることは適当でないものと考える。

七、元師範学校等の教員養成学校の附属小学校及び附属中学校の教育事務に従事した者の在職期間を勤続加給の対象とすることについては、その勤務の実態等を考慮して、今後とも慎重に検討してまいりたい。

八、恩給年額の改定時期を四月一日とすることについては、恩給制度だけの問題ではなく、公的年金制度全般に共通する問題でもあるので、今後とも慎重に検討してまいりたい。

また、共済組合制度においては、財源負担の問題、恩給制度との均衡から、御趣旨のとおり措置することは困難である。

旧満州農産物検査所職員に対する  
恩給法の適用に関する請願(第五一三〇号)  
(第五二三一号)

同

旧満州農産物検査所の職員期間を恩給公務員期間に通算することについては、類似の各種国策会社職員との関連もあるので、慎重な検討をするものと考へる。

一、公務員としての経歴を全く有しない満鉄職員に対し、恩給法を適用することについては、恩給制度が公務員を対象とした年金制度であるという制度本来の建前からみて困難である。

二、満鉄職員が昭和二十年八月八日前に自己の意思によらず関係会社に転出した場合における当該満鉄職員としての在職期間の通算については、当時の実情を考慮して今後十分検討いたしたい。

三、旧満州農産物検査所の職員期間を恩給公務員期間に通算することについては、類似の各種国策会社職員との関連もあるので、慎重な検討を要するものと考へる。

傷病恩給等の不均衡是正に関する

同

一、旧軍人の仮定俸給は、戦前から階級ごとに実俸給を大幅に上回る額が決められており、それを増額してきたものが現在の仮定俸給となつてゐるのであつて、それは退職時期にかわらず階級ごとに同額であり、この点において一般文官の仮定俸給とは基本的に異つた性格のものである。したがつて、旧文官の仮定俸給についての不均衡是正及び昭和四十八年の四号俸格上げ措置は、その基本的な考え方において旧軍人の仮定俸給には妥当しないものであるが、仮に文武官の仮定俸給に差があることは適当でないという前提に立つて考えたとしても、昭和四十四年及び昭和四十七年の改正によって、長期在職の旧軍人のみならず短期在職の旧軍人についても六十五歳以上上の老齢者、傷病者及び遺族については、仮定俸給の引上げを行つてゐるので、全体からみれば仮定俸給における文武官の不均衡はほぼなくなつたものと考えるが、この問題については、今後とも慎重に検討してまいりたい。

二、旧軍人の加算年の取扱いについては、昭和四十八年の法改正により七十歳以上の者、遺族及び傷病者については、すべての加算年を金額計算の基礎在職年に算入することとし、また、六十歳以上の者については、加算減算率を一五〇分の三・五から一五〇分の二・五に緩和したところであり、これを更に請願のようすに措置することは、慎重な検討を要するものと考へる。

三、実在職年三年以上七年未満の兵に対して一時恩給を支給するとともに、旧軍人の一時恩給を支給時のベースにより計算することについては、戦前ににおける取扱い、一時恩給の性格、更には他の一時恩給との均衡を考慮して、慎重な検討を要するものと考へる。

一、傷病恩給の年額については、昭和四十七年

請願(三件)（第五三三一四・五三三一五・五三五四号）

の改正によつて八七パーセントの大引上げを行い、更に昭和四十八年の改正によつても、他の恩給と同様、昭和四十六年度及び昭和四十七年度における現職公務員の給与改善率により二三・四パーセントの増額を行つたところであり、これを更に改善すべきかどうかについては、他の恩給扶助料との均衡もあるので、慎重に検討すべきものと考える。

二、傷病恩給の間差は、第一項症の機能障害を基準として、第二項症以下の各機能障害に対する相対的評価を示すものであるから、その決定に当たつては、医学的、かつ、社会的見地から慎重な検討を要するものであるが、現行の間差率は、七項四款の体系が確立した昭和十三年当時の間差率を日途として昭和四十一年に決定したものであり、その後相当期間を経て、いわば社会的に確定されたものと考えるので、現在のところこれを変更することは適当でないと考える。

三、本来普通恩給の年額は、退職当時の階級に対応する仮定俸給を基礎として計算するものであるから、傷病恩給受給者に給付する普通恩給であるかどうかによつてその額を異にするべきものではないが、傷病者という特殊事情を考慮して、昭和四十七年の法改正により仮定俸給の格付けを長期在職者などに引上げ、更に昭和四十八年の法改正により旧軍人等の加算年を年額計算の基礎在職年に算入する等の優遇措置を講じているところである。

四、傷病恩給の年額は、傷病者に現存する障害そのものの評価及び障害の与える影響等によつて決定されるものであり、その者の退職時の階級等のいかんによつてその額を異にするものではないが、現在の傷病恩給の年額が適正な水準にあるかどうかについては、今後とも慎重に検討してまいりたい。

五、傷病恩給症状等差調査会の報告書に示された症例のうち、昭和四十四年の改正によつて取り上げるに至らなかつたものは、肢體障害、視聴覚障害等他制度に波及する度合いの大きいものであるから、これらを今後どのように取り上げていくべきかについては、他の制度との関係をも考慮した上で、慎重に検討すべきものと考える。

六、特例傷病恩給の対象としている内地等における職務関連り傷病者は、職務の執行がその者の負傷又は病に何等かの影響を及ぼしたて、職務の執行と受傷り病との間の因果関係が社会通念上相当と認められる公務傷病者とは若干異なるものであるから、これに対し公務傷病者と同様の処遇を行うことは適当でないと考える。

七、特例傷病恩給の対象を昭和十六年十二月八日前の受傷り病にまで及ぼすことについては、戦傷病者戦没者遺族等援護法との関連もあるので、十分検討してまいりたい。

八、扶助料は、普通恩給を受ける者が死亡した場合にその遺族に給付することを建前としているものであるから、普通恩給を受けていたかつた傷病年金受給者が、公務外の事由により死亡した場合についてまで一律にその遺族に扶助料を給付することは困難であると考える。

九、普通恩給と併給される傷病年金の減額制を廃止することについては、この制度の沿革、傷病年金受給者に対する処遇のあり方、増加扶助料を給付することととしているのは、いわば特例措置であるから、この加給を妻以外の扶養家族にまで拡大することは適当でない

と考える。

十一、特別加給の制度は、増加恩給受給者の中でも特に重症者である第二項症以上の者に対し、傷病恩給の従来からの体系をくずさない範囲においてできるだけ手厚い待遇をしたいという趣旨から設けられたものであるから、これを第三項症以下の者についてまで一律に拡大することは適当でないと考える。

十二、目症程度の傷病者に対する待遇としては、戦前においても一時金のみで年金は給されていなかつたのであり、また、他の公的年金制度における同程度の傷病者に対する待遇を勘案しても、これらの者に対する年金を給することは困難である。

十三、公務傷病者であることの理由として一時恩給の資格年限を短縮することは、制度の建前からみて困難である。

十四、恩給法上時効という制度がある以上、傷病恩給についてのみこれを全く無視することは適当でないが、傷病恩給の特質にてらし、できるだけ受給者の不利にならないような取扱いをしてまいりたい。

十五、公務の立証については、政府においてもできるだけの努力をしているのであるが、なお立証困難なものについては、その責を受給者にのみ課すことのないよう、今後とも十分配慮いたしたい。

十六、傷病恩給は、常にその症状の程度に応じて給されるものであるから、医学的にみて将

来るその症状の程度が低下し、又は回復すると認められる場合には有期の恩給を給しているところであり、これをすべて無期の恩給とするることは適当でないと考える。

十七、検診の制度は、傷病恩給の裁定をより適正なものとするため、本人から提出された恩給診断書その他の資料だけでは障害の認定が困難なものについて、国が診断料等を負担し、指定した病院等において再診断を受けてもらう制度であり、この制度を廃止することは適当でないと考える。

聴力言語障害者の運転免許に関する請願(九件)(第四〇七〇・四一一二・四一二三・四一八〇・四六六八・四八七三・五〇四〇・五一二〇・五五九九号)

(総理府  
警察庁)

一、難聴者に対する運転免許の聴力検査は補聴器の性能が向上したこと等により、補聴器を使用して検査を受けることを希望する者は、昭和四十八年八月二十八日からこれを認めることとした。

二、口のきけない者の解釈を弾力的に行うことにより、実質的に言語の不自由な者であつても何等かの方法で意思の疎通ができる者は、昭和四八年八月二十八日から運転免許の受験資格を有するものとして認めることとした。

三、道路交通法第八十八条第一項第二号を改正し聴覚の全くなき者に運転免許の受験資格を与えることについては、現行道路交通法の通行方法が正常な視覚及び聴覚を前提として規定(緊急自動車に対する避讓義務、危険防止等の警音器吹鳴義務)されているので、聴覚を必要とする場合に視覚によりこれに代替しうるような方法の研究開発をまつて検討することとした。

北海道における国道の整備に関する請願(第一四二五号)

(総理府  
北  
海  
道  
府  
開  
発  
廳)

国道三六号については、既に混雑の激しい札幌市、恵庭市、千歳市、苫小牧市、室蘭市等において構成する恩給審査会に諮問しなければならないことになつてゐるので、現行の制度によつて十分その目的は達し得ているものと考える。

## 北海道開発局の事業所等の統合に関する請願(第五〇九三号)

捲状況、交通量の推移等を勘案し、逐次四車線化を進めていく予定である。

事業所等の整理再編成による統合事務所の設置については、逐年増大し、かつ、多様化する北海道開発事業を限られた定員で効率的に実施するとともに、道路、河川等地域・住民生活に密接な関連を有する公共施設に対する行政サービスの向上を図るため、関係地方公共団体の協力を得ながら進めているところである。

今後とも、統合事務所の設置にあたつては、行政サービスの低下をきたさないようより一層の配慮をするとともに、北海道及び関係市町村の理解と協力のもとに進めてまいる所存である。

## 土地取得及び開発事業に対する規制対策に関する請願(第三三号)

物価安定対策の確立に関する請願  
(二件)(第三七・三九二一八号)

同

總經理  
企劃部

一、最近の物価情勢に對処して政府・日銀においては、從来から物価の安定を最重点の課題として、公定歩合の引上げ、公共事業の施行時期の調整、輸入の積極的拡大等諸般の物価対策を講じてきたところであるが、なお物価の騰勢が極めて根強い実情にかんがみ、昭和四十八年八月三十一日の物価対策閣僚協議会において物価安定緊急対策を決定したところである。今回の緊急対策は、財政の執行の継延べ、金融引締めの一層の強化、民間設備投資及び建築投資の抑制、消費者信用の調整個別物資対策の強化等を内容とするものであります。

第七十五回国会に提案され、継続して審査することとされている国土総合開発法案等において、土地利用基本計画の作成及び土地取得の規制に関する制度の創設並びに開発行為の規制の強化等土地対策の拡充を図ることとしているところである。

生活物資の安定供給に関する請願  
(第二二四六号)

同

対策であり、次第に物価にも好影響をもたらすものと期待されるが、今後とも物価の動向を十分注視し、機動的に物価対策を講じてまいる所存である。

三、特に木材については、昨年来、需給両面から諸対策を講じてきたところであるが、今後においても需要拡大テンポの安定化に努める一方、供給面においては、国内資源の充実、外材の長期安定輸入及び開発輸入の推進、加工流通対策の推進等により、木材の安定的な確保に努めてまいりたい。

政府は、政策の最重点事項として物価安定に積極的に取り組んでおり、累次の物価対策閣僚協議会において総合的物価安定対策を決定し、かつ、これを実施してきているところである。その一環として価格高騰物資に関する対策の推進にも鋭意努力を払つてきており、過剰流動性対策、輸入の積極的大拡大、商品のあつせん機関の設置、関係業界への協力の要請等の諸対策を通じて、物資の円滑な供給に努めているところである。

また、特に、生活関連物資については、政府提出にかかる「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の成立により、大豆、大豆油、燈油など十六品目を同法第二条に基づく投機防止対象物資として指定し、その価格及び需給動向について、厳重に監視を行うとともに、法第五条による立入調査を実施するため、経済企画庁及び各物資所管省庁に価格調査官を配置している。

生活関連物資の価格安定に関する  
請願(第二二七六号)

2

政府は、総合物価安定対策として、昭和四十八年四月十三日の物価対策閣僚協議会において、財政金融政策の弾力的運用、輸入の積極的拡大等七項目にわたる総合対策を決定し、その実施を図ってきたところであるが、その後、

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その一) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

これら諸施策の一層の実効を期することを目的として、八月三十一日には、更に、財政の執行の繰延べ、第四次金融引締め等五項目にわたる物価安定緊急対策を実施することとした。

また、特に、生活関連物資については、政府提出にかかる「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の成立により、大豆、大豆油、燈油など十六品目を同法第二条に基づく投機防止対象物資として指定し、その価格及び需給動向について、厳重に監視を行うとともに、法第五条による立入調査を実施するため、経済企画庁及び各物資所管省厅に価格調査官を配置している。

そのほか、価格高騰物資等については、必要に応じ、商品取引所の規制、商品あつせん所の設置、関係業界への協力要請等の諸対策を通じて物資の円滑な供給に努めているところである。

政府は、総合物価安定対策として、昭和四十八年四月十三日の物価対策閣僚協議会において、財政金融政策の弾力的運用、輸入の積極的大拡大等七項目にわたる総合対策を決定し、その実施を図ってきたところであるが、その後、これら諸施策の一層の実効を期することを目的として、八月三十一日には、更に、財政の執行の繰延べ、第四次金融引締め等五項目にわたる物価安定緊急対策を実施することとした。

また、特に、生活関連物資については、政府提出にかかる「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の成立により、大豆、大豆油、燈油など十六品目を同法第二条に基づく投機防止対策物資として指定し、その価格及び需給動向について、厳重に監視を行うとともに、法第五条による立入調査を実施するため、経済企画庁及び各物資所管省厅に価格調査官を配置している。

日光国立公園、尾瀬地区の自動車道路建設工事の中止等に関する請願(十件)(第六一七・六一八・六一九・六二〇・六二一・六二二・六二三・六二四・六二五・六二六号)

(総理府)

建設資材等の高騰防止のための抜本的対策確立等に関する請願(第二〇六八号)

同

そのほか、価格高騰物資等については、必要に応じ、商品取引所の規制、商品あつせん所の設置、関係業界への協力要請等の諸対策を通じて物資の円滑な供給に努めているところである。

政府は、政策の最重点事項として物価安定に積極的に取り組んでおり、累次の物価対策閣僚協議会において総合的物価安定対策を決定し、かつ、これを実施してきているところである。その一環として価格高騰物資に関する対策の推進にも鋭意努力を払ってきており、建設資材については、セメント、鋼材、木材等について必要に応じ、輸入の増大、生産増強、需給協議会の開催、商品あつせん所の開設等の対策を講じ、その円滑な供給と価格の安定に努めてきているところである。

また、木材等生活関連物資十六品目については、「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の投機防止対象物資として指定し、その価格及び需給動向について、厳重に監視を続けているところである。

なお、自動車道路の周辺地区については、

自然保護のため山梨県連峰スカイライン建設計画の中止に関する請願  
（十五件）（第六五一・六五八・六八三・九九八・一〇一六・一〇一七・一〇二三・一〇四二・一〇九八・一一一〇・一一一〇二・一一〇一・一一三七・一一〇五二号）

同

「連峰スカイライン」は山梨県で構想中のものであり、県当局から正式な意向は表示されていないが、県当局において関係方面的意見を微しおかれており、自然環境の保全に配慮した案を作成するよう検討中と聞きおよんでいる。政府としては、今後とも自然環境の保全に配慮して慎重に検討するよう指導してまいりたい。

五、都市における緑とオーピンスペースは、良好な都市環境を確保するうえで欠くことのできないものであることにかんがみ、都市公園整備の大幅な拡大、開発許可基準による緑地の確保、街路樹の整備の強化、河川敷公園及び緑道の整備、再開発による空地の確保による緑化等を行うほか、良好な緑地を確保するため風致地区その他緑地保全に関する諸制度を活用するとともに、都市緑地保全法により住民の緑化協定の普及、緑地保全地区指定等の施策を通じて都市環境の改善を図つてしまりたい。

四、過疎地域の振興のためには、それぞれの地域の特性に適合した対策が実施されることが必要である。それぞれの地域における具体的な対策は、都道府県及び市町村の過疎地域の振興計画において定められているところであるが、その策定及び実施に当たつては自然の破壊をもたらすことのないよう配慮をしなければならないので、この点については十分に留意いたしたい。

京葉道路騒音防止に関する請願  
(第二七八六号)

同

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願（三十一件）（第三一九五・三三〇五・三三一八・三三九〇・三三九三・三四二一・三四二七・三四二八・三四二九・三四五三・三四五四・三四七五・三四九二・三五〇五・三六三五・三六三六・三六六四・三六六五・三七一四・三七五一・三八八七・三九八四・三九八五・四三一二・四六三一・四六九一・四六九三・四七八一・四七八二・四九一七・四九一八号）

同

東京湾沿岸部の干潟については、近年の大規模な工業開発等の進展により急速に減少してきたのが現状である。今後の東京湾における埋立てについては、現在首都圏整備委員会を中心に関係六省庁からなる東京湾地域整備連絡会議を設置し、そのあり方について検討しているので、この場を通じて干潟の保存の問題をも含めて東京湾の環境保全が図られるよう努めてまいりたい。

PCB公害に関する請願（第三二四三号）

同

一、PCBについては昭和四十七年六月以降、その生産、販売を一切中止しており、また、その新たな使用についても、昭和四十七年九月以降、新幹線用トランク以外は禁止している。液状PCB感压紙及びPCBを使用した家電製品については、製品ごとの回収及び保管の体制を確立しており、今後一層回収が促進されるものと思われる。処理については、現在、国立研究機関等で

國有林は禁伐としており、また民有林についても同種の取扱いを行うよう指導している。三、尾瀬地区の公園計画については、関係方面の意見を聞き既に検討をはじめているところであり、とりまとめに当たつては請願の趣旨に十分留意してまいりたい。

四、過疎地域の振興のためには、それぞれの地域の特性に適合した対策が実施されることが必要である。それぞれの地域における具体的な対策は、都道府県及び市町村の過疎地域の振興計画において定められているところであるが、その策定及び実施に当たつては自然の破壊をもたらすことのないよう配慮をしなければならないので、この点については十分に留意いたしたい。

五、都市における緑とオーピンスペースは、良好な都市環境を確保するうえで欠くことのできないものであることにかんがみ、都市公園整備の大幅な拡大、開発許可基準による緑地の確保、街路樹の整備の強化、河川敷公園及び緑道の整備、再開発による空地の確保による緑化等を行うほか、良好な緑地を確保するため風致地区その他緑地保全に関する諸制度を活用するとともに、都市緑地保全法により住民の緑化協定の普及、緑地保全地区指定等の施策を通じて都市環境の改善を図つてしまりたい。

同

京葉道路について、日本道路公团において、昭和四十六年度から住居地域等に対し必要な順次防音壁を設置することにより騒音の防止に努めているところである。市川地区についても、市当局等と協議の結果、昭和四十八年度において特に人家の密集している地域三百メートル（上り百五十メートル、下り百五十メートル）にわたり防音壁を設置することとしており、その他の箇所についても昭和四十九年度に防音壁を設置する計画である。この防音壁の設置との関連において、必要がある場合には、交通規制上の措置を講ずるよう配慮してまいりたい。

技術開発を行つてゐるところであり、その結果を待つて無害処理のため万全の対策を講じていく所存である。

二、母乳については、昭和四十七年七月全国的な規模で実態調査を実施し、その結果は昭和四十七年十二月に公表している。

また、昭和四十八年度にも七月から八月にかけて全国的な実態調査を実施し、現在集計中である。解析終了後できるだけ早く公表する予定である。

食品中に残留するPCBについては、昭和四十六年度に実態調査を行い、これらの結果に基づき昭和四十七年八月に主な食品の暫定的基準を定めて監視指導に努めているところであるが、更に昭和四十七年度においても実態調査を実施し、その結果は昭和四十八年六月に中間報告として公表されている。

飲み水については、現在までの調査結果は既に公表済みであるが、水道水源では不検出又はこん跡、給水検水についてはすべて不検出であった。なお、今後も検査体制の強化を図り汚染に対処してまいりたい。

三、母子の健康診断については、妊娠婦、乳幼児の一般健康診断を保健所で実施するほか、医療機関に委託して妊娠婦に対し年二回、乳児に対し年一回公費で実施しており、更に精密健康診断を医療機関に委託して妊娠婦、乳児に対する公費で実施し、健康管理の徹底を図つているところである。また、労働者については、PCBを取り扱つてゐる労働者の保護を図るため、昭和四十六年以降「特定化学物質等障害予防規則」において、PCB蒸気発散による障害防止のための設備の改善及び関係労働者に対する特殊健康診断の実施等を事業主に義務づけている。更に、過去にPCBを取り扱つた労働者の健康診断の実施の徹底についても、関係事業場の監督指導などを通じ

て指導勧奨し、健康管理の徹底を図つてゐるところである。なお、公害に関連した住民の健康調査は各都道府県又は市町村単位で実施されるものであるが、原則的には無料で実施しております、今後とも、国としても健康診断を無料にする等の指導をしてまいりたい。

四、慢性毒性検査の実施については、PCB慢性毒性研究班によつて次世代に及ぼす影響、腸管からの吸収代謝と排せつ、体内蓄積及び酵素誘導現象等につき研究中である。

五、PCB等汚染物質の検査分析機器の整備については、地方の公害研究所等に対し助成しているところであり、また、地方公共団体が実施する健康調査や大学等の研究者が実施するPCBの人体内蓄積のメカニズム等についての研究に対しても助成してきたところであるが、今後ともこれらについて助成してまいりたい。

国立公園十和田湖の自然保護に関する請願（八件）第三八二六・三八六二・三八八九・三九八六・四八六・四六三二・四七五三・四七八三号）

同

一、十和田湖・奥入瀬川の農業水利については、十和田湖の自然保護を考慮した所要水量が定められているところであるが、今後とも十和田湖の自然保護について十分留意してまいりたい。

電源開発が順調に進んでいない現在、十和田発電所のもつ調整力、エマージェンシーは重要な位置を占めている。

本発電所の運用に当たつては、濁りの著しい時は十和田湖への溪流の逆送水を中止するなどの対策を行わせている。更に完全を期すために、東北電力（株）では東北大學に十和田湖の水質調査を委託しており、また、青森県においても、青森県十和田湖等保全対策会議が行われているので、それらの結果を待つて一層適切な方策を講じる考え方である。

二、十和田湖の景観保全の観点から公有地化して保全することが必要不可欠な地域について

昭和四十九年六月十八日

参議院会議録追録(その二)

第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

水銀汚染問題に対する抜本的対策  
の樹立等に関する請願(第三九二  
七号)

同

は、これを公有地化の対象とすることを検討してまいりたい。

三、最近、十和田湖の重要な魚種であるヒメマスの生産はかなり低下しているが、これは種々の原因による漁場環境の悪化によるものと考えられる。

このような観点から、政府としては、水質汚濁防止法等の公害関係諸法の厳正な運用により漁場の汚染の防止を図るとともに、関係県からの要請に応じて放流用ヒメマス卵の供給を行うこと等資源の維持培養につき検討しているところである。

四、国有林の伐採については、従来から自然公園としての制限の範囲内で施業してきたところであり、今後は更に昭和四十八年三月に決定した、「国有林における新たな森林施業」に基づき、公益の機能の確保に、一段と配慮してまいりたい。

また害虫の防除については、昭和四十七年度以降、現地における生態観察、薬剤蒸煙処理等を実施しており、今後とも防除に努めてまいりたい。

五、奥入瀬溪流の観光放流は、現在積雪のため影響の少ない冬期は行わず、夜間は少量のみ行っている。

観光放流の問題は、農業用水・水力発電の問題等とも関連するものであり、困難な問題であるが、関係者間で協議し、総合的な観点から解決策を検討してまいりたい。

一、水銀の許容基準については、魚介類の水銀に関する専門家会議を開催し、その意見に基づき、昭和四十八年六月魚介類の暫定的基準を定めたところである。

二、水銀による環境汚染のある地域における住民の健康調査方法の設定については、専門家による水銀汚染調査検討委員会に健康調査を行つてあるほか、まぐら漁業者等について

門部会を設けて検討しており、その一部は既に決定をみているところであるが、これらを含めて水銀汚染による健康調査の実施方法に関する最終的な報告がなされることとなつてゐるところである。

また、水銀を取り扱つてゐる労働者の健康管理については、昭和三十一年以降、特殊健康診断の実施、健康診断結果に基づく事後措置について指導勧奨し、更に昭和四十六年以降「特定化学物質等障害予防規則」において水銀蒸気発散による障害防止のための設備の改善及び関係労働者に対する特殊健康診断の実施を事業主に義務づけている。

更に、最近の水銀問題に対処し、昭和四十八年十一月全国の水銀関係事業場について作業環境及び労働者の健康状況についての実態調査を実施し、「水銀取扱い労働者の水銀による健康障害の評価」を行うことにより、健康管理対策の徹底を図ることとしているところである。

三、生産工程における水銀の使用については、環境への水銀排出を防止するため生産工程のクローズド化を推進するとともに、水銀を使用しない生産工程へ原則として昭和五十二年度末までに、全面転換を進めていくこととしている。

なお、製品について第七十一回国会で成立した「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき十分審査し、その結果に基づき適切な措置を講じていく考え方である。

四、水銀汚染による被害漁業者等の救済については第七十一回国会において制定された「水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法」に基づき被害漁業者等に対する低利融資を行つてあるほか、まぐら漁業者等について

魚介類汚染対策に関する請願（第三九六〇号）

も同法に準じて低利の融資を行つているところである。

五、水銀等による水産動植物の汚染により著しい被害を受けた関連中小企業者（水産食料品

加工業、生鮮魚介類販売業、すし屋、割烹旅館についても、四に記した法律に基づき、国民金融公庫等政府系中小三機関を通じて、低利融資を行つてゐるところである。

六、海底及び河川に堆積している水銀を含む汚泥の処理対策については、既に港湾及び河川について一部実施しているところであるが、現在、全国的な規模で水銀等による底質の汚染状況調査が実施されており、この結果により水銀を含む底質の暫定除去基準に照らして汚泥の処理を必要とするとされた水域においては、その対象水域の特性に即した対策を実施することとした。

## 水俣病対策に関する請願（第四〇）

一、水銀及びPCBによる環境の実態を緊急に把握するため、現在全国的な「水銀等汚染対策、魚介類及び環境総合調査」を実施中である。

この調査は、魚介類、水質、底質、土壤等の農作物についての汚染の実態等について総合的に調査を行うもので、調査結果がまとまり次第速やかに公表することとしている。なお、特に問題となつてゐる水俣湾等九水

域については、水銀汚染に係る調査に関する結果を公表したところである。

和四十八年六月に魚介類に含まれる水銀の暫定的基準を定め、これによつて流通市場における検査を強力に実施しているところである。

三、汚染水域内における漁獲制限については、  
P C B については既に精密検査の結果に基づ  
き汚染されていると認められた魚種について

水域と魚種を限定して自主規制措置をとるよう指導した。

水銀については、全国調査の一環として魚介類等の調査を実施しているが、水俣湾、八代海、有明海、徳山地先、新居浜地先、水島地先、水見地先、魚津地先及び酒田港内については水域における緊急調査を完了し、その結果を公表するとともに汚染されていると認められた魚種については、水域を限定して魚めらか目立見付皆量と云ふよう指導等にこ。

魚介類における水銀の許容基準について  
は、昭和四十八年六月暫定的基準を定めたところであるが、妊婦及び乳幼児への配慮については、専門学者の意見を求め摂食指導を行うことを検討しているところである。

、不知火海沿岸地域住民の健康調査について述べる。かねてより熊本県及び鹿児島県においては、実施されてきたが、その検診から漏れた人々に対し、また、対象地域を拡大して現在補完調査を実施しているところである。

三、水銀、P C B 等による環境汚染の実態を把握するため、現在、全国的な「水銀等汚染対策、魚介類及び環境総合調査」を実施中である。

公害物質使用禁止等に関する請願  
(第四八六〇号)

同

- 四、水銀汚染にかかる食品の安全基準の設定については、政府は数次にわたり、魚介類の水銀に関する専門家会議を開催し、その意見に基づき、昭和四十八年六月魚介類の暫定的基準を定めたところである。
- 五、被害漁業者等の救済については、第七十五回国会において制定された「水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法」に基づき被害漁業者等に対する低利融資を行っているほか、まぐろ漁業者等についても同法に準じて低利の融資を行つているところである。
- 六、現在実施中の環境総合調査により汚染源の究明を行うとともに、公害の原因となる事業者に対する公害関係法によりその責任を明確にし、厳しく規制等を行つている。
- 一、有害物質等の排出を防止する公害防止技術の研究開発、有害物質の代替品の開発、生産プロセスの無公害化等公害防止に関する試験研究については、環境庁で総合調整を行い、各省庁の試験研究機関において試験研究を進めるとともに、民間の試験研究に対する助成を行つている。
- 二、鉱工業の生産に伴つて生ずる公害については、大気污染防治法、水質汚濁防止法等によ

- り、汚染物質の排出について厳しい規制を実施するとともに、産業公害総合事前調査の実施、低いおう化対策の促進、公害防止技術の開発、公害防止施設促進のための助成措置の拡充等を行つてあるところであるが、今後とも一層これらの措置を推進してまいりたい。
- なお、産業構造の知識集約化、工業再配置対策を中心とする立地政策等の総合的対策についてもこれを積極的に推進してまいりたい。
- 三、安全な農産物の供給を確保するため、従来から農作物害虫の防除について天敵の利用、不妊化法の採用等による農薬をできるだけ使わない総合的防除技術の研究のほか、地力増強等による健全な作物の栽培、耐病性品種の育成、貯蔵穀類に発生する有害微生物の防除等に関する試験研究を進めているところであり、今後においてもこれら試験研究を一層強力に推進してまいりたい。
- また、適正な使用方法に従つてもなお人畜に被害を及ぼすおそれのある農薬については、農薬取締法に基づき販売の禁止等の措置を講じてまいりたい。
- 四、農業用水については、土地改良長期計画に基づき計画的に農業用排水事業を推進し、水利用の安定を図るとともに、事業の実施に当たつては、地域における環境条件等に十分に留意し、清浄な農業用水の確保に努めてまいりたい。
- なお、清浄な農業用水を確保するためには、都市下水を下水道により処理し、下水の混入を防ぐことが有効があるので、下水道整備五箇年計画のなかで、その方針に基づき下水道の整備の促進を努めてまいりたい。
- 五、森林造成については、全国森林計画等に基づく計画的な造林の推進を図るとともに、保林制度等の適正な運営により、森林の有す

る水資源のかん養等の諸機能の確保を図つて  
いるところである。

また、森林病害虫の防除、除草等のための  
薬剤散布は、適切な施業による森林資源の維  
持増強のため必要なものであるが、安全性等  
に問題のある二・四・五・T、BHC等の薬  
品については、既に使用を中止したところで  
あり、現在使用している薬品は使用基準を設  
定し、使用区域及び散布方法の限定等厳しい  
基準による指導等を行つてるので安全性は  
十分確保できるものと考えている。

#### 水俣病対策に関する請願（第四八同）

一、水銀P.C.B等による環境の実態を把握する  
ため、現在、全国的な「水銀等汚染対策、魚  
介類及び環境総調査」を実施中である。

特に八代海及び有明海については水銀によ  
る汚染が大きな社会問題となつたので、その  
全域についての調査を実施しているが、水銀  
については調査結果がまとまつたので、これ  
を昭和四十八年十一月九日に公表したところ  
である。

二、有明海沿岸住民については、水俣病患者の  
有無を確かめるため業者及びその家族を対象  
に関係四県において健康調査を行つてあると  
ころである。

八代海沿岸住民については、かねてより熊

本、鹿児島両県において健康調査を実施して  
きたが、その検診から漏れた人々に対し、ま  
た対象区域を拡大して、現在補完調査を実施  
しているところである。

三、水俣病の治療法の解明については、従来か  
ら熊本大学その他の関係機関に依頼して進め  
てきたところであるが、今後は全国的規模で  
の総合的な研究体制の確立を図る必要があ  
り、当面昭和四十八年度においては、熊本大  
学、鹿児島大学及び新潟大学等の研究者によ  
り構成される総合研究班を組織し、国の委託

研究などにより治療方法、鑑別診断方法、検  
診システム及び認定条件等についての研究を  
推進することとしている。

四、魚介類の安全基準の設定については、数次  
にわたり魚介類の水銀に関する専門家会議を  
開催し、その意見に基づき昭和四十八年六月  
魚介類の暫定的基準を定めたところである。

五、水俣湾堆積汚泥の処理については、早急に  
実施する必要があるので、熊本県を指導、援  
助し処理対策を実施するため必要な公害防  
止対策事業の実施計画の策定を行つていると  
ころである。

現在熊本県においては、具体的な工法等に  
ついて検討中と聞いているが、諸準備を終了  
次第早急に本工事に着手するよう指導してま  
いりたい。

六、公害による健康被害者に対する対応では、現  
在「公害に係る健康被害者の救済に関する特別  
措置法」に基づき医療費をはじめ医療手当及  
び介護手当の支給を行つてあるが、更に健康  
被害者の迅速かつ公正な保護を図るために、  
「公害健康被害補償法」を第七十一回国会に提  
出し、その成立をみたところである。この新  
しい制度の下では従来の制度において問題と  
なつていた点の改善が図られており、今後とも一層その改善が図られるよう努力してまい  
る所存である。

七、有明海沿岸地域における水俣病類似患者の  
医療救済については、関係四県で実施中の健  
康調査の結果を待ち、必要に応じ、公害に係  
る健康被害の救済に関する特別措置法の適用  
について検討することとしている。

八、水俣病についてはなお未解明の分野があ  
り、今後大いに研究を促進する必要がある  
が、特に治療法の研究等については患者の福  
祉のために最も重要な課題であるので、これ  
ら課題の解決のための中核的機関として水俣

病治療研究センター（仮称）の設置について検討するため大学、医師会、行政関係者その他専門家からなる設立準備懇談会を設置したところである。

水俣病に関する検診センターは、現在水俣市立病院に附設されているが、同センターの複数設置については、その必要性も含め慎重な検討を要するため、当面検診に必要な機器について助成措置を講ずることとしているところである。

九、水銀、P C B により魚介類が汚染される水域については、水域及び魚種を限定して漁獲の自主規制等の措置を指導することとしているが、漁獲禁止及び補償に関する立法措置については種々困難な問題もあり、今後更に検討を行いたい。

十、水銀等による水産動植物の汚染により著しい被害をうけた漁業者及び関連中小企業者については、「水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法」に基づき、低利の緊急融資を行つており、有明海、八代海沿岸の漁業者及び関係中小企業者についても、昭和四十八年十二月末までの間に市町村長による被害の認定をうけることにより当該緊急融資をうけられることとなつていている。

十一、有明海、八代海における沿岸漁業については、第五次漁港整備計画に基づく漁港の整備、沿岸漁業構造改善事業の実施による漁場の改良、造成、漁業近代化施設の整備等を計画的に進め、その振興に努めてまいりたい。

十二、いわゆる八幡ブールにおける廃棄物の処理（カーバイド残渣の処理）については、水銀等汚染対策推進会議の決定に基づき、関係各省庁及び熊本県の協議により、水銀含有量の測定、溶出試験、透水試験等を行つた。この結果に基づき、所要の指導をすることにして

倉敷市福田町松江地区の公害による集団移転の実施に関する請願  
(三件) (第五二一七・五二五〇・五三三七号)

同

裁判所職員の増員に関する請願  
(十四件) (第八二四・八二五・八二六・八三九・八四五・八七一・八七二・八九一・八九三・九二〇・九二一・九五〇・九六一・九六二号)

同

法務省

一、集団移転事業につき事業者に負担させる費用の割合については、公害防止事業費事業者負担法第七条第四号に基づき、政令でいわゆる概定割合を定めることとされているが、現時点においては、これを定めることについてなお検討すべき問題が多いので、当面同法第四条の規定に基づき個別事業ごとに事業者の負担割合を定める方針で対処してまいりたい。

二、公害に起因する集団移転事業は、本来事業者負担により行われるべきものであると考えるが、公的負担部分があるならば、その財源措置について十分に検討してまいりたい。

裁判所職員の増員については、請願の趣旨を尊重し、十分に検討するとともに、欠員の補充については、最高裁判所の権限に属する事項であるので、請願の趣旨を最高裁判所に伝達して考慮を促すこととしたい。

一、地方交付税の行政基準需要額の増額については、請願の趣旨に沿うよう今後とも努力したい。

二、現在保護司に対し支給している実費弁償金の主なものは、

(一) 保護観察を担当している保護司に毎月支給するもの

(二) 矯正施設収容者の帰住予定地の環境の調査

いる。なお、地下水の潮位による変動等についての調査は、現在熊本県において継続中であり、その結果をみて、必要に応じて対策をとることにしている。

十三、大牟田川及び大牟田港におけるヘドロの除去は、公害防止対策事業として昭和四十八年度から実施することにしている。

一八七・三二〇九・三四一四・三  
四四九・三四五七・三四七一・三  
四七二・三四八一・三四九三・三  
五一四・三六二四・三六三八・三  
六五四・三七五〇・三七九四・三  
八〇一・三八二二・三八五三・三  
九七三・四〇七六・四五八三・五  
〇四二・五〇七二・五〇八一・五  
〇八六・五三一四号)

(三) 査調整を行つた保護司に支給するもの  
　　○ 保護司に必要な職務上の知識及び技術の  
修得等のためケース研究等に参加した保護  
司に支給するもの  
等で、逐年増額しているが、今後ともその增  
額に努力したい。

(四) 保護司は、その職務を行うために必要な知  
識と技能を習得する必要があり、国の責任に  
おいて計画的にこれに対する研修を実施して  
いるが、その一層の充実を図るために研修経費  
の増額に努力したい。

(五) 現在保護観察官は、常時一人当たり約一四  
〇人の保護観察を担当するかたわら、刑の執行  
を終わつた者等の更正保護、矯正施設収容  
者の帰住予定地の調査調整、犯罪予防のため  
の世論の啓発助長、保護司の研修、更正保護  
会の育成指導などの多岐にわたる保護観察所  
の事務に従事している。増員については、一  
般的な政府の増員抑制方針の下で、その必要  
性にかんがみ、逐次保護観察官を増員してき  
てあるところであるが、今後とも増員による  
事件処理の適正化を図り、保護観察の効果を  
高めることに努力したい。

(六) 近年更正保護会における収容保護実績は  
年々低下しており、このことは、一面喜ぶべき  
ことではあるが、反面、更正保護会のうちに  
は、経営資金面での困難が生じているものも  
あるので、かねて委託事務費の支給単価の改  
訂に努めているが、その一層の増額を図り、  
更正保護会の財政基盤の安定と待遇の充実に  
努力したい。

南北朝鮮統一支持に関する請願  
(第五〇九六号)

外務省

北方領土復帰等の促進に関する請願  
(第五〇九七号)

同

る。

国後、択捉両島が歯舞群島、色丹島とともに  
我が國の領土であることは歴史的にみても國際  
法上も明白であり、政府は從来よりソ連政府に  
対しあらゆる機会をとらえてこれら北方諸島の  
速やかな返還を強く要求している。

昭和四八年十月田中總理大臣が訪ソし、ブ  
レジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長をは  
じめとするソ連邦最高首脳との間で平和条約締  
結交渉を行つた際にも、上記立場に基づき北方  
領土の早期返還を強く求めた。

その結果は、十月十日付けの日・ソ共同声明  
に述べられているとおりであるが、その中で、  
「第二次大戦の時からの未解決の諸問題を解決  
して平和条約を締結すること」として、平和条  
約の締結には北方領土問題の解決を含むことが  
明白である表現を用いることにソ側が同意して  
いることは、北方領土問題解決のための端緒を開  
いたものといえる。

政府としては、今後の交渉においても田中總  
理訪ソの成果を踏まえ、国民の支持を背景とし  
て、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の早  
期祖国復帰を図るべく、忍耐強く、最大限の努  
力を払う所存である。

国内措置として北方地域旧漁業権者に対する  
補償措置については、昭和二十一年一月二十九  
日付けGHQ覚書による行政分離措置により旧  
漁業法に基づく旧漁業権は消滅したものとして  
取り扱われている。

したがつて、昭和二十五年から昭和二十七年  
にかけて本土で行われた漁業制度改革に伴う漁  
業権補償の対象とはなり得ず、國による法律上  
の補償の義務は存在しないと考えている。  
なお、北方地域の施政について存する特殊事  
情及び旧漁業権者が北方地域周辺海域で漁業を  
営むことができず、また、旧島民が帰島して生

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その二) 第七十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

活ができないこと等に対する対策として昭和三十六年十月北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律が制定され、これに基づき北方協会に十億円の基金が設けられ、これら旧島民に対する事業資金及び生活資金の貸付業務が行われている。

その他、元島民に対する援護措置としては、從来から北方領土問題対策協会を通じて元島民等を対象とする生業研修を実施するほか、国庫補助によつて千島会館を建設し、元島民等の集会、研修、宿泊の場として利用させている。また、北方地域に所在する元島民等の不動産に関する権利関係を明確にしておくため、昭和四十五年度から釧路地方法務局根室出張所において相続登記に準ずる手続きを開始し、北方領土問題対策協会にこの手続きのあつせん、指導を行わせるとともに、昭和四十八年度から同協会を通じて北方地域不動産所有状況調査を実施するなどの措置を講じている。これらの援護措置は、今後も引き続き実施する予定である。

國後、択捉両島が歵舞群島、色丹島とともにわが国の領土であることは歴史的にみても国際法上も明白であり、政府は從来よりソ連政府に対しあらゆる機会をとらえてこれら北方諸島の速やかな返還を強く要求している。

昭和四十八年十月田中総理大臣が訪ソし、ブレジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長をはじめとするソ連邦最高首脳との間で平和条約締結交渉を行つた際にも、上記立場に基づき北方領土の早期返還を強く求めた。

その結果は、十月十日付けの日・ソ共同声明に述べられているとおりであるが、その中で、「第二次大戦の時からの未解決の諸問題を解決して平和条約を締結すること」として、平和条約の締結には北方領土問題の解決を含むことが明白である表現を用いることにソ側が同意して

北方領土復帰実現に関する請願  
(第五五〇九号)

同

付加価値税の新設反対等に関する  
請願(十件)(第六四・六五・一九  
二・一九三・一九四・一九五・一  
九六・一九七・一九八・一九九  
号)

大蔵省

いることは、北方領土問題解決のための端緒を開いたものといえる。  
政府としては、今後の交渉においても田中総理訪ソの成果を踏まえ、国民の支持を背景として、歵舞群島、色丹島、國後島及び択捉島の早期租國復帰を図るべき、忍耐強く最大限の努力を払う所存である。

一、付加価値税の問題は、今後における我が國の税制のあり方に関連する重要な検討課題であるので、税制調査会の審議等を通じ、十分検討されるべきものと考えている。  
二、所得税の課税最低限については、これまで逐年その引上げを図ってきたところであるが、昭和四十八年度の税制改正の結果、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、一、一一一、二六〇円となり、諸外国の水準と比肩しうるものとなつていてる。  
政府としては、中小所得者の税負担の軽減について常に配慮しているところであり、昭和四十九年度税制改正についても、税制調査会の答申の趣旨に沿つて、国民福祉充実の観点から課税最低限の大幅引上げなど、その負担の適正化を図つてまいりたい。  
また、住民税についても、昭和四十八年度の地方税制改正において夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限について昭和四十七年度に比して約六万円引き上げ八六五、〇〇〇円としたところであるが、昭和四十九年度においても、地方財政の状況等を考慮しつつ、その引上げを図つてしまいりたい。  
三、物品税の課税範囲のあり方については、現行課税物品とその他の物品との負担の均衡を図ることを基本としつつ、今後とも検討を続けるべき問題であると考えており、自動車重量税及びガソリン税については、資源節約、消費抑制の観点や道路整備のための財源確保

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その二) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

の観点から、税制調査会の答申の趣旨に沿つてその負担の増加を図つてまいりたい。

なお、昭和四十七年度においては、過密過疎問題に関する工場再配置税などの新税構

ては、実施されなかつた。

四、(一) 個人事業主に報酬の支払を認めるいわゆる事業主報酬制度は、その実態が同族法人と類似している個人企業について「みな

し法人譲税」方式の選択を認める制度として、昭和四十八年度の税制改正で創設され

〔二〕青色事業專從者給丹，或二色之家疾惡

(二) 青色事業従事者給付金とその家族事業従者に対する給与であるだけに恣意的に決

められ得るという要素があり、したがつて、阪に事前届出制を廃止する上すれば、

確定申告の段階になつて専従者給与の額を

恣意的に変動させることにより利益の調整を行なう。

で、これを廃止することは適当でないと考

三、由色事業専並著空余二つ、二枚、昭田田  
える。

(三) 白色事業専徴者控除については、昭和四十八年度の改正で従来の一七万円から二〇

万円に引き上げたところであるが、昭和四十九年度においても諸空余の引上げとのバ

ランス等を考慮しつつその引上げを図つて

まいりたい。

その価格に応じて税負担を求めることを建前

としているものであり、適正な評価替えの結果平価額の変動二点にて税負担が変動する。

異議回答の多量は専ら積算控が多量であることはやむを得ないものと考える。

また、免税点については、昭和四十八年度

の税制改正において、土地については一五万円、家屋については八万円、賃却資産については

ては一〇〇万円に引き上げたところである。

付加価値税の新設反対に関する請願(四十六件)(第一八六・一八八・一八九、一九〇・一九一・二一六・二一七、二一八・二一九・二三〇・二三一、二三二・二三三・二三四・二三五、二三六・二三七・二三八・二三九、二三〇・二三一・二三二・二三三、二三四・二三五・二三六・二三七、二三八・二三九・一四〇・一四一、一四二・一四三・一四四・一四五、一四六・一四七・一四八・一四五、二五〇・一五一・一五二・一五三号)

同

るため租税の誘引的機能を利用しようとするものであつて、いちがいにそのすべてを廃止するのが適当であるとは考えていない。しかし、反面、それは税負担の公平や租税の中立性をそこなうという欠点を伴うので、その既得権化や慢性化を排除する必要があり、政府としても個々の特別措置について政策目的や政策効果について不斷に検討を行ひ、制度の流動的改廃に努めているところである。

(一) 所得税の課税最低限については、これまで逐年その引上げを図ってきたところで、あるが、昭和四十八年度の税制改正の結果、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、一、一二一、二六〇円となり、諸外国の水準と比肩しらるものとなつてゐる。

政府としては、中小所得者の税負担の軽減について常に配慮しているところであり、昭和四十九年度税制改正についても、税制調査会の答申の趣旨に沿つて、国民福社充実の観点から課税最低限の大幅引上げ

など、その負担の適正化を図つてしまひたい。

また、住民税についても、昭和四十八年度の地方税制改正において夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限について昭和四十七年度に比して約六万円引き上げ八五六〇〇円としたところであるが、昭和四十九年度においても、地方財政の状況等を考慮しつつ、その引上げを図つてしまいたい。

(2) 退職金の非課税額については、昭和四十八年度の税制改正で勤続年数三十五年の場合で従来の五〇〇万円から八〇〇万円に引き上げたところである。

なお、昭和四十九年度においても、十分実情に即するよう更にその引上げを図つてしまいたい。

二、給与所得控除については、税制調査会の答申の趣旨に沿つて、昭和四十九年度の税制改正で大幅に引き上げたいと考えている。

三、教育費、住宅費、医療費等の控除の新設、拡大については、かねてから要請の強い問題であるが、税制調査会の答申においては、これらの方針はいざれも個人家計における生計費の一部をなすものであるだけに、所得税制としては基礎控除や扶養控除等の一般的な課税最低限で対処することが望ましいとされており、政府としても、このような考え方方が適当であると考えている。

また、医療費控除については、いわばぜいたくな医療費を排除するという趣旨から最高限度額を設けているところであるが、現行の一〇〇万円の最高限度額は、現在の医療費支出の状況からして、妥当なものと考へてい

元満鉄職員であつた公務員等の恩給共済年金通算等に関する請願  
(第二二五号)

同

身体障害者の使用する自動車の重量税撤廃等に関する請願(五件)  
(第二六九・三二三・四二三・五〇一・七四〇号)

同

元外國政府職員等であつた者の共済年金通算等に関する請願  
(第七十一回国会において、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十四年法律第二百二十九号)等を改正し、外國政府等に勤務していた者がその後他の就職することなく三年以内に職員となつた場合には、その者の外國政府職員等として勤務した期間は年金額計算の基礎となる期間に算入する措置を講じたところである。

一、自動車重量税は、自動車の走行が道路の建設、改良をはじめ交通安全対策等に関連して社会に多くの費用をもたらしていることにつかんがみ、ひろく自動車の使用者に必要最少限度の負担を求めるという趣旨で課税されるものである。このような課税の趣旨に基づき、道路を走行する自動車であればすべて課税する建前をとつているものである。

また、自動車重量税は、陸運事務所において車検に際し一年又は二年に一度だけ課税されるものであるから、仮に特殊用途による免稅を認めた場合には、その用途外使用を防止することは極めて困難である。

したがつて、歩行障害者が使用する自動車について、本税を免除することは考えていな

い。

二、身体障害者が自ら運転するために必要なものとして物品税が免除される乗用自動車に係る排気量制限については、昭和四十八年度の税制改正の際、請願の趣旨どおりに措置したところである。

三、揮発油に課される揮発油税及び地方道路税は、現在その収入額のすべてが国又は都道府県等の道路整備のための財源に充てられている。このような現状にかんがみ、およそ道路を走行する自動車については、受益者なしの原因者として応分の負担を求めてしかるべき

ものと考える。

また、揮発油税及び地方道路税は、製造者段階で課税されているものであるから、最終用途による免税を認めることは、手続上非常にむずかしく、また、その用途外使用を防止することは極めて困難である。

したがつて、身体障害者が使用する自動車の揮発油に係る揮発油税及び地方道路税を免除することは考えていない。

身体障害者の使用する自動車の  
「自動車重量税」免除に関する請願  
(第三三二号)

同

身体障害者の使用する自動車の  
「自動車重量税」免除に関する請願  
(第三三二号)

同

自動車重量税は、自動車の走行が道路の建設、改良をはじめ、交通安全対策等に関連して社会に多くの費用をもたらしていることからがみ、ひろく自動車の使用者に必要最少限度の負担を求めるという趣旨で課税されるものである。このような課税の趣旨に基づき、道路を行する自動車であればすべて課税する建前を持つてゐるものである。

また、自動車重量税は、陸運事務所において車検に際し一年又は二年に一度だけ課税されるものであるから、仮に特殊用途による免税を認めた場合には、その用途外使用を防止することは極めて困難である。

したがつて、身体障害者が使用する自動車について本税を免除することは考えていない。

揮発油税及び地方道路税は、現在その収入額のすべてが国又は地方公共団体の道路整備のための財源に充てられている。このような現状にかんがみ、およそ道路を行する自動車については、受益者ないし原因者として応分の負担を求めてしかるべきものと考へる。

また、揮発油税及び地方道路税は、製造者段階で課税されているものであるから、最終用途による免税を認めることは、手続上非常にむずかしく、またその用途外使用を防止することは極めて困難である。

子ども劇場(おやこ劇場)の入場税  
非課税のための税法改正に関する  
請願(五十三件)(第三一・三六  
二・三六三・三六四・三六五・三六  
六・三六七・三六八・三六九・三七  
〇・三七一・三七二・三七三・三七  
四・三七五・三七六・三七七・三九  
二・三九三・三九四・三九五・三九  
六・三九七・三九八・三九九・四〇  
〇・四〇一・四〇二・四〇三・四〇  
四・四〇五・四〇六・四一二・四五  
八・四五九・四六〇・四六一・四六  
二・四七〇・四九二・四九三・四九  
七・五四四・五四九・五六〇・五八  
一・六六九・六九八・六九九・八六  
五・九〇五・一二一九・一二四五  
号)

同

音楽・舞踊・演劇・映画等の入場  
税撤廃等に関する請願(第五〇五  
号)

同

したがつて、歩行障害者が使用する自動車の揮発油に係る揮発油税及び地方道路税を免除することは考えていない。

生徒、児童などが教育的見地から映画、演劇等を観賞する場合の入場税については、従来からできるだけの配慮をしており、昭和四十八年度の税制改正においても、このような点を考慮して、一般的に入場税の税率を高額の入場料金の場合を除き、一〇パーセントから五パーセントに引き下げるとともに、学校の教員等に引率されて入場する場合に非課税とされる学校の生徒等の範囲に保育所の幼児等を加えることとしたところである。しかしながら、こども劇場のような団体が行う催物の入場税を非課税とすることについては、これを他の一般の催物と区分する客観的な基準が求め難いので、困難である。

一、(一) 演奏団、劇団等に対する寄附金を免税扱いにすることについて、税制上寄附金の取扱いは次のようになつてゐる。

まず、寄附者が個人の場合は、国、地方公共団体に対する寄附金、大蔵大臣が個別に指定する寄附金及び試験研究法人等に対する寄附金(これらを特定寄附金と総称する)については、所得の金額の二五パーセントを限度として寄附金控除が認められる。次に、寄附者が法人の場合には、資本金の一、〇〇〇分の一・五と所得の一、〇〇〇分の二・五との合計額の二分の一相当額(これが損金算入限度額といふ)まで支出した寄附金の損金算入が認められるほか、国、

昭和四十九年六月十八日

参議院会議録追録その二 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

付加価値税の創設反対等に関する  
請願（二十八件）（第五一九・五三〇・五三一・五三三・五三三・五三四・五三五・五三六・五三七・五三八・五三九・五六八・五六九・五七四・五七五・六〇九・六一三・八四七・八四八・八四九・八五〇・八五一・八五二・八五五

同

地方公共団体に対する寄附金については全額損金算入が認められ、試験研究法人等に対する寄附金については一般の寄附金の損金算入限度額と同額まで別枠損金算入が認められる。

(二) 演奏団及び劇団等に対する寄附金もこうしてのみ無条件に所得控除及び損金算入について演奏団及び劇団等に対する寄附金について取り扱わるべきであつて、別扱いを認めることは困難である。

二、所得税の課税の基準となる所得金額は、収入金額から必要経費を控除した金額であり、納税者の実際に支出した経費に基づいて申告していただくのが建前である。

御指摘の必要経費率は、税務署が申告所得の適否を検討する日安等とするため、各業種別に行つた実態調査の結果により作成されたものであり、他の業種の率と比較して論ずることはできないと考える。

三、入場税の撤廃については、昭和四十八年度の税制改正において、高額の入場料金の場合を除き、税率を一〇パーセントから五パーセントに引き下げる等税負担の軽減を図つたところである。

ただ、入場税そのものを廃止することは、同種のサービス課税である通行税や娯楽施設利用税、料理飲食等消費税との間に著しく均衡を失すことになり適当でないと考える。

一、付加価値税創設の問題は、今後における我が国の税制のあり方に関連する重要な検討課題であるので、税制調査会の審議等を通じ、十分検討されるべきものと考えている。

二、(一) 租税特別措置は、特定の政策目的を達成するため租税の誘引的機能を利用しようとするものであつて、いちがいにそのすべてを廃止するのが適当であるとは考えていない

三・八五四・八五五・八五六・一  
八五七号)

い。しかし、その反面、それは税負担の公平や租税の中立性をそこなうという欠点を伴うので、その既得権化や慢性化を排除する必要があり、政府としても個々の特別措置について政策目的や政策効果について不断に検討を行い、制度の流動的改廃に努めているところである。

(二) 所得税の課税最低限については、これまで逐年その引上げを図つてきたところであるが、昭和四十八年度の税制改正の結果、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、一、一二一、二六〇円となり、諸外国の水準と比肩しうるものとなつてゐる。

政府としては、中小所得税の税負担の軽減について常に配慮しているところであり、昭和四十九年度税制改正についても、税制調査会の答申の趣旨に沿つて、国民福祉充実の観点から課税最低限の大引き上げなど、その負担の適正化を図つてしまひたいた。

また、住民税についても、昭和四十八年度の地方税制改正において夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限について昭和四十一年度に比して約六万円引き上げ八六五、〇〇〇円としたところであるが、昭和四十九年度においても、地方財政の状況等を考慮しつつ、その引上げを図つてしまひたい。

三、(一) 事業主報酬制度は、昭和四十八年度の税制改正で創設したところであるが、これは、その実態が同族法人と類似している個人企業について「みなし法人課税」方式を選択できる制度を設け、法人に類似した課税を行つものであつて、店と奥との経理区分を明確にし、企業経営の近代化、合理化を推進するという政策目的から特に青色申告

者に限り、特別措置として設けたものである。

(二) 青色申告者の家族専従者の完全給与制は、昭和四十三年分から既に実施しているところであるが、これについては、事業と家計との区分が帳簿の記載等により明確に行われていると考えられるところから特に認められているものである。したがつて、青色申告者と異なり、事業と家計との明確な区分が不十分であると考えられる白色申告者について、青色申告者と同様に完全給与制をとり入れることは適当でない。

四、固定資産税は、固定資産の所有者に対し、その価格に応じて税負担を求める建前としているものであり、適正な評価替えの結果評価額の変動に伴い税負担が変動することはやむを得ないものと考える。また、このような固定資産税の性格にかんがみ、中小企業者が所有する一定規模以下の家屋、土地についてのみ一律に非課税とすることは適当でないと考える。

しかしながら、住宅用地については、昭和四十八年度の税制改正において住宅政策上の見地からその税負担の増加を緩和する趣旨で課税標準額をその価格の二分の一の額とする特例を設けるとともに、昭和四十八年度及び昭和四十九年度の両年度は原則として従来の負担調整措置を継続することとした。

このように、住宅用地の固定資産税については、昭和四十八年度の改正でも十分な配慮を加えたところであるが、更に一定規模以下の住宅用地の固定資産税の軽減を図りたいと考えている。

また、償却資産の免税点については、昭和四十八年度の税制改正において、一〇〇万円に引き上げたところである。

公務員の年金スライド制の早期実現に関する請願(五十六件)(第六

七六・六八〇・六八一・六八二・

一二八七・一六二五・一六二六・

一六二七・一六二八・一六二九・

一六三〇・一六三一・一六三二・

一六四四・一六四九・一六五二・

一六五三・一六五四・一六五五・

一六五六・一六五七・一六五八・

一七〇二・一七〇三・一七〇四・

一七〇五・一七〇六・一七〇七・

一七二二・一七二三・一七二四・

一七二五・一七二六・一七二七・

一七二八・一七二九・一七三六・

一七四七・一七四八・一七五二・

一七九一・一七九二・一七九七・

一八一九・一八二二・一八二六・

一九〇八・一九〇九・一九三九・

一九五〇・二〇〇六・二〇七二・

二一一一・二一一二・二一一一・

(三三四四号)

音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願(四十五件)(第七七一・七七三・七七四・七七五・七七六・七八九・七九〇・七九一・七九二・七九三・七九四・七九五・七九六・七九七・七九八・七九九・八〇〇・八〇一・八〇二・八〇三・八〇四・八〇五・八二七・八二八・八三六・八三七・八六九・八七〇・八七九・八八〇・八八一・八八二・九〇一・一一八・一一九・一一二〇・一一二一・一一二二・一一二三・一一二三三・一一二四・一一二五・一一二六・一一二七・一一二八・二三八七号)

同

年金の実質価値の維持については、従来から

努力してきたところであるが、いわゆる年金の自動スライド制の導入及び現職公務員の給与水準との格差の是正については、他の公的年金制度との均衡、財源等の問題もあるので、公的年金制度調整連絡会議及び関係審議会にも諮り、慎重に検討を進めているところである。

音楽・舞踊等の入場税については、昭和四十八年度の税制改正において、高額の入場料金の場合を除き、税率を一〇パーセントから五パーセントに引き下げる等税負担の軽減を図ったところである。ただ、入場税そのものを廃止することは、同種のサービス課税である通行税や娯楽施設利用税、料理飲食等消費税との間に著しく均衡を失すことになり、適当でないと考え

恩給・年金の非課税等に関する請願  
(第四九七一號)

同

国民金融公庫が行なう戦傷病者の  
傷病恩給等担保融資額の増額と利  
子の是正に関する請願 (第五三三  
一號)

同

政府は、従来からほとんど毎年のように所得税の減税を実施し、中小所得者を中心として税負担の軽減を図つてきているところであつて、このような所得税減税の効果は、恩給や年金所得者にも及んでいる。

また、昭和四十八年度の改正で、老年者の受けた公的年金等については、六〇万円の特別控除制度を創設し、その負担の軽減を図つたところである。

その結果、年齢六十五歳以上の夫婦世帯では、老年者年金特別控除額を含めて年金収入約一四七万円までは、所得税が課税されないことになつており、課税されるのは一部の高額な年金受給者や他に所得のある者に限られているので、御要望の趣旨は既に実現しているものと考える。

なお、政府としては、今後とも中小所得者の負担の適正化に努めてまいりたいと考えている。

老年者の受ける公的年金等については、年額六〇万円までは一切非課税にするという老年者年金特別控除制度を、昭和四十八年度の税制改正で創設したところである。

この結果、年齢六十五歳以上の夫婦世帯では、老年者年金特別控除額を含めると年金収入約一四七万円までは、所得税が課税されないことになつており、現在の六〇万円の老年者年金特別控除でほとんどの年金受給者は、所得税は課税されないと考える。

このような実情からして、現段階ではこの控除額の引上げの必要性は乏しいものと考える。

国民金融公庫の行う恩給担保貸付けの貸付限度額の引上げについては、昭和四十年度以降恩給等の支給金の三年分以内、ただし三〇万円を限度とすることとなつていたものを、昭和四十六年度から支給金

私立学校に対する財政援助に関する請願 (第二四四號)

の三年分以内、ただし五〇万円を限度とすることに改めたところであること、二、国民金融公庫は、本来、国民大衆に対し小口の生業資金を貸し付けることを使命としており、恩給担保貸付けは消費資金まで融資対象とする点でこの建前の例外であり、その金利をも勘案すれば、限度の引上げは普通貸付との均衡上からも問題があること、等の諸点を考慮し、慎重に検討する必要があると考える。

また、その貸付金利については、恩給等受給者の経済力等を勘案し、普通貸付けをはじめとする各貸付けの金利に比べ特に低位に定められており、更に他の貸付けの金利が引上げられる場合にも特にすべき置いていること等を勘案すれば、その引下げは困難であると考える。

文部省

私立学校に対する財政援助に関する請願 (第二四四號)

同

高等学校以下の私立学校に対するは、国は、主として、都道府県が行う助成に対し、地方交付税制度において必要な措置を講じている。特に、昭和四十五年度に国の私立大学等経常費補助が創設されたことに伴い、都道府県においても国の私立大学等経常費補助に準じて、高等学校以下の私立学校に対し、人件費を含む経常費補助を行えるよう、これに必要な財源措置を講じ、国の私立大学等経常費補助の拡充に対応した増額を行つてある。

政府としては、この私学助成に関する財源措置を今後とも拡充していく考えである。

史跡買上げに係る補助金については、昭和四十八年度からその補助率を八割(従来は平均五割五分)に引き上げ、史跡公有化の促進と市町村等の財政負担の軽減を図つたところであり、今後、補助金の増額について努力したい。

高等学校以下の私立学校に対するは、国は、

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その二) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

する請願(第五七号)

主として、都道府県が行う助成に対し、地方交付税制度において必要な措置を講じている。特に、昭和四十五年度に国の私立大学等経常費補助が創設されたことに伴い、都道府県においても国の私立大学等経常費補助に準じて、高等学校以下の私立学校に対し、人件費を含む経常費補助を行えるよう、これに必要な財源措置を講じ、国の私立大学等経常費補助の拡充に対応した増額を行つてゐる。

私立学校助成のための特別法の制定の問題については、今後の私学振興方策の課題のひとつとして慎重に検討することとしたい。

一、政府は、従来から私立大学等に対し教育研究設備費に対する補助等各種の助成を行つてゐるが、特に昭和四十五年度からは、私立大学等の教育研究条件の向上と経営の健全化に寄与し、ひいては授業料等学生納付金の抑制にも資することを目的として、日本私学振興財団を通じて私立大学等の人件費及び教育研究費に対する補助を行うこととし、毎年その増額を図つてきたが、今後も引き続きこれら補助の拡充に努めたいと考えている。

また、高校以下の私立学校についても、都道府県において国に準じた助成措置を講ずることができるよう地方交付税制度において必要な財源措置を講じている。

なお、このほか日本私学振興財団においては、一般市中金融機関よりも有利な条件で私立学校の施設費等に対する融資を行うとともに、私立学校教職員の研修事業に対する助成を行つて いる。

同

五六

## 一、支部役員(兼務職員)の組織の簡素化について

日本学校安全会の組織強化等に関する請願（五件）（第八〇六・八〇七・八〇八・八〇九・八八八号）

一、支部役員(兼務職員)の組織の簡素化について  
現在、日本学校安全会の支部役員の組織としては、日本学校安全会法附則第九条のいわゆる便宜供与の規定に基づき、支部の所在する当該都道府県の教育委員会の教育長の職にある者を支部長に、教育次長又は部長の職にある者を副支部長に、学校保健主管課長の職にある者を主幹にそれぞれて、支部業務を運営することとしている。(日本学校安全会支部規程第二条)安全会に対しこのようないい便益供与が認められているのは、安全会が学校教育の円滑な実施に資するため教育的配慮の下に設けられた公共的性格をもつ特殊法人であることに由来するものと考えられ、實際上も、安全会の行つている学校安全についての普及事業及び災害共済給付事業は、学校現場及び教育委員会の密接な協力がなければ、業務の適正かつ円滑な運営を期することができないし、その意味からも現状のような支部組織を維持していくことが望ましいと考えている。ただし、その組織の実態については、安全会発足以来の経験にかんがみ、合理化を検討し、指導したいと考える。

なお、安全会本部においては、支部業務のうち一定の事務については、主幹ないし事務部長の専決事項とすることによつて、事務処理の簡素化及び能率化を図つてゐる。

二、専任職員の上位等級への格付について

日本学校安全会の専任職員の職務の格付については、国家公務員及び他の特殊法人との均衡を考慮して、日本学校安全会人事規程第八条において定めているところである。

安全会においては、現在、現行人事規程の許す範囲で上位等級への格付を実施しているが、今後とも、安全会職員の待遇改善については、努力したいと考えている。

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その二) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

国立養護教諭養成所(三年制)を国  
立大学の四年課程に改正すること  
に関する請願(五十九件)(第九九  
九・一〇〇四・一〇〇五・一〇七三・  
一〇七四・一〇七五・一〇七六・  
一〇七七・一〇八六・一〇八七・  
一〇九六・一〇九七・一一〇六・  
一一〇七・一一一二・一一二一・  
一一六〇・一二〇〇・一二七〇・  
一三六〇・一五〇三・一七一七・  
一七五七・一八一八・一九四〇・  
一九六四・一九六九・一九八一・  
二〇四九・二〇七五・二二三一・  
二二一五・二二三三七・二三一七・  
二三四三・二三七五・二三七六・  
二四二三・二四二四・二五一九・  
二五五七・二六一八・二六九五・  
二七六七・二七九三・二八二九・  
二八三九・二八六二・二八八五・  
二九〇七・二九二一・二九五三・  
二九六一・三九三六・四〇四二・  
一七五・四六七一・四九七五・  
五〇〇四号)

同

養護教諭を養成するための課程を国立の四年  
制大学に設置することについては、養護教諭の  
量的確保と資質の向上という両面からの要請を  
十分勘案しつつ、その具体的方策について、大  
学及び養護教諭養成所の関係者と研究協議を進  
めてまいりたい。

養護教諭を養成するための課程を国立の四年  
制大学に設置することについては、養護教諭の  
量的確保と資質の向上という両面からの要請を  
十分勘案しつつ、その具体的方策について、大  
学及び養護教諭養成所の関係者と研究協議を進  
めてまいりたい。

一、(一) 不完全講座の充実等既設の学部・学科  
等にかかる整備については、原則として既  
存の講座等の転換・再編成を促進するととも  
に、教育研究上又は社会的要請の観点から  
緊急度が極めて高いものについて重点的  
な整備を図ることとしており、今後ともそ  
の一層の整備充実に努めることとしている。  
(二) 総定員法を廃止し、第二次定員削減計画  
の中止と必要な増員を行うことについて  
は、同削減計画が総定員法のもとに公務能  
率の向上と行政コストの増加の抑制という  
行政改革の一環として閣議決定に基づき実

施されているものであり、国立学校の職員  
はすべて一般職の公務員である以上、政府  
の方針としての効率行政の遂行には協力す  
る立場に立つことになる。

しかしながら、国立学校の教育研究とい  
う業務の特殊事情から、教官については、  
その定員削減率を一パーセントにするなど  
特別の配慮がなされている。

今後における国立学校の教職員の定員確  
保については、総定員法に基づき、必要な  
人員配置が実現できるよう最大限の努力を  
する所存である。

(三) 定員外職員の年度内雇用制を廃止し、速  
やかに定員化することについては、定員外  
職員は、本来臨時の季節的業務又は事務量  
に変動のある業務に従事すべきものであ  
り、国立大学に相当数の定員外職員が雇用  
されているのは国立大学における教育研究  
の特殊性に起因するものである。また、こ  
れらの職員が従事している業務は、必ずし  
も恒常的に置く必要がある職とは言い難  
く、そのすべてを定員で処理すべき性質の  
ものとは考えられない。

政府としては、定員外職員について昭和  
三十六年二月二十八日の閣議決定「定員外  
職員の常勤化の防止について」の趣旨に則  
り、定員外職員と同種又は類似の定員外職  
員が発生しないよう①定員の再配分②事務  
の簡素化・機械化等による業務の合理化を  
図る等の措置を指導するとともに、教育研  
究の進歩発展に伴い業務の遂行上恒常的な  
職として真に増員を要すると認められる部  
門については、所要の定員を確保し得るよ  
う努力している。

人事の運用上、定員増若しくは定員に欠員  
を生じた際、可能なものについて毎年相

数の定員内への繰入れを実施している。

(参考) 定員外職員から定員内職員への繰入れ状況

昭和四十三年度	一、三七九人
四十四年度	一、五一七人
四十五年度	一、四三九人
四十六年度	一、一〇九一人
四十七年度	八六三人

(四) 国立大学病院の看護婦については、昭和四十年に人事院の判定をうけて、病棟における勤務体制の改善を図るため、昭和四十七年度までに一、八五一人(うち賃金支弁職員九四四人の増員を行つた。

したがつて、いわゆるニッパチ問題については一応所要の措置がとれたものと考えているが、なお大学病院の特殊性から重症病床等の特殊病床に対する特別の配慮が必要であることや、夜勤条件を一層改善するため、更に看護要員の充実を図る必要があると考え、昭和四十八年度において一二九名を増員した。

今後も可能な限りの増員を行うよう検討中である。

二、(一) 国立大学教員にかかる教官当積算校費及び研究旅費(教官研究旅費)については、昭和四十八年度においても昭和四十七年度に引き続き八パーセントの増額を図ったが、今後とも一層の増額を図る所存である。

なお、予算積算の格差については、その解消を図るべく予算要求に努めているところである。

(二) 大学入学者選抜業務処理に伴う超過勤務手当(いわゆる入試手当)及び非常勤講師手当について、既に必要な予算措置を講じているところであるが、更にその増額を図るよう努めたい。

また、附属学校教員の教育実習指導手当

三重原の「古里遺跡保存に関する 請願(六件)(第二〇五四・二〇六 九・二一八六・二三七八・二五一 〇・二八九六号)	同
--	---

病虚弱養護学校の設置等に関する  
請願(八件)(第二〇七四・二一一  
五・二一八三・二三四五・二五六  
七・二八〇八・二九二三・三〇二  
三号)

本遺跡については、三重県教育委員会が、昭和四十七年度から三年計画で発掘調査を実施しており、国は、この事業に対し、補助を行つてゐる。

史跡の指定については、この調査結果をまとめて措置したい。

一、養護学校用地としての国立療養所等の土地の譲渡等については従来から優先的に扱つてきたところであるが、国立療養所等医療機関と密接な関係にある養護学校の用地については、その状況を十分勘案し善処したい。

二、小児専門の医療機関については、国公立病院を中心に全国的にその整備を推進している

については、昭和四十年に新設され、以来、数次にわたり単価の改訂を行い、特に昭和四十七年度には、昭和四十六年度の二倍以上に増額したところである。

国立大学の医学系教官の待遇改善については、医歯学教育の振興のため優秀な人材を確保する必要があるところから、単に臨床系教官のみならず、これらを含めた医・歯学の教育研究に従事する全教官についてこれを行う必要があると考える。

教官の給与の改善については、現在、人事院において検討を行つてあるところであり、政府としては、人事院の報告をまつて対処してまいりたい。

三、公立の大学・短期大学等に対する設備整備費等補助金については、昭和三十八年度に創設されて以来逐年その拡充に努め公立の大学・短期大学等の整備充実に資してきたが、今後とも努力を続けたい。

なお、補助率については将来の検討課題として、差し当たり補助金の増額と対象拡大に重点をおくこととしたいたい。

ところであるが、今後ともその拡充整備に努めたい。

三、慢性腎炎、ネフローゼ及び小児ぜんそくにかかるつている児童で、養護学校等を併設している医療機関において教育を受けながら長期療養を行つていてものに対しては、昭和四十七年度から治療費の公費負担を行つていているところであるが、昭和四十八年度においてはこれら児童の一層の福祉の向上に資するため、医療機関における養護学校等の併設の有無に關係なく十八歳未満の入院治療を必要とする全児童に對象を拡大することとしたところである。また、その他の小児慢性疾患についても未熟児に対する養育医療、心臓障害児、腎不全児に対する育成医療等において対象件数の増加を図るなどの施策の充実に努めているところである。

四、病虚弱の児童、生徒が就学する養護学校は、医療施設との連携を必要とするなどの事情により、現在、その設置が遅れているところであるが、昭和五十四年度までには対象となるすべての児童、生徒を就学させるに必要な養護学校を整備することを目途に、都道府県が設置する学校に係る建築費の国庫負担率を特に三分の二に引き上げる等の措置を講じて、計画的な設置を図つてあるところである。

五、病虚弱養護学校の教職員の配置について  
は、昭和四十四年に、一学級当たりの児童生徒の標準を八人（重複障害学級は五人）とし、また、特殊学級についても十三人とする改善措置を講じて、これに必要な教職員が確保されるよう措置したが、昭和四十六年以後実施されている養護学校の新しい教育課程においてその編成領域に加えられた養護・訓練を担当する専門教員の定数上の措置については、看護、寮母、事務職員等の定数改善とと

もに、目下その改善について検討しているところである。

また、病弱、虚弱の養護学校や特殊学級においては、その障害の程度等に応じた教育を行うために必要な教材教具を十年計画をもつて充足しているほか、児童、生徒の体位向上等を図るための諸設備についてもその充実を図つており、今後ともこれらの児童、生徒の教育形態に応じた教材教具の一層の充実に努めるとともに、新しい教材教具の積極的な活用について研究を行つていくこととした。

資材値上がりによる小・中学校建築費の財源補てんに関する請願  
(第三七一〇号)

文化財保護法の早期改正等に関する請願  
(第三九二六号)

同

義務教育施設整備事業に係る建築補助単価については、最近における建築資材の上昇を考慮して昭和四十八年度補助予算単価について、執行上かなりの改善を図つたところであるが、今後とも単価については資材価格の実勢を考慮しつつ、予算執行の円滑化に努めてまいりたい。

一、文化財保護法の早期改正について

近年における急激な土地開発の進展及び社会生活の急激な変化に対処して、文化財保護の制度を充実強化するため、文化財保護法の改正を行なうことが望まれており、政府においても問題点の検討を進めてきたところであり、今後速やかに改正がなるよう努力したい。

二、農業基盤整備事業等における遺跡調査費について助成措置を講ずることについて  
開発事業に伴い事前に遺跡の発掘調査が必要とされる場合の遺跡調査費は、原団者負担とするところを原則としている。しかしながら当該事業者が個人で資力がないため原団者負担が不可能等の場合には、地方公共団体において遺跡の発掘調査を実施することとし、これに対しては、予算の範囲内で補助を

行つてゐる。したがつて、農業基盤整備事業の場合にも、原因者が個人等でその費用を負担する能力がない場合又はそれが不適当な場合においては、従来も予算の範囲内で発掘費用の補助を行つたが、このような場合には、今後とも補助を行う考へである。

三、県及び市町村における文化財専門職員の充実を図り、文化財保護体制確立の措置を講ずることについて  
都道府県及び市町村の文化財専門職員の充実を図ることは、文化財保護体制の確立にとって非常に重要なことだと考へられるので、従来からその充実強化について指導してきたが、今後も隨時都道府県及び市町村に対し専門職員の充実を図るよう指導、助言を行う。

近年における生活環境の急激な変化は、児童生徒の健康の上にも大きな影響を与え、学校保健の分野においても種々の問題点を生ぜしめてゐる。このような現状にかんがみ、保健体育審議会の答申の趣旨に基づき、学校における保健管理体制の整備を図るため、養護教諭その他の学校保健関係職員に関し、その専門的知識及び技能を高めるよう一層指導と助言の体制を充実する必要があると考える。  
したがつて、請願の趣旨の実現につき努力したいと考えている。

千葉市貝塚町所在貝塚群の保護に関する請願(五件) (第四三〇〇・四三〇一・四六〇一・四九〇七・五三八〇号)

学校体育施設(砂場)の整備促進に関する請願(第四五九九号)

同 同

#### 昭和四十九年度の国の特殊教育施設に関する請願(第五一〇一號)

施設のうち屋内運動場、水泳プール等について  
は、国庫補助の措置を講じてその整備の促進に努めてきたところであるが、砂場の整備については、地方公共団体の一般財源によつて措置されることが適當と考へるので、その財源措置の充実については今後とも努力したい。

同

一、都道府県が設置する養護学校の新增設については、「公立養護学校整備特別措置法」により、当分の間、三分の二の国庫負担をすることとして、施設整備の拡充促進を図ることとしているが、これら新設養護学校の用地確保のための助成措置については、現在は、考えていらない。

二、特殊教育諸学校の小学部及び中学部建物の補助基準面積については、昭和四十七年度から約二〇・二三パーセントの引上げ措置を行つたところであるが、今後とも、高等部及び幼稚部の校舎、寄宿舎等の補助基準面積の改善とあわせて、その必要性及び実態を考慮しつつ、検討していきたいと考へている。

三、特殊教育諸学校における建築補助単価については、最近における建築資材の上昇を考慮して、昭和四十八年度の補助予算単価を執行上かなり改善したところであるが、今後とも資材價格の実勢を考慮し、予算執行の円滑化に努めたいと考へている。

四、小学校、中学校に特殊学級を設置するため校舎を新築、増築する場合には、特殊学級一学級につき補助基準面積の加算(一六八m<sup>2</sup>)を行つており、予算の執行に当たつても特殊学級の設置が円滑に進められるよう配慮しているところである。

五、特殊教育諸学校及び特殊学級において教育を行う上で必要となる教材、設備について  
は、一般の小学校、中学校で使用されるもののか、障害の種類、程度に応じ特に必要と

なる教材、設備についても補助品目を広げ、単価を加算する等の措置を講じているところであり、今後とも心身障害児の教育形態に応じた教材、設備の一層の充実を図るために、補助単価の改善を含め、新しい教材、設備の積極的な活用について研究を行つていくこととした。

六、心身に障害を有する児童、生徒の教育施設としては、障害の程度が比較的重い者のために盲学校、聾学校、養護学校が、比較的軽い者のために小学校及び中学校に特殊学級が置かれている。

しかし、対象となる児童、生徒の数に対応して、これらの教育施設が十分整備されていとは言い難いので、国は、昭和四十七年度を初年度とする特殊教育拡充整備計画により、現在、養護学校と特殊学級についてその設置促進を図っている。

特に養護学校については、昭和五十三年度末までに、対象となる精神薄弱、肢体不自由及び病弱の児童、生徒をすべて就学させるに必要な施設を整備することを目的に、都道府県が設置する養護学校に係る建築費の三分の二が国が負担するなどの措置を講じ、その早急な整備を図っている。

障害者のための教育施設については、国の計画に沿つて今後とも必要な措置を講じていきたい。

七、特殊学級の編制基準は、昭和四十四年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、一学級当たりの児童、生徒の数を十三人とすることを標準とし、特殊学級に応じた教員を配置できるよう措置しているところである。この編制基準の改正については、目下、その改善について検討しているところであるが、普通学級と区分して教職員定数の算定期率

を引き上げることは、当面は、考えていい。八、盲、聾、養護学校に置かれる幼稚部において専ら幼児の教育にあたる教員の給与については、現在、地方交付税によつて国が財源を負担しているところである。心身障害児の早期教育は極めて重要であり、これを振興するため必要な助成措置については、更に検討していくべきだ。

なお、幼稚部として設置するのではなく、幼児教育相談室等の名称の下に学校が地域住民に対するサービスとして実施する教育相談は、それ自体は学校教育に該当しないので、これにあたる者の給与等を国が補助することは、現在の教員給与国庫負担の制度の下では、当面は考えられない。

九、心身障害の程度が重度であつたり、障害が重複しているため通学できずに在宅している児童、生徒に対し、教員を派遣して教育を行ういわゆる訪問教育については、その対象として就学猶予・免除となつてゐる子供を含め、既に多くの都道府県で試みられているところであるが、その指導に当たる者の身分、指導方法等については、なお検討すべき点があるもので、その制度化については現在、調査研究中である。

なお、現にこの指導に当たつてゐる者の給与を国庫補助することについては、早期に措置したいと考えている。

十、特殊教育就学奨励費は、盲学校、聾学校、養護学校への就学を奨励し、これによつて生ずる保護者の経済的負担を軽減するため、これらの学校への就学に伴う学用品費、学校給食費、交通費等について、保護者の経済的負担能力に応じて三段階に区分して支給するもので、昭和二十九年以来、支給内容、支給対象者等は年々拡充されており、特に昭和四十六年

度からは、新たに特殊学級の児童、生徒を支給対象に加え、昭和四十七年度からは、通学等に要する交通費については、段階区分を撤廃し、全員を対象とする等の措置を講じている。

この結果、現在では、支給対象者の範囲は、生活保護法の教育扶助や小学校、中学校の就学援助費を受ける者より広くなっているので、今後は支給経費の単価増、支給費目の拡充などを検討していくと考えている。

十一、いわゆる判別委員会は、児童、生徒の身心の障害の種類と程度を教育的観点から判定し、その子供に最もふさわしい学校、学級を決定するために地方公共団体に置かれるものであるが、法的な設置義務があるわけではないめ必ずしも充分整備されているとは言い難い。

政府では、その重要性から、かねてより各都道府県に対し、その設置を指導しているが、その適切、円滑な運営に当たっては、医師、心理判定員等多くの専門家の協力を必要とするため、これに要する経費の一部を補助して設置促進を図ることを検討しているところである。

十二、長期慢性疾患等のため療養中の児童、生徒を教育するため、国立の療養所、病院に併設して、その敷地内に養護学校を設置することについては、病院、敷地を管理する厚生省においても、可能な限り協力する方針をとつており、土地の減額譲渡を含め、療養所、病院等の協力については、地域の事情に応じ、個々に解決するように考えている。

国 の 幼稚園 教育 の 施策 に 関する 請  
願 (第五一〇二号)

一、公立幼稚園の園舎新增改築費及び園具等設備整備費補助の補助率の引き上げについて  
は、他の事業との均衡にも配慮しつつ、慎重に検討したい。

幼稚園就園奨励費補助については、減免限

度額の引き上げ等に努めてきているところであるが、その補助率の引き上げについては、今後慎重に検討してまいりたい。

二、公立幼稚園における建築補助単価について

は、最近における建築資材の上昇を考慮して昭和四十八年度補助予算単価について、執行上かなりの改善を図ったところであるが、今後とも単価については資材価格の実勢を考慮しつつ、予算執行の円滑化に努めてまいりたい。

三、園具等設備整備費補助については、幼稚園の新增設に伴つて必要となる物品を補助の対象としており、実態に即応するよう逐年対象物品の範囲の拡大と補助限度額の引き上げを図つてあるところであるが、今後ともその改善に努めたい。

四、幼稚園就園奨励費補助については、幼稚園に入園を希望する四、五歳児がすべて就園できるようにするため、減免限度額の引き上げ等に努めてきているところであるが、三歳児まで年齢を引き下げるについても、今後慎重に検討したい。

五、公立幼稚園教職員給与費の国庫補助については、公立幼稚園教職員の待遇改善を図るためにの方策を検討するなかで考えてまいりたい。

公立幼稚園教員に対する教職調整額の支給については、人事院勧告を待つて措置したい。

六、公立幼稚園のスクールバス購入費補助については、特に、過疎地域におけるスクールバス購入の要請度をみて検討したい。

七、公立幼稚園のスクールバス購入費補助についての積算基礎については、逐年改善を図つてきているところであるが、今後とも、公立幼稚園費を地方交付税上「その他の教育費」から独立させることも含めて、その改善充実に努めてまいり

<p>特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願(十件)(第五五四〇・五四一・五五四二・五五四三・五七一・五五七二・五五九三・五九四・五五九五・五五九六号)</p>	<p>水城土堤は、太宰府防衛のために築造された土壘で、その両側には関連する遺跡の所在も考えられるので、発掘調査の上、この水城大堤の両側に重要な遺跡の所在が確認された場合には、史跡に指定して保護することなどを検討したい。この場合には、必要とあれば、土地の買い上げを行うことも検討することとした。</p>
<p>理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格における法律改正に関する請願(十一件)(第一・四・六・八・一一・一二・一三・一二・二一四・二六三・三〇五・三八八号)</p>	<p>理学療法士及び作業療法士の養成を大学教育で行うことは、現行法においても可能である。しかしながら、現状においては、理学療法士及び作業療法士の養成を大学教育のみに限ることで問題が極めて大きいので、将来の需給関係を見合わせながら、これらの養成を行う大学(学部)の設置について、慎重に検討してまいりたい。</p>
<p>理学療法士及び作業療法士の養成を大学教育で行うことは、現行法においても可能である。しかしながら、現状においては、理学療法士及び作業療法士の養成を大学教育のみに限ることは問題が極めて大きいので、将来の需給関係を見合わせながら、これらの養成を行う大学(学部)の設置について、慎重に検討してまいりたい。</p>	<p>理学療法士及び作業療法士の養成を大学教育で行うことは、現行法においても可能である。しかしながら、現状においては、理学療法士及び作業療法士の養成を大学教育のみに限ることは問題が極めて大きいので、将来の需給関係を見合わせながら、これらの養成を行う大学(学部)の設置について、慎重に検討してまいりたい。</p>
<p>乳幼児等の医療費無料化に関する請願(第二一七号)</p>	<p>乳幼児等の医療費無料化について、 八、幼稚園設置基準の改正については、昭和四十九年度から調査研究を進めているところであります。</p>
<p>一、腎疾患の早期発見、早期治療については、国民保健上の問題として十分検討してまいりたい。</p> <p>二、腎炎、ネフローゼ等の長期療養者の医療について、昭和四十七年十月より、一定程度以上の永続する腎臓機能障害を有する者を身体障害者と認定し、必要に応じ更生医療の給付として人工透析医療を行うことにより社会復帰の促進を図っているところである。</p> <p>なお、腎臓障害者の雇用対策については、従来から一般雇用対策の一環として職業指導、職業紹介体制の強化等により対処してきたところであるが、現在、腎臓障害者を含む内部障害者の雇用問題については関係審議会で審議されておりその結論を待つて更にその対策の強化に努めてまいりたい。</p>	<p>五、腎疾患患者の社会復帰対策については、腎疾患患者のうち腎不全患者等永続する腎臓の機能障害により日常生活が著しい制限を受ける者を身体障害者と認定し、必要に応じ更生医療の給付として人工透析医療を行うことにより社会復帰の促進を図っているところである。</p> <p>四、腎臓疾患に関する医療については、昭和四十七年度より専門医療関係者の研修を実施しており今後ともその充実に努めてまいりたい。</p>
<p>一、乳幼児医療費無料化については、現在、未熟児、障害児など特別の医療を必要とする児童及び小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼなどいわゆる難病に属する疾病を対象に治療費の公費負担を実施しており、その施策の充実に努めているところであるが、このような特別の医療以外の一般的の疾病についてまで治療費の公費負担を拡大することについて、医療保障制度全般に深くかかわる問題でもあ</p>	<p>りたい。</p> <p>三、総合肾センターの設立については、専門医療機関の整備全般のなかで十分検討してまいりたい。</p> <p>六、腎臓疾患患者の社会復帰対策については、腎疾患患者のうち腎不全患者等永続する腎臓の機能障害により日常生活が著しい制限を受ける者を身体障害者と認定し、必要に応じ更生医療の給付として人工透析医療を行うことにより社会復帰の促進を図っているところである。</p> <p>七、腎疾患患者の社会復帰対策については、腎疾患患者のうち腎不全患者等永続する腎臓の機能障害により日常生活が著しい制限を受ける者を身体障害者と認定し、必要に応じ更生医療の給付として人工透析医療を行うことにより社会復帰の促進を図っているところである。</p> <p>八、幼稚園設置基準の改正については、昭和四十九年度から調査研究を進めているところであります。</p>

## 官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

社会福祉協議会活動強化のための  
予算増額に関する請願 (十九件)  
(第二十九・四〇・四一・四四・四五・  
四六・四七・四八・四九・五一・  
六一・六二・二〇〇・二六一・二  
六五・二八三・三〇三・三〇四・  
三一〇号)

同

二、身体障害児(者)及び精神薄弱児(者)の医療費無料化については、従来から、身体障害児(者)について育成医療又は更生医療により公費負担しているところであるが、これらの者の一般の疾病についての医療費を公費負担するかどうかについては、乳幼児の場合と同様に、今後慎重に検討してまいりたい。

また、ねたきり老人の医療費無料化については、老人医療費支給制度を昭和四十八年一月から七十歳以上の者を対象として実施してきたところであるが、六十五歳以上のおたきり老人等については、特に福祉の措置が必要と考えられることから、昭和四十八年十月より老人医療費を支給することとしたところであります。

一、市区町村社会福祉協議会については、地域福祉活動の拠点としてのその機能を強化するため、現在社会福祉事業法に基づき、社会福祉法人化を積極的に進めているところである。

二、市区町村社会福祉協議会の国費補助職員の待遇改善については毎年努力してきたところであり、昭和四十八年度予算においても人件費補助単価を大幅に引き上げたところであるが、今後も職務等の実態を勘案し、改善を図つてしまいりたい。

また、増員については、昭和四十一年度以降現在まで合計一、〇九二人の配置をみたところであるが、今後における増員については地域福祉関連施策の動向に対応しつつ検討してまいりたい。

三、地域福祉センター運営費の確保

地域福祉センターについては、その運営形態をみると、規模の大小・事業種目が多岐にわるものとそうでないもの等、地域のニードに応じ、かなり日々に行われているのが実情である。このような状況から、現在、地域福祉センターのあり方について専門家の間で種々研究が進められているところである。したがつて、地域福祉センター運営費の助成

成については、これらの研究等により地域福祉センターのあり方にについて一定の方向づけが行われた段階において検討することとした。

四、善意銀行は、現在、民間奉仕活動の普及調整を図るための機関であり、その活動は社会福祉協議会等の活動の環として行われているが、国においても、昭和四十八年度予算において、地域の家庭婦人・学生・老人など民間有志の人々の社会奉仕活動へ参加する機会・場所等を提供することにより、社会奉仕活動者の組織化、活動の助成を図る機関として都道府県・指定都市に奉仕(善意)銀行を設置し、必要な助成を行うこととしたところである。

なお、奉仕(善意)銀行の傘下にあたる市区町村善意銀行の運営費の助成については、今後慎重に検討してまいりたい。

五、社会福祉協議会の活動費に関する地方交付税上の措置については、国の補助基準の改善に対応して昭和四十八年度においては、市区町村社会福祉協議会の福祉活動専門員の増員等に要する経費について昭和四十七年度の四億円に対し、四億六千四百万円を交付税に算入したところであるが、将来においても、国の補助基準の改善に対応して必要な措置を講じてまいりたい。

六、世帯更生資金の貸付原資及び市区町村社会福祉協議会事務費については、昭和四十八年度予算において、かなりの増額が図られたところである。今後においても世帯更生資金の貸付原資、市区町村社会福祉協議会事務費及び民生委員実費弁償費の増額について努力してまいりたい。

七、心配ごと相談所は、民生・児童委員の自主的研修事業の一環として開設されているが、近時、相談内容の専門化等に伴う運営費増に対応するため、国としても毎年その改善に努力しているところである。

今後も関連地域福祉サービス施策の進展に対応した妥当な運営費の改善を行いうよう検討してまいりたい。

# 官報

## 号外 昭和四十九年六月十八日

### ○第七十二回 参議院会議録追録(その三)

件名	所管省	請願に対する処理要領
老人医療費の無料化対象年齢の引下げに関する請願(第五四四号)	厚生省	おもな 請願に対する処理要領
保育所の大増設等に関する請願	同	
民生委員等の待遇改善に関する請願(第二〇八号)	同	

老人医療費の無料化対象年齢の引下げに関する請願(第五四四号)

老人医療費支給制度は、昭和四十八年一月から七十歳以上の者を対象として実施したところであるが、これが対象年齢の引下げについては、医療機関の受け入れ状況等、この制度の実施状況及び老人の実態等を十分検討の上対処してまいりたい。

なお、心身の障害により日常生活に支障をきたすこととなる六十五歳以上のねたぎり老人等については、昭和四十八年十月から支給対象にとり入れたところである。

保育所の大増設等に関する請願

保育所の増設整備については、昭和四十六年度から五箇年計画によつて整備につとめているところであり、今後は、更に整備計画の推進を図るため大幅な予算措置を講ずることを検討してまいりたい。

二、保育所の入所申請にあたつて、所得に関する証明書を添付させているのは、児童福祉法に基づく費用徴収のための基礎資料とするためのものであり、何らかの方法によつて所得額の確認が必要となるので、事務処理上この提出はやむを得ないと考える。

三、乳児は、家庭において両親による信頼と愛情に満ちた保育がなされることが最も望ましいことであると考える。しかし、真にやむを得ない事由により、乳児を保育所に預けざる

老人医療の公費負担制度改善に関する請願(第一一一号)

民生委員等の待遇改善に関する請願(第二〇八号)

四、保育所入所措置基準は、保護者の労働の態様又は疾病等の事由を明らかにし、これをもつて児童の保育に欠ける要件を判断するものであり、この要件に該当する場合は、保育に欠ける児童となるものである。

五、民生委員・児童委員は名譽職とされ無報酬の民間奉仕者であるため、職務の報酬としての給与は支給されないこととなつてゐる。しかしながら、職務遂行のための活動費は実費弁償費として支給されることになつており、昭和四十八年度予算において一人当たり年額九千円から一万三千円と大幅に引き上げを図つたところである。

また、このほか民生・児童委員の災害等の給付事業・研修費等についても大幅に改善したところである。

老人医療費支給制度は、昭和四十八年一月から七十歳以上の者を対象として実施したところであるが、昭和四十八年度においては、これが平年度化の予算措置のほか、扶養義務者所得制限について、昭和四十八年七月から扶養親族等五人の場合で、年収二五〇万円から六〇〇万円に引き上げ、ほとんど撤廃に近い改善を行つたところである。

また、対象年齢の引下げについても、十月か

## 官報(号外)

診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願(三十七件)  
 (第二六〇・四二六・四二七・四二八・四二九・四三〇・四三一・四三二・四三三・四三四・四三五・四三六・四三七・四三八・四三九・四四〇・四四一・四七二・四七三・四七四・五〇一・五二一・五二八・五二九・五六一・五八四・五八五・六四三・六四四・六四五・六四六・六四七・六四八・六六七・六七五・八一〇・一九七五号)

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願  
 (四十件)(第二六四・二六八・二七〇・二八一・二八二・二八九・二九〇・二九一・二九二・二九三・二九四・二九五・二九六・二九七・二九八・二九九・三〇〇・三〇一・三〇二・六三三・七四一・七五五・七八六・八三四・八八三・九一四・九一九・九五一・九五七・九九五・一〇一五・一〇三八・一〇八三・一一〇一・一二六八・一二九〇・一二六一・一四六三・一五七〇・五二三号)

診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願(三十七件)  
 (第二六〇・四二六・四二七・四二八・四二九・四三〇・四三一・四三二・四三三・四三四・四三五・四三六・四三七・四三八・四三九・四四〇・四四一・四七二・四七三・四七四・五〇一・五二一・五二八・五二九・五六一・五八四・五八五・六四三・六四四・六四五・六四六・六四七・六四八・六六七・六七五・八一〇・一九七五号)

同

同

ら、特に福祉の措置を必要とする六十五歳以上七十歳未満のねたきり老人等を対象に取り入れたところである。対象年齢の引下げ及び所得制限の緩和等については、今後とも制度の実施状況及び老人の実態等を十分検討の上対処してまいりたい。

一、診療放射線技師については、優秀な人材が確保できるよう今後とも待遇改善について努力したい。

二、診療放射線技師その他医療従事者の定員標準について、病院の機能、医療の実情を十分に勘案し、慎重に検討したい。

三、病院組織は、病院の円滑な運営に適したものである必要があるので他の部門との調整を図りながら検討したい。

四、診療放射線技師の資質の向上については、更に積極的に取り組んでまいり所存であるが、放射線専門官の設置については、関係職種との関連等も含めて慎重に検討してまいりたい。

一、民間社会福祉施設職員の待遇改善については、毎年その充実に努めているところであるが、特に職員給与については、既に国家公務員並みの給与水準を確保しているほか、昭和四十七年度に引き続き、昭和四十八年度においても公立施設職員との格差是正措置を含む給与改善のための特別経費を増額し、職員給与の適正化を図ったところである。また昭和四十八年度においては、職員定数の改善、夜間勤務体制の充実等を行うことにより、職員の待遇改善を図つたところである。

今後においても、施設職員の労働条件の一層の改善等を期して、きめ細かな配慮を行つてまいり所存である。

二、(一) 社会福祉施設職員の増員については、

從来から努力しているところであるが、昭和四十八年度においては、入所者の処遇に直接従事する保母、寮母等の勤務条件の緩和を図るため、非常勤職員の大幅な増員を行つたほか、小規模施設における夜間勤務職員の充実、各施設における職員定数の改善等を行い、職員労働の適正化を図つたところである。

今後においても、施設入所者の実態等を十分考慮し、施設職員の労働条件の改善を図るとともに、施設利用者の処遇の充実に努めてまいりたい。

(二) 産休代替職員制度は、現在保母・指導員等直接入所者の処遇に従事する職種を対象としているが、その他の職員に対する適用範囲及び産休期間についても検討していく

たい。

(三) 病休職員代替制度については、看護婦等他の職種との関連もあり、早急な実現は困難とみられるが、昭和四十七年度から非常勤保母・寮母制度が設けられているので、病欠が短期間の場合は、これによつて一応対処できるものと考えている。しかしながら、今後ともこれが充実等について検討してまいりたい。

三、社会福祉施設の労働者の保護のため、從来から重点的に監督指導を行つてあるところである。

労働基準法施行規則第二十七条の改正については、現在労働基準法全般にわたつて、学識経験者からなる労働基準法研究会で調査研究が行われているところであり、その調査研究の結果を待つて慎重に検討いたしたい。

四、社会福祉施設職員の健康の維持、増進を図ることは、健全な施設運営を確保する見地から極めて重要なことであり、所要の健康診査等が適正に実施されるよう十分配慮をしてま

いるとともに施設職員の健康診断等に必要な経費については、施設運営上必要とされる一般管理費の増額を図ることにより対処している所存である。

民間社会福祉施設の労働者が疾病等にかかり、当該疾病等と業務との間に相当因果関係が認められる場合には速やかに業務上の災害として認定し、労災保険から療養補償給付等所要の給付を行い、被災労働者の保護に欠けることのないよういたしているところである。

五、社会福祉施設職員の退職共済制度については、退職基礎額を大幅に引き上げるため、昭和四十八年度から十段階としたところであるが、更に施設職員の給与改定に並行して基礎額の上昇を行うよう検討を加えてまいりたい。

また、退職金の事業主掛金を措置費基準額に算入することについては、今後検討してまいりたい。

六、(1) 社会福祉施設に対する措置費については、職員待遇の改善、施設管理費の増額等とともに、入所者に対する処遇費についても、その単価を引き上げる等により毎年増額を行つてあるところである。

社会福祉施設における入所者は、大部分

の方がハンディキャップをもち、かつ、障害の態様も多様化している状況にかんがみ、各施設において、それぞれ適切な処遇が受けられるよう、施設に対しても十分指導してまいるとともに、今後とも国民生活の向上に見合つて、処遇費の引上げを図り、施設サービスの充実に努めてまいりたい。

(2) 児童収容施設に対する「開差是正」措置は、施設相互間の職員配置の均衡を図り、財政負担上の厚薄をなくすとともに、社会

福祉施設全体のバランスを考慮して行つているものであるが、施設の運営管理に支障をきたすことのないよう、今後とも検討してまいりたい。

(3) 公立施設については、地方公共団体が自ら経営することを原則として整備を図つてまいりたい。

なお、今日経営上の必要性から、一部の公立施設を社会福祉法人である社会福祉事業団に委託しているが、これら委託については、公的責任の回避とならないよう一定の基準を設け、運営の適正化に十分配慮しているところである。

(4) 児童収容施設の保護者からの徴収金基準額については、昭和四十八年度において従来費用の全額を徴収することとされたいた、D11階層を四区分に細分し、徴収額の軽減を図つたところである。

(5) 徴収金基準額については、措置費制度全体の中で、今後検討してまいりたい。

(6) 保育所の保育料は、児童の処遇改善等のための保育単価の引上げ額等を考慮して、ある程度の引上げを行つてあるところであり、保育料をすく置く等の措置は困難であると思われるが、その引上げ額については慎重に検討してまいりたい。

また、同一家庭から二子以上が保育所に入所している場合、その第二子以降児にかかる保育料については、低所得階層の負担の軽減を図る見地から、昭和四十八年度においては、C3階層まで半額とする措置がとられているが、第二子以降見すべての徴収を免除することは現在考えていない。保育所の保育時間は、一日につき八時間を原則とするが、その地域における保護者の労働等の実情に応じて保育所等が彈力的に定めることができることとなつていて

なお、保母の労働条件については、非常勤保母の配置を図るなど従来からその改善に努めてきたところであるが、これらの問題を含め、現在中央児童福祉審議会において検討がなされているところであり、今後その結論を待つて行政に反映させてまいりたい。

また、産休あけの乳児の保育については、乳児に及ぼす精神的・身体的影響等種々問題があるので、婦人労働関係諸施策の関連を図りながら、今後の研究課題として慎重に検討してまいりたい。

九、社会福祉施設整備費の国庫補助単価は毎年改定を行つており、昭和四十八年度当初には一五・四パーセント、年度中途においても建築費の急騰に伴い一〇パーセント程度の単価アップを検討しているところである。また、増改築を大幅に行うことについては、収容定員の増となる創設・拡張との見合いを考慮しながら、増改築の緊急度の高いものから整備していく方針である。

また、施設の設置運営にかかる最低基準の改定は、必要の都度実施する考え方である。施設整備の基準面積については、昭和四十八年度に養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて改定したところであり、その改定に伴い所要の国庫補助を実施している。

(一) 職員宿舎については、収容定員一人当たりの基準面積の範囲内で、直接処遇職員にかかる宿舎につき補助を行つていているところである。

(二) 暖房については従来から補助の対象としているところである。冷房については、現段階では対象としてないが、検討してまいりたい。

(三) 作業室については、昭和四十六年度から養護老人ホームの基準面積に算入したところであり、その他の施設に対する作業室及

び娯楽設備等については、検討していきた  
い。

(四) 給食設備については、補助の対象としては整備計画の推進により解消を図ることとしているが、施設設備等の改善により認可保育所になり得るものについては、その改善を指導するとともに、小規模保育所制度を特例的に認め、積極的にその解消に努めているところである。したがつて無認可保育所のままの状態において国が助成することは現在考えていない。しかしながら、保育所の整備が充足するまでの間、一定の条件下に指導・監督し、適切な保護を行う特別保育対策を検討することとしている。

十一、保育所・児童館あるいは盲人ホーム等第

二種社会福祉施設に対する設備及び運営に対する補助については、毎年引上げを図つていいところであるが、今後においても施設の実態に応じた改善を図つてまいりたい。

十二、(一) 老齢年金については、第七十一回国会において法律第九十二号により、別国会において法律第九十二号により、厚生年金保険・国民年金を通じ老後生活

の支えとなる年金制度の実現を目指としていたといわゆる「五万円年金」が実現及び自動スライド制の導入が図られたところである。

(二) 老人医療支給制度は、昭和四十八年一月から七十歳以上の者を対象として実施したところであるが、昭和四十八年度においては、これが平年度化の予算措置のほか、扶養義務者所得制限について七月から扶養親族等五人の場合で年収二五〇万円から六〇〇万円に引き上げ、ほとんど撤廃に近い改善を行つたところであ

昭和四十九年六月十八日

参議院会議録追録(その三) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

身体障害者の社会復帰のため自動車購入に

また、最近における消費者物価の動向が生活保護世帯の生活に与える影響を考慮し、昭和四十八年十月一日厚生省告示第二百七十二号をもつて、年度途中ではあるが、生活保護法による保護の基準を特別措置として再び引き上げたところである。

十四 生活保護法による保護の基準については、国民生活の変化に対応するため、毎年度当初に政府経済見通しによつて改訂を行つているところである。

十五、最近における消費者物価の動向が生活保護世帯の生活に与える影響を考慮し、昭和四十八年十月一日厚生省告示第二百七十二号をもつて、年度途中ではあるが、生活保護法による保護の基準を特別措置として再び引き上げたところである。

十六、児童の疾病については、現在、未熟児など特別の医療を必要とする児童及び小児がん・小児慢性腎炎・ネフローゼなどいわゆる難病に属する疾病を対象に治療費の公費負担を実施しており、その施策の充実に努めているところであるが、このような特別の医療以外の一般の疾病についてまで治療費の公費負担を拡大することについては、医療保障制度全般に深くかかわる問題でもあり、今後慎重に検討してまいりたい。

十七、障害児(者)の医療については、従来から育成医療又は更生医療により公費負担を行つてゐるところであるが、これらの者的一般の疾病についての医療費を公費負担するかどうかについては、乳幼児の場合と同様に、今後慎重に検討してまいりたい。

る。

また、対象年齢の引下げについても、十月から特に福祉の措置を必要とする六十五歳以上七十歳未満のねたきり老人等を対象に取り入れたところである。

対象年齢の引下げ、所得制限の緩和等について、今後とも制度の実施状況及び老人の実態等を十分検討の上対処してまいりたい。

十八、児童の疾病については、現在、未熟児など特別の医療を必要とする児童及び小児がん・小児慢性腎炎・ネフローゼなどいわゆる難病に属する疾病を対象に治療費の公費負担を実施しており、その施策の充実に努めているところであるが、このよ

車の無料貸与制度実施に関する請願(第三二二二二号)

セントラル設立等に関する請願(二

十二件)(第三六〇・五八六・五八

七・五八八・五八九・五九〇・五

九一・五九二・五九三・五九四・

五九五・五九六・五九七・五九

八・五九九・六〇〇・六〇一・六

〇二・六〇三・六〇四・六〇五・

六〇六号)

リウマチの専門病院及び国立研究セントラル設立等に関する請願(二十二件)(第三六〇・五八六・五八七・五九八・五九九・六〇〇・六〇一・六〇二・六〇三・六〇四・六〇五・六〇六号)

車の無料貸与制度実施に関する請願(第三二二二二号)

セントラル設立等に関する請

車の無料貸与制度実施に関する請願(第三二二二二号)

セントラル設立等に関する請

関しては、雇用促進事業団の実施する通勤用自動車購入資金貸付制度及び世帯更生資金制度による身体障害者更生資金からの借入れによる途が開かれているが、更に身体障害者向けに自動車を改造する費用を、公費負担することについて目下検討中である。

一、リウマチ専門病院の設立については、現在、七箇所の国立病院に専門の診療部門が併設されているところであるが、今後ともその増設に努めたい。

二、リウマチ研究センターの設立については、難病対策の一環として、現在、診療機能のほか研究機能もあわせもつりウマチ・アレルギーセンターの整備を進めているところである。

三、リウマチ患者の治療費を公費負担とするところについては、医療保険のあり方との関連もあるので今後慎重に検討してまいりたい。

児童の疾病については、現在、未熟児、障害児など特別の医療を必要とする児童及び小児がん・小児慢性腎炎・ネフローゼなどいわゆる難病に属する疾病を対象に治療費の公費負担を実施しており、その施策の充実に努めているところであるが、このよ

うに、このよ

うに、このよ

セントラル設立等に関する請

## 官 報 (号 外)

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願(四件)(第三九〇・三九一・四二四・四二五号)

同

一層の福祉の向上に資するため、医療機関における養護学校等の併設の有無に關係なく、十八歳未満の入院治療を必要とする全児童に対象を拡大することとしたところである。また、その他の小児慢性疾患についても、未熟児に対する養育医療、心臓障害児に対する育成医療等において、対象件数の増加を図るなどの施策の充実に努めているところである。

一、障害年金は、障害者の所得保障のため障害の状態の程度に応じて支給されているが、今回の法律改正(昭和四十八年第七十一回特別国会法律第九十二号)においても拠出制の障害年金の最低保障額を月額八、八〇〇円から二万円に、障害福祉年金を月額五、〇〇〇円から五〇〇円に引き上げるとともに障害福祉年金の支給範囲を障害等級二級に該当する障害者にまで拡大するなど大幅な改善を行つたところであり、今後ともその改善に努力してまいりたい。

また、福祉年金の支給制限についても緩和に努めたい。

二、更生医療・育成医療については、例えば昭和四十七年度には身体障害の範囲に腎臓機能障害者をとり入れるとともに、その人工透析療法に必要な医療費を新たに対象とする等、従来も公費負担を拡大してきたところであるが、今後も制度の改善に努めてまいりたい。

なお、障害者の一般疾病にかかる医療費の公費負担については、医療保障制度全般に深くかかわる問題であるので、今後慎重に検討してまいりたい。

また、治療困難な疾患等については、特別研究費の活用などによつてその対策を講じてきたところであるが、今後ともそれらの制度の活用により研究を一層充実させてまいりたい。

三、一般道路における身体障害者等の通行の安全と利便を図るため、従来より各種の方策を講じて來ているが、今後一層その方策を徹底するため取扱い基準を定め、歩道と車道との段差の解消、立体横断施設の取付部の改善等の措置を積極的に実施いたしたい。

建物については、現在、公営住宅の建設面で配慮しているが、今後とも関係者の意見を十分に聴き対処してまいりたい。

## 四、(一) 就学猶予・免除について

就学猶予・免除の制度のねらいは、疾病その他心身の故障のため病院・児童福祉施設等において療養中の児童・生徒がその治療等に専念するため、あるいは疾病等が重くなることを避けるため、一定の期間就学義務を猶予し、治療等に専念させようとするもので、学校教育法において就学義務を子女の年齢のみによつて、一律に果していり以上、保護者の願い出を待つて、この義務を一定期間いわば解除することとなるこの制度は、当然必要なものと考えられる。しかしながら、これらの子供たちが医療措置等を受けながら、なお教育を受けうる心身の状況にある限り、これに教育を行うことは望ましいことであり、国としても養護学校等を計画的に整備することにより、この措置を受ける子供が少なくなるよう努力しているところである。

## (二) 養護学校等の増設について

養護学校については、昭和五十三年度末までに対象となる精神薄弱・肢体不自由及び病弱の児童・生徒をすべて就学させるに必要な施設を整備するため、都道府県が設置する養護学校に係る建築費を国が特に三分の二を負担するなどの措置を講じ、その早急な整備を図つている。

障害者のための教育施設については、國

昭和四十九年六月十八日

参議院会議録追録(その三) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

(三) 就学奨励費の拡充について  
特殊教育就学奨励費は、盲学校・聾学校・養護学校への就学を奨励し、これによつて生ずる保護者の経済的負担を軽減するため、これらの学校への就学に伴う学用品費・学校給食費・交通費等について、保護者の経済的負担等に応じて三段階に区分して支給するもので、昭和二十九年以來、支給内容・支給対象者等は年々拡充されており、特に昭和四十六年度からは、新たに特殊学級の児童・生徒を支給対象に加え、昭和四十七年度からは、通学等による交通費については、段階区分を撤廃し、全員を対象とする等の措置を講じている。

(四) 教職員の待遇改善等  
現在、盲・聾・養護学校の教育・寮母は、高等学校の教員と同じ俸給表の適用を受け、更に人事院規則に定める八パーセントの俸給調整額を受けており、小学校及び中学校で特殊学級を担任する職員についても八パーセントの俸給調整額を受けている。

教職員の定数については、昭和四十四年に標準法の改正を行い。盲・聾・養護学校にあつては一学級八名(重複障害学級は五名)、特殊学級にあつては一三名の児童・生徒で学級編制をすることとしたほか、寮母の配置率を寄宿生五名(肢体不自由養護

の計画に沿つて今後とも必要な措置を講じていきたい。

学校にあつては四名)に一名とする改善を行い、更に、盲・聾・養護学校個別の教員として、養護・訓練の指導を充実するため、盲学校一名・聾学校及び精神薄弱養護学校二名・肢体不自由養護学校三名を配置することとしている。

特殊教育を担当する教職員の待遇改善については、今後とも必要な措置を講じていきたいと考えているが、当面の昭和四十九年度からは、重複障害学級の編制基準・寮母・養護・訓練担当教員・事務職員の定数改善等が図られるよう努力したい。

五、障害者が一般健常者に伍して経済社会活動に参加し、生きがいある人間生活を過しうようにするためには、これらの方々に対しても、その希望と能力に応じた職場の確保を図ることが何よりも必要である。

このようなことから障害者の雇用促進を図るために、

(一) 身体障害者雇用促進法に基づく身体障害者雇用率の達成を事業主に対し強力に指導するとともに、未達成事業所に対し身体障害者の雇用奨励を行う。

(二) 公共職業安定所に専門の職員を配置して、きめ細かい職業相談・職業紹介を行うとともに、障害者の求職活動を容易にし、また、就職を促進するため各種給付金の支給などによる手厚い援護措置を講ずる。

(三) 心身障害者多数雇用事業所に対して、金融上及び税制上の特別措置を講じてその育成を図るとともに、これら事業所をモデル工場として他の事業主が積極的に心身障害者を雇用する意図の醸成を図る等、障害者の職場の確保のための積極的な対策を講じているところである。

また、障害者の雇入れに際して賃金その他労働条件で不当な差別を受けることの



二、在宅の重度障害者に対する介護料について  
は、年金制度等所得保障施策との総合的な関連もあり、なお今後慎重に検討してまいりたい。

三、身体障害者の社会復帰のための自動車については、雇用促進事業団の実施する通勤用自動車購入資金貸付制度及び世帯更生資金制度による身体障害者更生資金からの借入れによる購入の途があるが、更に身体障害者向けに自動車を改造する費用を公費負担することについて目下検討中である。

四、障害福祉年金の額の引き上げについては、

第七十回特別国会法律第九十二号により月額五、〇〇〇円から七、五〇〇円に大幅に引き上げられたところであるが、今後ともその改善に努力してまいりたい。

なお、福祉年金と拠出年金との関連づけ等福祉年金をどのように考えるかについては、国民年金審議会において引き続き検討中である。

五、国は從来から車いす使用者等の社会的身体的ハンディキャップを負つてゐる住宅困窮者に対し、特定目的公営住宅を建設し、優先入居、家賃の減免、障害の状況に応じた特殊設計等を実施することにより積極的救済を図つてきている。

その実績は次表のとおりであるが、障害に応じた特殊設計については、從来未開拓な分野であったことにより建設戸数は十分とまでは至っていないが、近年は建設省で指導書を用意するなど積極的建設を奨励しており、今後とも量的拡大と質的向上に努めていく方針である。

身心障害者世帯向公営住宅建設実績					
年度	四三	四四	四五	四六	四七
戸数	七〇	五九	八六	一〇一八	一四六二
(計画)					五七七、七四

日本社会事業大学委託費増額等に  
関する請願(第六五九号)

六、昭和四十七年度から身体障害者更生援助施設の一種として身体障害者療護施設を設け、常時介護を必要としながら家庭でこれを受けることの困難な重度の障害者を収容し、医学的管理の下に終生必要な保護を行うこととしたところである。

今後ともこの施設の増設及び内容改善に努めてまいりたい。

七、せき竪損傷者等身体障害者に対する職業訓練については、從来から医療施設と連携した訓練施設を設置してきたところであるが、今後更にこの拡大に努める方針である。

八、船員保険の職務外の事由による傷病手当金に対するスライド制の導入、治ゆ退院後再発の場合の再入院、あるいは検査についての船員保険での給付は、陸上労働者との均衡を考慮しつつ、慎重に検討いたしたい。

九、在宅の重度肢体不自由者に対し、特殊寝台(ギャジベット)を貸与する制度が昭和四十七年度から実施されている。

十、在宅の重度障害者の介護については、從来から身体障害者家庭奉仕員派遣事業により必要に応じて身体障害者の家庭に家庭奉仕員を派遣して日常生活の世話を行わせているところである。また、昭和四十八年度からは身体障害者介護人派遣制度を創設して、通常家庭奉仕員派遣の対象とはならないが疾病等により一時的に介護が必要な者に対して介護人を派遣することとしたところである。

今後とも、これらの制度の充実に努めてまいる所存である。

一、日本社会事業大学の経営委託費について  
は、校舎等の各所修繕、備品等の整備費をも含めて年々増額を図ってきたところである  
が、今後ともなお努力してまいりたい。

二、国立大学の授業料は、昭和三十八年度以

同

難病対策に関する請願（第六七九号）

進行性筋ジストロフィー等の神経筋疾患を対象とする国立研究所設立に関する請願（五十二件）（第九一二・九二五・九二六・九二七・九二八・九二九・九三〇・九三一・九五二・九五三・九五四・九六八・九六九・九七四・九八三・九八四・一〇三九・一〇四〇・一〇四一・一〇四八・一〇四九・一〇五〇・一〇五一・一〇五二・一〇五三・一〇五四・一〇五五・一〇五六・一〇五七・一〇五八・一〇五九・一〇六〇・一〇六一・一〇六二・一〇六三・一〇六四・一〇六五・一〇六六・一〇六七・一〇六八・一〇六九・一〇七〇・一〇七一・一〇九〇・一〇九一・一〇九二・一〇九三・一〇九四・一〇九五・一〇九六・一〇九七・一〇九八・一〇九九・一〇九〇・一〇九一・一〇九二・一〇九三・一〇九四・一〇九五・一〇九六・一〇九七・一〇九八・一〇九九

来年額一二、〇〇〇円（月額一、〇〇〇円）にすべき置かれていたもので、諸物価等との関連を考慮し、育英事業の拡充、学生教育に係る経費の増額及び私学助成の強化等、高等教育の整備とあわせて、昭和四十七年度において適當と思われる水準に改訂したものであり、これを撤回する意思はない。

三、国としては社会福祉事業従事者の養成確保の重要性にかんがみ、毎年、予算に社会事業学校経営委託費を計上しているところであるが、今後ともその増額については努力してまいりたい。

いわゆる難病については、従来から各種の対策を講じてきただが、昭和四十八年度においては、国民の健康福祉の向上という観点からその対策を総合的にとり上げて、調査研究の推進、医療費対策の拡充及び医療機関の整備と要員の確保の三点を柱として推進しているところであり今後も対策の推進に努めてまいりたい。

政府においては、進行性筋ジストロフィー症等難治性の神經筋疾患に対しては、研究費の助成により研究の推進を図つてあるところであるが、更に、昭和四十九年度以降当該疾患を対象とする研究所についても、その組織・機能・規模等の調査検討をしてまいりたい。

一〇九一・一一一三・一一二三  
一一一四・一四〇〇・一九七六  
号)

老後の保障確立に関する請願（二十一件）（第九三七・九七八・一〇三・四一四五・四一四六・四一四七・四一五七・四一八一・四一七〇・四三七一・四三七二・四一七三・四三七四・四三七五・四一七六・四三七七・四三七八・四一八二・四六八三・四九三二・四九八〇号）

老後の保障確立に関する請願（二十一件）（第九三七・九七八・一〇三・四一四五・四一四六・四一四七・四一五七・四一八一・四一七〇・四三七一・四三七二・四一七三・四三七四・四三七五・四一七六・四三七七・四三七八・四一八二・四六八三・四九三二・四九八〇号）

同

一、老後の生活保障に見合う年金制度の確立については、第七十五回特別国会において法律第九十三号により厚生年金保険・国民年金を通じ、老後生活の支えとなる年金制度の実現を目指としたいわゆる「五万円年金」の実現及び自動スライド制の導入が図られたところであります。

二、老人保健医療対策としては、従来から六十

五歳以上の老人を対象とした健康診査の実施、老人性白内障により失明のおそれのある老人に対する開眼手術費の支給、脳卒中後遺症等により機能障害の防止・回復をねらつた機能回復訓練の実施等を行つてきたところであるが、昭和四八年一月からは老人医療費支給制度を創設し、老人の疾病の予防、早期発見のための健康診査から医療費の支給、更にはリハビリテーションの実施に至るまで制度の体系を確立したところである。今後は、これら各制度の一層の充実を図りつつ、老人保健の実情を踏まえながら、施策の強化を図つてしまりたい。

三、老人福祉施設の整備については、昭和四十六年度を初年度とする社会福祉施設緊急整備五箇年計画に基づき、その推進を図つております。また、在宅福祉対策については、家庭奉仕員及び介護人の拡充、就労あつ旋事業の拡充、老人クラブの助成、老人福祉センターの整備等必要なサービスの提供や老人の自主的活動の促進のための施策を行つており、今後ともその充実に一層努めてまいりたい。

四、働く意思と能力のある老人にその能力と経験を生かした職場の確保を図ることは、これらの方々の生活の安定と生きがいある老後生

活の保障を図る上で、極めて重要である。

このため政府としては、これらの方々に適した職場の確保と雇用促進のための対策を進めているところである。

すなわち、五十五歳から六十五歳程度までの高年齢者の雇用対策については、

(一) 現在多くの企業が採用されている五十五歳定年は、高年齢者の働く能力からみても低すぎるので、今後五年程度の間に六十歳定年が一般化するよう気運の醸成を図るとともに助成措置を講ずること。

(二) 定年退職予定者について、国と事業主とが協力して定年退職後失業することなく再就職できるよう定年前から計画的に再就職援助措置を講ずること。

(三) 公共職業安定所に中高年齢者の職業相談、職業紹介を専門に扱う職員を配置するとともに、高年齢者コーナー、人材銀行を設置する等による高年齢者向けの職業紹介体制を充実すること。

等積極的に対策を講じてある。

一般労働市場になじみにくい、おむね六十五歳以上の老人についても、老人の希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会を提供するための場として高齢者無料職業紹介所の整備を一層推進することとしているほか、新たに福祉作業センター助成についても検討しているところである。

五、政府は住宅難を解消し、国民すべてが適正な住居者負担の下に適正な住宅に居住できるようにするため、現在、一人一室の確保をめざす第二期住宅建設五箇年計画の着実な達成に努めているところである。特に、老人世帯又は老人を含む世帯に対しては、次のような施策の拡充・推進により、その福祉の向上に努めいくこととしている。

公営住宅については、老人世帯向公営住宅

を特定目的公営住宅として、優先入居・家賃の減免・老人の身体的特性に合わせた特殊設計等を講じているほか、ペア型住宅や多家族向老人室付住宅の供給等を実施しており、今後とも量的拡大と質的向上に努めてまいりたい。

住宅金融公庫の融資については、昭和四十七年度に個人住宅の老人同居割増貸付けを新設し、昭和四十八年度には一戸当たりの割増額を引き上げた。昭和四十九年度には老人年齢を六十五歳から六十歳に引き下げるほか、老人割増貸付け、対象種目の拡大、割増額の増額等を検討中である。

公団住宅については、入居者選考時に優先扱いするとともに、ペア住宅・老人室付住宅の建設等の施策を講じており、今後は、これら施策を充実させるとともに老人の生活行動に適した住宅設計の実施等に努めていく。

更に、六十歳以上の高齢者と同居する世帯に対して、老人の専用居室を確保することによって、高齢者と家族との好ましい家族関係の維持に寄与することを目的として、老人居宅整備資金貸付制度を設け、一戸当たり五〇万円の範囲で貸付けを行つてている。

六、身体障害者・老人等のための公共交通機関利用改善については、昭和四十九年度より身体障害者・老人等が交通に対しどのように不便を感じ、何を要望しているかを調査する意向であり、更にその調査結果をもとに交通関係における福祉対策の具体的な導入を検討する所存である。

公営交通事業については、その経営悪化の現状にかんがみ、高齢者料金の優遇をも含むすべての割引について、その対象や割引率のほか、割引により生ずる損失補てん等、現在の制度全般にわたる見直しを検討しているところである。

## 一五三九・一五七一・一六四二号)

電信・電話等の公衆電気通信サービスについて、その料金を減免することは、現行公衆電気通信法上は困難である。しかしながら、従来、一人暮らしの老人、又は老人世帯における電話の契設については、これを優先的に取り扱い、また契設費の負担を実質的に軽減するため、一部のモデル的市町村の老人福祉電話の契設にあたっては、電信電話債券の引受けを免除するとともに、国及び地方公共団体の補助が行われているところであるが、今後とも従来の施策を拡充するとともに、老人向けの電話の研究開発を進める等の措置を講じてまいりたい。

老人世帯に対し、放送受信料を免除するためには、「日本放送協会放送受信料免除基準」の改正を行わなければならない。現行制度上、この免除基準の改正を行うには、まず日本放送協会が自主的に方針を決定することが必要であり、その結果、老人世帯に対する放送受信料免除を行うことが適当であるとの結論に至れば、郵政大臣に対し免除基準の改正の認可を申請することとなつていて。認可の可否については、協会から申請のあつた段階で具体的に検討することになるが、現行免除基準による放送受信料免除措置を更に拡大するかどうかについては、協会の財政に与える影響及び他の放送受信者との均衡を考慮し、慎重に検討を要するものと考えている。

社会保険診療報酬の引上げに関する請願(二十二件)(第一一二五・一三四四・一一三五・一一七四・一一七五・一一四〇・一二四七・一二六三・一二六七・一二八四・一二九一・一三〇一・一三一〇・一三六九・一三七〇・一四〇一・一四〇二・一四三〇・一四三一・同)

公費負担医療の拡充に関する請願  
(第一一五八号)

同

## 議会における審議を待つて善処してまいりたい。

二、患者の負担とならぬよう医療保険を改善することについては、第七十一回国会における健康保険法等の一部を改正する法律によつて、健康保険の家族医療給付を五割から七割に引き上げるとともに国民健康保険をも含めて高額療養費支給制度を新設したところであるので、患者の自己負担は大幅に軽減されることとなつたところである。

今後の改善については、医療供給体制の整備状況、保険財政の推移、給付の仕組み等を勘案しつつ、慎重に検討してまいりたい。

一、老人医療費支給制度は、昭和四十八年一月から七十歳以上の者を対象として実施したところであるが、昭和四十八年度においてはこれが平年度化の予算措置のほか、扶養義務者所得制限について昭和四十八年七月から扶養親族等五人の場合で年収二五〇〇万円から六〇〇万円に引き上げ、ほとんど撤廃に近い改善を行つたところである。

また、対象年齢の引下げについても、十月から、特に福祉の措置を必要とする六十五歳以上七十歳未満のねたきり老人等を対象に取り入れたところである。

対象年齢の引下げ、所得制限の緩和等については、今後とも制度の実施状況及び老人の実態等を十分検討の上対処してまいりたい。

二、児童の疾病については、現在未熟児・障害児など特別の医療を必要とする児童及び小児がん・小児慢性腎炎・ネフローゼなどいわゆる難病に属する疾病を対象に治療費の公費負担を実施しており、その施策の充実に努めているところであるが、このような特別の医療以外の一般の疾病についてまで治療費の公費負担を拡大することについては、医療保障制

難病対策の改善と国立難病病院の設置促進に関する請願（第一五七）

同

水道水源費用等の負担軽減に関する請願(第一二二七九号)  
スモン患者の生活援護等に関する請願(第一五一九号)

同

上水道事業に対する國の補助に関しては、水道水源開発等施設整備費の國庫補助について、その要望の増大にかんがみ、年々拡充を図つてしまつたところであるが、今後とも引き続きその増額に努めてまいりたい。

スモン患者の生活援護及び更生施設の充実については、疾病その他の原因により生活困窮に陥つた者に対する一般的な生活援護対策として生活保護の制度があり、また、身体障害者福祉法別表に掲げる程度の障害のある者は、障害の原因の如何を問わず、身体障害者手帳の交付対象となり、必要に応じて施設収容、更生医療の給付、補器具の交付等の措置がとられているところであり、一定の要件が満たさればこれら現行制度により援護がなされるものであるので、スモン患者に対する特別の措置の必要性については、今後慎重に検討してまいりたい。

また、リハビリテーションの施設の設置の推進については、医学的リハビリテーションの施設の整備等の全体のリハビリテーション対策の充実強化により対処してまいりたい。

一、難病の疾病範囲の拡大については、いわゆる難病のうち、スモン、ベーチェット病等の

度全般に深くかかわる問題でもあり、今後慎重に検討してまいりたい。

三、身体障害者の障害を除去軽減するための医療費については、更生医療の給付として公費負担しているところであるが、今後ともその制度の改善には努力してまいりたい。

なお、心身障害者の一般疾病に係る医療については、その医療費を心身障害者福祉施策として公費負担すべきか、総合的な医療保障施策の一環として行うべきかについて、今後慎重に検討してまいりたい。

(七号)

公費負担医療拡充に関する請願  
(第一五八〇号)

同

特定疾患に対する医療費の補助は、昭和四十八年度においてその対象疾患を昭和四十七年八年度におけるその対象疾患を昭和四十七年八度の四疾患から六疾患に拡大するとともに入院、通院患者を通じ医療費の自己負担分を国と都道府県で負担し、その解消を図つているところであるが、その対象疾患の範囲の拡大について今後慎重に検討してまいりたい。

二、国立難病病院の設置を促進することについては、難病患者を収容し、専門的治療を行う施設又は専門病床の整備にあたり、地域における患者数、病院の配置状況等を十分考慮してまいりたい。

一、老人医療費支給制度は、昭和四十八年一月から七十歳以上の者を対象として実施したところであるが、昭和四十八年度においてはこれが平年度化の予算措置のほか、扶養義務者所得制限について昭和四十八年七月から扶養親族等五人の場合で年収二五〇万円から六〇〇万円に引き上げ、ほとんど撤廃に近い改善を行つたところである。

また、対象年齢の引下げについても、十月から、特に福祉の措置を必要とする六十五歳以上七十歳未満のねたきり老人等を対象に取り入れたところである。

対象年齢の引下げ、所得制限の緩和等については、今後とも制度の実施状況及び老人の実態等を十分検討の上対処してまいりたい。

二、児童の疾病については、現在未熟児・障害児など特別の医療を必要とする児童及び小児がん・小児慢性腎炎・ネフローゼなどいわゆる難病に属する疾病を対象に治療費の公費負担を実施しており、その施策の充実に努めているところであるが、このような特別の医療以外の一般の疾病についてまで治療費の公費負担を拡大することについては、医療保障制度全般に深くかかわる問題でもあり、今後慎

官 報 (号 外)

重に検討してまいりたい。

三、身体障害者の障害を除去・軽減するための医療費については、更生医療の給付として公費負担しているところであるが、今後ともその制度の改善には努力してまいりたい。

なお、心身障害者の一般疾病に係る医療については、その医療費を心身障害者福祉施策として公費負担すべきか、総合的な医療保障施策の一環として行うべきかについて、今後慎重に検討してまいりたい。

「医療事務管理士」に関する御要望について  
は、請求事務の簡素化の動向をみきわめる必要  
があり、慎重に検討すべきものと考える。

三、身体障害者の障害を除去・軽減するための医療費については、更生医療の給付として公費負担しているところであるが、今後ともその制度の改善には努力してまいりたい。

なお、心身障害者の一般疾病に係る医療については、その医療費を心身障害者福祉施策

看護婦の確保に関する請願（第二二〇〇号）

上水道事業に対する国の財政措置等の改善に関する請願（第二四七五号）

看護婦に対する需要の著しい増大に対処するため、從来から公的な看護婦養成所に対する運営費設備整備費の補助、民間養成所に対する運営費の助成等を行つてきたが、今後更に養成定員の大大幅な増員を図り、公的施設を含め養成施設に対する運営費の助成等を拡充するよう努めてまいりたい。

一、上水道事業に対する国の補助に関しては、  
水道水源開発等施設整備費の国庫補助について  
その要望の増大にかんがみ、年々拡充を図  
つてまいつたところであるが、今後とも引き  
続きその増額に努めてまいりたい。  
二、水道事業の経営の健全性を確保するため、

従来から施設の建設拡張のための主要な財源である企業債の貸付条件の改善に努めてきたところであるが、昭和四十八年度でみると、政府資金をはじめこれに準ずる公営企業金融公庫資金等の良質な資金を八十パーセント近く充当する計画となつており、また、償還年限については、昭和四十八年度から公営企業金融公庫資金について従来の二十三年を二十五年に延長することとなつたが、今後とも引き続き貸付条件の改善に努めてまいりたい。

三、水道事業についても、他の公営企業と同様、事業経営に必要な経費については、その利用者が受益の程度に応じて負担する利用者負担の建前によることが衡平の原則に合致するものと考えられる。

公衆浴場業振興に関する請願(第二四七六号) 同

来公共負担によつて措置すべきものや先行投資となる水源開発施設の整備、水道広域化施設の整備などで経費が割高となるものがあるので、これらの経費については、地方公共団体の一般会計及び国において適切な負担及び補助の措置を講じて、水道事業の経営の健全化を図りつつ、住民福祉を増進するよう運営しているところであるが、これらの経費の負担区分については今後とも検討を加えてまいりたい。

厚生省に専管の公衆浴場課を新設することについて、公衆浴場業を含む環境衛生関係営業全体に対する指導援助体制を拡充強化する方向で鋭意努力してまいりたい。

入浴料金の算定基準については、現在学識経験者の意見を徴しつつ、鋭意検討中であり、成案を得て、改定いたしたい。

入浴料金の一部を公費をもつて負担することについては、現在一部の地方公共団体において実施されているところであるが、その動向を注視してまいるとともに、今後入浴料金のあり方を検討するなかで慎重に検討してまいりたい。

公衆浴場を老人、婦人、青年のためのコミュニティセンター的・社会福祉施設として活用することについては、従来から公衆浴場の経営の安定を図るため経営の多角化等の指導を行つてきているところであるが、今後ともその活用方策については、積極的に検討してまいりたい。

都道府県の公衆浴場対策に対し財源措置を講じることについては、今後の公衆浴場の基本的なあり方との関係において検討されるべきものと考えるので、当面は、公衆浴場営業者の経営努力の指導援助、環境衛生金融公庫からの融資等の措置の一層の強化を図ることにより、公衆浴場対策の推進に努めてまいりたい。

保育所事業振興に関する請願(二十二件)(第二五九三・二五九四・二六八九・二七八七・二七八八・二七八九・三三五三・三三五四・三三五五・三三五六・三三五七・三三五八・三三五九・三三六〇・三三六一・三三六二・三三六三・三三六四・三四一三・三四一四・三四一五・三四一六号) 同

一、保育所を含め児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定されて以来、数次にわたる改正が行われてきたところであり、現在においても児童福祉全般にわたる諸問題とともに、最低基準の内容について、中央児童福祉審議会において検討がなされているところであるので、その結論とあわせ今後とも社会、国民経済の発展に対応した改善を図つてまいりたい。

二、現在の保育所措置費は、労働基準法を守るに不十分なものとは思われないが、その引上げについて、今後とも努力してまいりたい。

三、三歳以上児の完全給食の実施については、施設設備、調理員の確保等の問題もあり、早急な実現は困難であるが、今後の検討課題といたしたい。

四、保育所徴収金基準額は、入所児童にかかる費用、その家庭の負担能力等を考慮して毎年その改定が行われているところであるが、保育料の問題については、今後とも十分検討を加えてまいりたい。

五、措置費(事務費)については、その施設の性格、沿革的理由により区々となつてゐるところであり、保育単価の定員払いを直ちに実施する考えはないが、措置費制度全體の中で検討してまいりたい。

視力障害者の生活と権利の保障に関する請願(六件)(第二七八五・二八一五・二八一六・二八五一・二九二三・四九三一号) 同

一、障害福祉年金の額の引き上げについては、第七十一回特別国会法律第九十二号により月額五,〇〇〇円から七,五〇〇円に大幅に引き上げられたところであるが、今後ともその改善に努力してまいりたい。

なお、福祉年金と拠出年金との関連づけ等、福祉年金などのように考えるかについてでは、国民年金審議会において引き続き検討中である。

二、公文書について点字書きによつても十分にその目的を果たせるものについては、できるだけ善処されるべきものである。

しかしながら、各種の届出書等には形式の定められたものが多く、相当複雑な形式内容のものもあるので、公文書のすべてに点字書きを採用し得るかどうかについては、今後慎重に検討してまいりたい。

三、身体障害者のために住みよい環境を整備することとは、政府の各行政分野においてそれぞれの実情に応じ推進を図つてきているところである。

厚生省では、これらの環境整備を推進するため、昭和四十八年度において全国六市を身体障害者福祉モデル都市として設定したところである。

四、あんま、はり、きゆうの適用範囲の拡大については、必要に応じてその拡大に努めてきたところであるが、今後も療養の給付との関連を考慮しつつ検討してまいりたい。

また、マッサージの保険点数の引上げ等診療報酬の問題については、中央社会保険医療協議会における十分な審議を経て、その改定を行つてゐるところであり、中央社会保険医療協議会における審議を待つて善処してまいりたい。

五、老人医療費支給制度は、国民皆保険を前提として医療保険の給付対象となる医療について、その自己負担分を支給しようとするもので、昭和四十八年一月一日から七十歳以上の者を対象に実施しているところである。あんま、はり、きゆう、マッサージ、指圧についても医療保険の給付が行われた場合には老人医療費が支給されることとなつてゐるところである。

なお、適用範囲の拡大については、この制度は、医療保険の給付が行われることを要件

#### 戦後海外引揚者のための福祉事業に対する国の助成に関する請願 (第二九〇三号)

同

としていることから、医療保険制度における適用状況に合わせ処理してまいりたい。

引揚者及びその遺族に対するは、昭和三十二年に制定された引揚者給付金等支給法及び昭和四十二年に制定された引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律により、給付金及び特別交付金が支給され、また上陸地における帰還手当及び帰郷旅費等の支給のほか、引揚者住宅の貸与等の援護が行われてきたところである。

一、引揚者のみを対象とした全国海外福祉館、地方海外福祉会館、老人ホーム、保養所及び学生寮の建設については他の社会福祉施策等との関連において困難であると考える。

二、慰靈廟の建設及び慰靈祭の実施については、さきの大戦における戦没者は、軍人軍属をはじめ原爆や空襲による一般戦災者及び終戦前後海外からの引揚げ途上で死没した一般邦人を含めて三〇〇余万の多きに及んだのであるが、これら戦没同胞に追悼の誠を捧げ平和への思いを年ごとに新たにするため、政府は毎年八月十五日、国家的行事として、全国戦没者追悼式を実施している。

また、海外に残された戦没者遺骨の収集については、政府は、昭和二十八年以前後三十数回にわたり海外に遺骨収集団を派遣して実施してきたところであり、今後とも強力にこれを促進したいと考えている。

また、政府は昭和三十四年に無名戦没者の納骨施設として千鳥ヶ淵戦没者墓苑を建設し、毎年四月厚生省の主催により挙式式を実施している。

三、未帰還者の状況については、從来から相手国との外交折衝や赤十字を通じてその調査研究に努めてきているが、今後とも多面的に資料を収集し、対外折衝についても一段と努力

願(百件) (第三五三三〇・三五三一・  
三五三二・三五三三・三五三四・  
三五三五・三五三六・三五三七・  
三五三八・三五三九・三五四〇・  
三五四一・三五四二・三五四三・  
三五四四・三五四五・三五四六・  
三五四七・三五四八・三五四九・  
三五四〇・三五四一・三五六七・  
三五六八・三五六九・三五七〇・  
三五七一・三五七二・三五七三・  
三五七四・三五七五・三五七六・  
三五七七・三五七八・三五七九・  
三五九四・三五九五・三五九六・  
三五九七・三五九八・三五九九・  
三六〇〇・三六〇一・三六〇二・  
三六〇四・三六〇五・三六〇六・  
三六一〇・三六一一・三六一二・  
三六一三・三六一四・三六一五・  
三六一六・三六一七・三六一八・  
三六一九・三六二〇・三六三九・  
三六四六・三六四八・三六五一・  
三六五六・三六五七・三六五八・  
三六七七・三六七八・三六八〇・  
三六八五・三六八六・三六八七・  
三六八八・三六八九・三六九八・  
三七〇〇・三七〇一・三七〇二・  
三七〇三・三七〇四・三七〇五・  
三七三〇・三七四八・三七四九・  
三七六五・三七八四・三七八五・  
三八一九・三八三五・三八五五・  
三八五六・三九八二・三九八三・  
四〇〇二・四一七八・四三一八・

同

を傾けるとともに帰国を希望する者について  
は、在外公館等を通じてその引揚げの促進を  
図りたいと考えている。

一、看護婦の給与及び勤務条件の改善について  
は、国立医療機関に勤務する看護婦の給与、  
その他の処遇改善を通じて一般の医療機関に  
勤務する看護婦の処遇改善を図っているところ  
であるが、今後、看護業務の特殊性を考慮  
しつつ処遇改善に努力してまいりたい。

二、看護教育施設の向上については、整備費及び設備費等の補助を昭和四十八年度において  
五億六千万円予算化し、また、昭和四十六年度  
来民間教育施設に対しては運営費の補助を行  
つているところであるが、今後とも一層の  
努力をいたしたい。

三、看護婦の勤務条件の改善については、鋭意  
努力しているところであるが、夜勤問題は特に  
に重視して適切な施策を行うよう努力いたし  
たい。

四、二十四時間保育所の増設については、最近  
看護婦のうち、既婚者の占める数が増加して  
おり保育施設の増設は必要なことと考えられ  
るので、昭和四十七年度から新規に看護婦共  
同利用保育所の整備に対し助成を行うことと  
したが、今後もこれが施策の遂行に努力いた  
したい。

四三一九・四四八五・四六八〇  
四六八一・四九一五号)

卷之三

1

「保険診療經理士」に関する御希望について  
は、請求事務の簡素化の動向をみきわめる必要  
があり、慎重に検討すべきものと考える。

保険診療経理士法制定に関する請願  
願(七十九件)(第三七一八・三七  
一九・三七二〇・三七二一・三七  
三二・三七二三・三七二四・三七  
二五・三七二六・三七二七・三七  
二八・三七三一・三七三三・三七  
三三・三七三四・三七三五・三七  
三六・三七三七・三七三八・三七  
三九・三七四〇・三七四一・三七  
四二・三七四三・三七四四・三七  
四五・三七四六・三七四七・三七  
五七・三七五八・三七五九・三七  
六〇・三七六一・三七六四・三七  
六七・三七七〇・三七七一・三七  
七二・三七七三・三七七四・三七  
七五・三七七六・三七七七・三七  
七八・三七九七・三七九八・三八  
〇五・三八〇六・三八〇七・三八  
一〇・三八一一・三八一二・三八  
一三・三八一四・三八一五・三八  
一六・三八一七・三八一八・三八  
三三・三八五八・三八五九・三八  
九六・三八九七・三九三八・三九  
四九・三九五八・四〇〇三・四一  
四四・四一七九・四二一五・四三  
〇六・四四八三・四七二三・四七  
三三・四九〇一・四九六四・五〇  
四三・五一四・五三〇八号)

一、医師、看護婦その他の医療従事者について  
は、従来から養成施設の増加、待遇の改善等  
の施策によりその養成確保に努めてきたこと  
であるが、今後とも格段の努力をしてまい  
りたい。

社会保障拡充に関する請願 (二十二件) (第四四九八・四五九九・五九三・四五九四・四五九五・六三三・四六二四・四六七三・六七四・四六七五・四六七六・四七七・四六七八・四六七九・七一六・四七一七・四七一八・七九四・四八〇六・四九〇三・九〇四・五四三三〔号〕)

同

- 一、(一) 健康保険の改正については、政府は第七十一回国会における健康保険改正法で、家族医療給付の改善を中心とする大幅な給付改善を行い、健康保険制度の充実を図ったところである。
- (二) 医療保険給付を本人・家族とも十割とすることについては、第七十一回国会における健康保険法等の一部を改正する法律によつて、患者の自己負担の軽減を図るため、健康保険の家族医療給付を五割から七割に引き上げるとともに、国民健康保険をも含めて高額療養費支給制度を新設したところであるので、患者の自己負担は大幅に軽減されたこととなつたところである。今後の改善については、医療供給体制の整備状況についても、研究費補助、研究機関の設置等によりその振興を図つてきたところであるが、今後とも一層その推進に努めてまいりたい。
- (三) 医学医術に関する研究については、従来から研究費補助、研究機関の設置等によりその振興を図つてきたところであるが、今後とも一層その推進に努めてまいりたい。
- (四) 医療供給体制について、医師等の医療従事者の養成確保、へき地医療、救急医療等を中心とした地域医療の確保、がん、小児医療等の専門医療機関の整備等の施策を総合的・計画的に講じてまいりたい。
- (五) 診療報酬の問題については、中央社会保険医療協議会における十分な審議を経て、その改定を行つてあるところであり、御要望の点についても、中医協における審議を待つて善処してまいりたい。

- 二、(一) 国庫負担については、保険料によりその給付費を賄うことと建前とする医療保険制度についても、それぞれの制度を構成する被保険者の階層、財政状況等を総合的に勘案し、必要なものについては応分の国庫補助の措置を講じているところである。
- (二) 厚生年金保険については、標準的な年金額として、現在加入者の平均標準報酬の六十パーセント程度を確保する改正が第七十一回国会法律第九十二号により実現したところであり、これは、国際的にみて遜色のないものであり、適正な年金水準と考えている。
- (三) 拠出制国民年金の給付については、第七十一回国会において法律第九十二号により厚生年金の給付水準に見合つて大幅に改善されたところであるが、十年年金、五年年金などの経過年金については特に、大幅な引き上げが行われたところである。また、福祉年金についても大幅な改善が行われたところであり、全額租税負担によつてまかなわれる國の福祉施策としては、他の制度ともあいまつて相当の意味があるものと考えているが、今後とも引き続き改善に努力してまいりたい。
- (四) スライド制を賃金スライド制にあらためることについては、厚生年金保険や国民年金では、被保険者によつて賃金、所得のあり方、景気変動の影響を受ける度合等が異

(四) 積立方式を改め、直ちに賦課方式にすることについては今後急速な人口の高齢化と年金受給者の急増が見込まれる我が国においては、世代間の負担の不公平を避けるとともに、できるだけだらかな負担の増加で推移し、しかもその負担が過重とならないよう配慮することが是非とも必要であるので、年金の財政方式について、直ちに賦課方式に移行することは適当でないと考えているが、将来年金制度が成熟化し、受給者数が定常化する段階における年金財政の方針については今後検討してまいりたいと考えている。

国庫負担を三十パーセントとすることについては、現行の国庫負担率が西欧諸国に比べても相当の水準であることからも、現在これを引き上げることは考えていない。国庫負担を除く財源負担を労働者三、資本家七とすることについては、当面現行の厚生年金保険においてとられている保険料の労使折半の原則を変えることは考えていない。

(五) すべての労働者に適用を拡大することについては、現在厚生年金保険について強制適用となつてない五人未満事業所等については、個人経営の零細企業が多いことから、事業所の変動、従業員の異動が激しく、家族従業員が多いこと等、雇用の実態のは握が困難であり、また、事務体勢の整

なり、自動的なスライドの指標として賃金そのものを用いることは適当でないと考えているが、今後は、物価を指標とする自動スライド制にあわせて、従来どおり財政再計算期に賃金や国民生活水準の向上等を総合的に勘案して改善を図ることとしているので、このことによつて適正な年金額の水準が確保されるものと考えている。

(六) 完全な賦課方式へ移行するまでの積立金の運用を民主化することについては、現在年金積立金は資金運用部に預託の上、財政投融資の原資として国民生活の安定、福祉の向上に資するよう運用されているが、今後とも国民生活の安定向上に役立つよう努力を重ねるとともに、保険料拠出者の意向の反映についても更に十分な配慮をしてまいりたい。

備を必要とするなどの問題があり、これら問題の解決を図るために昭和四十八年度には調査を行いたいと考えているが、五人未満事業所等の適用問題は健康保険における適用と密接不可分があるので、今後健康保険とも歩調をとりながら、引き続き検討してまいりたいと考えている。

更に、日雇労働者については、日々雇用されるという特殊な雇用形態にあるため、常用労働者を対象としている現行の厚生年金保険の適用対象とするとは極めて困難であると考えている。

完全な賦課方式へ移行するまでの積立金の運用を民主化することについては、現在年金積立金は資金運用部に預託の上、財政投融資の原資として国民生活の安定、福祉の向上に資するよう運用されているが、今後とも国民生活の安定向上に役立つよう努力を重ねるとともに、保険料拠出者の意向の反映についても更に十分な配慮をしてまいりたい。

#### 小規模保育所制度の適用範囲の拡大に関する請願(第四七六七号)

同

小規模保育所制度は、過疎地域における用地取得難又は過疎地域における人口の急減に伴う一般保育所としての定員確保困難の特別な事情を考慮して実施しているものであるが、近年、過疎地域以外の地域においてもこれと同様な事情にある場合があるので、今後とも適用地域の拡大等について検討してまいりたい。

老人医療費十割給付に伴う国保財政への助成に関する請願(第四七六九号)

同

老人医療費支給制度の実施に伴う国保財政への波及については、国民健康保険に関しては、医療費に対し四十五パーセントの国庫負担・補助金を交付する等他の医疗保险に比べて高率の国庫補助を行つており、老人医療費支給制度の実施に伴う医療費の增加分についてもこれら国庫負担・補助金の対象とされているところであ

看護婦不足対策に関する請願（第  
四七九九号）

同

るが、昭和四十八年度予算においては、別に保険料(税)の負担の急激な増加を緩和するための特別の措置として老人医療対策臨時調整補助金三十四億円を計上し、補助することとしている。

一、看護婦不足に對処するため、從来から国立養成施設の整備公的養成所に対する各種の助成等による養成定員の大幅な増加、民間養成施設に対する運営費助成の格段の充実・修学資金貸与額の引上げ、看護教員の養成促進等により養成力の一層の強化を図るとともに看護婦の給与待遇の改善、共同保育施設の整備、潜在看護婦の再就職の促進等の施策を講じてきただが、今後とも一層施策の強化を図つてまいりたい。

二、国立医療機関の看護婦の夜勤体制については、人事院判定の趣旨にそつて増員に努力してまいりたい。

三、看護業務の特殊性から、夜間勤務を制限することは困難であるが、今後機会あるごとに実態を握し審議会等を設けて改善に努めてまいりたい。

四、病院における看護婦等の配置基準については、病院の実態看護の実情等を十分勘案し、慎重に検討してまいりたい。

五、診療報酬の問題については、中央社会保険医療協議会における十分な審議を経て、その改定を行つていいところであり御要望の点についても、中央社会保険医療協議会における審議を待つて善処してまいりたい。

六、准看護婦から看護婦への途を拡大することについては、現に進歩課程の増加を図つてあるところであるが、今後もその拡大に一層の努力をいたしたい。

また、看護教育施設の向上については、整備費及び設備費等の補助を昭和四十八年度に

保育所事業の振興に関する請願  
(二件)(第五〇二三三・五一〇八号)

同

において五億六千万円予算化し、また、昭和四十六年度來民間教育施設に対しては運営費の補助を行つてあるところであるが、今後とも一層の努力をいたしたい。

七、(一) 国公立医療機関の統合を行う場合は地域の医療事情地域住民の意向を十分尊重して実施してまいりたい。

(二) 差額ベットは特殊な患者の社会的医療的な要請を満たす程度のものであつて、差額ベッドが空いている場合は、差額ベットを希望しない患者でも差額を徴収することなく収容するよう指導しているので、差額ベットによつて必要な医療の機会が妨げられるることのないよう努力してまいりたい。

(三) 患者の病状に応じた一切の医療上必要な看護を行うことは当然であるが、末期的症状の患者については、患者の家族等の希望により、家族あるいは付添看護人による付添も病院管理上支障のない限り必要であるものと思われる。

一、保育所を含め児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定されて以来、数次にわたる改正が行はれてきたところであります。現在においても児童福祉全般にわたる諸問題とともに、最低基準の内容について、中央児童福祉審議会において検討がなされているところであるので、その結論とあわせ今後とも社会、国民経済の発展に対応した改善を図つてまいりたい。

二、現在の保育所措置費は、労働基準法を守るに不十分なものとは思われないが、その引上げについては、今後とも努力してまいりたい。

三、三歳以上児の安全給食の実施については、施設設備、調理員の確保等の問題もあり、早急な実現は困難であるが、今後の検討課題と

昭和四十九年六月十八日

参議院会議録追録(その二) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

昭和四十九年度北海道ウタリ対策  
に関する請願(第五三三七号)  
生活保護法による保護基準の改善  
に関する請願(第五〇三五号)

いたしたい。

四、保育所徴収金基準額は、入所児童にかかる費用、その家庭の負担能力等を考慮して毎年その改定が行われていているところであるが、保育料の問題については、今後とも十分検討を

## 生活保護法による保護基準の改善に関する請願(第五〇三五号)

同

1

昭和四十九年度北海道ウタリ対策  
に関する請願(第五三三七号)

最近における消費者物価の動向が生活保護世帯の生活に与える影響を考慮し、昭和四十八年十月一日厚生省告示第二百七十二号をもつて、生活保護法による保護の基準を特別措置として再び引き上げたところである。

一、ウタリ対策は、現在、主として文部省、厚生省及び建設省がその実施に当たつており、これら関係各省と北海道当局が緊密な連携をとりながら、現行制度及び予算措置の積極的な運用を図ることによって、目的を達成できるものと考えられるが、なお、今後慎重に検討を進めてまいりたい。

二、厚生省関係

(+) 不良環境地区改善事業の補助率を引き上げることについては、ウタリ地区の実態、関係市町村の財政状況等を勘案しつつ、検討してまいりたい。

生活館に専任の生活指導員を配置する件については、生活館の運営費について、昭和四十八年度から国庫補助の対象としたところであるが、請願の趣旨についてはその運営状況等を勘案した上で、更に検討してまいりたい。

生活館は、昭和三十六年度から整備を行

つてきたところであり、原則としては、いまだ増改築の必要はないものと考えられるが、利用度等からみて実情に適さない事例があれば個別に検討することとしたい。

共同作業場の効率的運営を図る件については、機械設備の改善を行うことは必要と考へるが、共同作業場は設備の減価償却等をも考慮しつゝ、設置者及び利用者が自主的に運営すべきものと考えるので、これについての助成は困難である。

利用対象が五〇人未満の場合の飲料水等確保については、飲料水供給施設整備の国庫補助制度により対処しているところである。

なお、飲料水配管施設整備については、実態を勘案しながら検討してまいりたい。

共同浴場は、保健衛生上の観点から、公衆浴場法（昭和二十三年法律第一三九号）の規定に準じて設置・運営される公共施設であるので、六・六<sup>甲</sup>程度のものを小規模共浴場として創設することは困難である。なお、街灯・墓地移転等の事業種目については、実態を勘案しながら検討してまいりたい。

民の生活改善及び経済向上に資することも、目的としていわゆる地区施設であるので、都市に散在するウタリ系住民について、これらの施設を別個に設置することは困難である。

(二)(1) 小規模保育所については、現在過密地域における用地取得難又は過疎地域等における人口の急減に伴う一般保育所としての定員確保困難の特別な事情を考慮して実施しているものであるが、これらの地域以外の地域においても、特別な事

にある場合があるので、今後ともウタリ地区を含め適用地域の範囲等について検討してまいりたい。

ウタリ地区における保育所の保母の員配置については、ウタリ関係児童の入所状況等の実態を考慮し、今後検討してまいりたい。

(2) ウタリの老人を対象とする特別な施設

を設置することは考えていないが、一般的な老人ホームを設置するにあたつて設置場所等を十分考慮することにより、ウタリの老人が利用しやすいよう配慮してまいりたい。

(3) 保健相談事業については、ウタリ地区住民を対象とした保健婦による保健指導及び医師・保健婦その他の職員による巡回保健相談事業を実施するために必要な経費の助成について検討中である。

(4) 世帯更生資金の貸付資本については、従前より拡大を図つてきたが、昭和四十九年度についても引き続き増額を図つてしまいたい。

また、貸付条件についても貸付対象世帯の需要及び社会経済情勢の変動を勘案して改善を図つてしまいたい。

### 三、文部省関係

ウタリ子弟の修学対策については、今後慎重に対処してまいりたい。

なお、能力がありながら、経済的理由により修学困難な者に対しては、学資の貸与を全国的に広く一般に行うという観点から日本育英会の事業の拡大に努めているところである。

### 四、労働省関係

ウタリの雇用促進対策については、就職を希望される方について公共職業安定所で職業転換給付金制度を活用しつつ、きめ細かい職

### 重症心身障害児施設「びわこ学園」に対する援助等に関する請願（第五六七号）

同

業相談、職業紹介を実施して、早期に円滑な就職が図られるよう努めているところであるが、今後ともウタリの方々がその能力と希望に応じた職場へ就職できるよう実情を十分分配した対策の充実の検討に努めてまいりたい。

### 五、建設省関係

(1) ウタリ集落地区の居住環境改善については、従来住宅地区改良法を適用し事業実施を行つてきただが、昭和四十九年度においては、新たに住宅地区改良法が適用されない地区についても事業実施できるよう、ウタリ小集落地区改良事業制度を創設することを検討している。

(2) ウタリ地区における持家対策は、現在住宅金融公庫を中心とした一般制度の枠内で行われており、ウタリ住宅建設資金貸付制度の新設については、その必要性を十分調査し検討してまいりたい。

### 二、(1) 職員寄宿舎等の建設整備のための補助

金の交付については、現在、看護婦宿舎に対して国庫補助の途を開いているが、その他他の職員の宿舎の整備のための補助については、今後検討いたしたい。

(2) 求人のための方策については、マスコミ関係に依頼するなど職員募集のための協力を行つてきただとあるが、今後も応募状況を見て協力していくべき。

(1) 給与改善及び介護職員の増員については、重症心身障害児施設の勤務の実態にかんがみ、介護職員の増員、給与改善その他勤務条件の改善に資するため、昭和四十九年度は更に重症心身障害児施設に交付される措置費の増額を検討いたしたい。

(2) 施設整備等のための補助金の拡充については、民間施設の整備にあたつて自己負担

昭和四十九年六月十八日

参議院会議録追録(その三) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

国庫補助金節約に伴う社会福祉予算の削減反対に関する請願 (第五四八一號)

同

分を全く解消することは、補助の建前からいつて困難であるが、国の補助にあたつては、実情に即した補助が行われるよう今後とも配慮していく考え方である。

(三) 土地取得のための補助金の支出については、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する土地を取得することを容易にするため、税制、融資面における各種の優遇措置を講じ、配慮してまいつたところであるが、昭和四十八年からは、国有財産特別措置法の一部改正により社会福祉法人に対する国有財産の無償貸付けの範囲を拡大し、社会福祉事業の用に供する土地の確保を容易ならしめたところである。

今後ともこれらの措置の拡充に努めるほか、社会福祉法人の土地取得に関する補助制度の可能性についても慎重に検討を加えてまいりたい。

(四) 職員養成策の拡充については、看護婦、保母等の養成については、養成施設の増設、運営のための補助制度の拡充等多様な施策を実施しているところであり、今後ともきめの細かい施策を実施していく考えである。同時に、重症心身障害児施設の職員確保のためには、給与等の勤務条件の改善も不可欠であるところから、そのための財源措置についても配慮していきたい。

今回の予算執行段階における節約は、人事院勧告の実施に必要な追加財政需要の一部を賄うために予算の効率的執行により旅費・片費等の既定の行政経費について、その目的の達成を阻害しない範囲内において行われたものである。このような見地から社会福祉予算については、生活保護費・社会福祉施設についての施設整備費及び措置費・世帯更生貸付金等国民福祉の向上に関連する各種の事業に必要な

漁港の整備促進等に関する請願 (第一六六号)

農 林 省

生活保護基準及び失業対策事業費  
金の再引上げに関する請願(五件)  
(第五五四四・五五六八・五五八  
九・五六〇三・五六一一号)

同

経費は、節約の対象外とし、社会福祉施策の積極的な推進に支障をきたさないよう特に配意しているところである。

最近における消費者物価の動向が生活保護世帯の生活に与える影響を考慮し、昭和四十八年十月一日厚生省告示第二百七十二号をもつて、生活保護法による保護の基準を特別措置として再び引き上げたところである。

失業者就労事業就労者の賃金は、緊急失業対策法の規定により類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して定めることになつており、生計費や物価と直接リンクすることになつていいないが、最近における就労者の生活の実態等にかんがみ、諸般の事情を総合勘案して、この際、特例の措置として他の低所得階層に対する政府施策の例に準じて次のとおり、その賃金を昭和四十八年十月一日から改定する措置を講じた。

全国平均

昭和四十八年度当初

一、四五〇円八四銭

昭和四十八年十月一日  
一、五一四円七九銭

(一) 第五次漁港整備計画(総事業費七千五百億円)は、昭和四十八年三月三十日第七十一回国会において承認をうけて決定され、昭和四十八年度から実施に移される。

(二) 昭和四十八年度漁港整備関係予算是、昭和四十七年度予算に対し、約三八パーセント増の予算を計上し、事業の促進を図つており、今後も財政事情の許す限りこの計画の達成に努めたい。

(三) 第三種漁港の国庫負担率の引上げについては、他の類似の公共事業との関連も考慮

し、今後慎重に検討したい。

(四) 漁港整備事業に対する地方債について  
は、今後とも所要額を確保するよう努めた  
い。

(五) 廃油処理施設については、昭和四十八年  
七月十七日法律第五十四号で漁港法が改正  
され、機能施設に加えられた。この施設の  
整備については第五次漁港整備計画におい  
て整備することとした。

(六) 漁港海岸事業は、計画の四年度目である  
昭和四十八年度においては、昭和四十七年  
度当初予算に対し、約二九パーセント増の  
予算を計上し、事業の促進を図つており、  
今後も財政事情の許す限り、この計画の達  
成に努めたい。

(七) 従来から漁港整備事業及び漁港関連道路整  
備事業として、水産物の生産、流通に密接  
な関連を有する道路の整備を推進してきて  
いるが、今後、漁村の生活環境の整備が重  
要性を増すことにかんがみ、道路整備事業  
全体の体系の中で、これにいかにとりくむ  
べきか、検討したい。

(八) 水産庁が農林省の外局として同省に  
所属しているのは、第一次産業である農  
林水産業に関する行政を一元的に所掌す  
ることが最も適当であるとの考え方による  
ものである。農林省から独立して水産省  
を設置することについては、今後の我が  
国水産業の動向を勘案しつつ、慎重に検  
討したい。

(九) 港漁行政機構については、従来から漸  
次強化充実を図つてきており、昭和四十  
八年六月には、水産庁全体の機構改正の  
一環として防災海岸課を新設する等整備  
充実を行つたところである。今後も機構  
の強化充実に努めたい。

二、離島の漁港については、離島における重要

#### 養鶏振興施策の確立に関する請願 (第二六号)

同

性にかんがみ、漁港整備計画に基づき、その  
整備の促進を図つてはいるが、今後もその推進  
に努めたい。

三、沖縄県における近代的な大規模漁港の整備  
については、沖縄周辺における漁業振興上か  
らその推進に努めたい。なお、沖縄県におけ  
る漁港整備を国の直轄事業として行うことにつ  
いては、国の行政組織上の問題もあり、今  
後検討したい。

四、漁港の航路標識については、新設のみなら  
ず、既存の標識の移転や光力の増大など改良  
面も含めて整備しており、今後も利用状況や  
附近海域の状態等操業の安全を図る見地にた  
つて、整備を進めていく方針である。

一、鶏卵・鶏肉の価格の安定を図るために、  
需要に見合つた計画的な生産を図ることが基  
本であるので、従来から実施している鶏卵等  
の生産調整の一層の推進を図るとともに、適  
正な鶏卵の基準価格の設定、液卵公社の機能  
の活用等につき検討し、あわせて鶏卵の消費  
拡大についても努力したいと考えている。  
また、鶏肉については、流通段階の整備等を  
中心にその価格安定に努力してまいりたい。

二、鶏病予防対策については、家畜伝染病予防  
法に基づく防疫対策及び養鶏從事者等の組織  
化による地域ぐるみの自衛防疫体制確立のた  
めの措置の拡充強化、家畜保健衛生所の整備  
拡充を図るとともにあわせて種鶏場及び化  
場の衛生強化、動物医薬品等の取扱いの適正  
化等の鶏病対策を推進することとしている。

三、養鶏等畜産經營に起因する環境汚染の防止  
を図るため、総合的な指導体制を整備すると  
ともに、畜舎等から発生する悪臭の防止対策  
を推進するほか、立地条件に応じて、畜産經  
営の移転や地域環境の整備等のための措置を  
講ずる等各般の施策を講じてきたところであ

る。今後とも、地域の実情に即した適切な家畜ふん尿処理を行うための生産の組織化、高位生産技術の導入等につき指導を行っていく考えである。

四、優良国産鶏の普及については、国産種鶏増殖センターを設置するとともにここで生産された国産種鶏用ひなの隔離育成と種鶏の飼養管理技術の向上を図る優良種鶏集団を通じ、優良国産鶏の普及体制の整備を推進しているところである。

また種畜場を中心国産優良種鶏の改良を図るとともに今後とも国産鶏の普及推進を図つてまいりたい。

五、養鶏振興法は、養鶏の振興を図るため、優良な資質を備える鶏を普及するための制度、

養鶏經營改善のための措置等を定め、もつて農家経済の安定等に資することを目的とするものであり、政府としても法の目的に即し各般の施策を講じてきているところであり、同法を改正することは考えていない。

六、鶏卵及び鶏肉の関税率については、現在からつき卵及び鶏肉については、基本税率としていざれも二〇パーセントとなつており、また、液卵については、昭和四十九年三月末日までの暫定税率として二五パーセント又はキログラム当たり六〇円のいざれか高い関税率が適用されることとなつていて。

基本税率が適用されているからつき卵及び鶏肉の関税率の変更は考えておらず、また、暫定税率が適用されている液卵の関税率についても、引き続きすえ置く方向で検討中である。

七、飼料原料の国際的な需給ひつ迫に伴う配合飼料価格の値上がりに対し、飼料緊急対策として、「飼料用米穀等の売渡価格等の臨時条例に関する法律」が制定され、政府操作飼料及び飼料用米穀の低価格による大量売却を実

農村環境総合整備事業の推進に関する請願(第三二号)

漁港の整備促進に関する請願(第三四号)

同

農林年金制度改善に関する請願  
(十一件)(第五三・六〇・四二〇・七〇二・七〇三・七〇四・七〇五・七〇六・七〇七・一〇四五・一二三八号)

同

施した。

今後においても、政府操作飼料の売買操作を適切に行うこと等により飼料原料の確保等に努めることとする。

都市に比べて立遅れのみられる農村地域の生活環境の整備を促進するため、政府においては、農業生産基盤の整備及びこれと一体的に行う農村の生活環境の整備を総合的、計画的に実施する事業として昭和四十八年度から農村総合整備モデル事業を発足させたところである。

第五次漁港整備計画は、昭和四八年三月三十日第七十五回国会(特別会)において承認をうけて決定され、昭和四十八年度から実施に移したところである。

第三次漁港の国庫負担率の引上げについては、他の類似の公共事業との関連も考慮し今後検討いたしたい。また、地方債の増額については、今後とも所要額を確保するよう努めたい。

一、退職年金の受給資格要件の改正及び退職年金の算定の基礎となる平均標準給与の算定期法の変更等については、他の公的年金制度との均衡等を考慮して慎重に検討することとしたい。

なお、退職年金の最低保障額は、第七十一回国会において、関係法律の改正が行われ、月額一万二千五百円から二万六千八百円に引き上げられたところである。

二、第六十八回国会及び第七十五回国会において、関係法律が改正され、既裁定年金については、国家公務員の給与改定率を基礎として改定されたが、賃金スライド制の導入について

は、他の共済組合制度との関連において今後慎重に検討することとした。

三、遺族年金の受給資格要件については、第七十回国会において関係法律が改正され、組合員期間十年以上であつたものを組合員期間一年以上に短縮することとしたところである。

遺族年金の支給割合を引き上げることは、共済組合制度全体の問題であるので、今後、慎重に検討することとした。

四、通算退職年金制度に遺族年金の受給の規定を設けることは、通算退職年金制度全体にかかることであるので、他の公的年金制度との均衡等を考慮し、慎重に検討することとした。

五、沖縄の復帰に伴う農林年金制度の継承については、沖縄の制度を尊重しつつ他の公的年金制度との関連をも考慮して、沖縄農林年金制度による組合員期間のうち同制度発足前の期間で同制度発足の日まで引き続いている期間及び同制度発足後の期間を農林年金の組合員期間に通算することとしたが、前者は掛金を払っていない期間でもあるので本土の組合員との均衡を考慮して、この期間に見合う給付額の一部を減額することとしている。

なお、財源問題については、本土みなに措置することとした。

六、農林年金制度における国庫補助率は、第十六回国会において関係法律が改正され、十

六パーセントから十八パーセントに引き上げられたものであり、私学共済とともに共済組合制度のなかでは最高の補助率となつてゐる。

#### 林業振興に関する請願(二件) (第二回)

同

ることとしたい。

七、整理資源費を全額国庫負担とすることについては、現在公的年金制度における整理資源の負担は、国、事業主及び被用者の三者負担となつてるので、農林年金制度についてのみ整理資源を国が負担することは、他に影響することも大きく困難な実情にある。

八、農林年金の財政方式は、他の公的年金制度と同様積立方式を採用している。この積立方式は、積立金の運用により組合員の福利厚生の増進が図られること、人口構造の老齢化傾向等を考慮すると後代への負担軽嫁が平準化される等の利点があるが、反面、今日のような経済成長期においては、既裁定年金の増額改定等により過去勤務債務の増加をまねき積立金の実質的な価値の減少を余儀なくされているので、年金財政の健全性を確保する観点から、今後慎重に検討することとした。

九、現在、公的年金のうち障害年金及び遺族年金は非課税とされているが、退職年金は所得税法上給与所得として課税対象とされている。しかしながら、退職年金の受給者の大多数が退職年金を基本として老後の生活をしていること、老人福祉の拡充を図る必要があること等を考慮して、第七十回国会において、租税特別措置法の一部改正が行われ、六十五歳以上の退職年金受給者については、年金額から六十万円の特別控除を行うこととされたところである。

「林業の振興に関する決議」に関しては、既に造林事業の拡充、林道整備の促進、自然保護に配慮した森林施設の推進、国有林野内治山事業に対する一般会計負担の拡充、森林資源に関する基本計画等の改定等の諸措置を講じてきたところであるが、その他の事項については、最近における森林・林業をめぐる諸情勢の変化等も

林道舗装事業促進に関する請願  
(第四〇八号) 同

十分考慮した上で、更に検討を進めてまいりたい。

- 1、林道舗装事業は、昭和四十六年度から農免財源をもつて実施しているが、昭和四十八年度から集落周辺のほか、新たに農耕地が存する箇所、交通安全の確保上必要な箇所等を追加して実施することとしている。また予算については、年々充実を図ることとしている。
- 2、一般に政策金融の貸付条件は、長期の産業といふことのみで決められているものでなく、当該産業の収益性、産業構造等の種々の要件を勘案し、更に、政策的見地からの検討を加えて設定されているものである。林業は農業に比較して長期の産業ではあるが、農林漁業金融公庫の林道資金の貸付条件も林業における種々の要件等を十分検討の上設定されたものであり、おおむね妥当なものであると考えられる。

木材価格安定対策に関する請願  
(第四一七号) 同

- 1、外材輸入については、需要動向に即応して適正円滑化を図ることが重要であるので、関係者の協力を得て、外材需給状況について検討協議を行うとともに、外材产地事情の適確な把握に努めつつ、開発輸入、長期輸入契約の促進、輸入先の多角化等を推進しているところであり、今後ともこれらの措置を適切に講じてまいりたい。
- 2、国産材の生産は、資源的制約、生産基盤の未整備等により停滞傾向にあるが、今後「森林資源に関する基本計画」(昭和四十八年二月閣議決定)及び「全国森林計画」に基づいて林道、造林等の生産基盤の整備を推進するとともに、林業経営構造改善、森林施設計画認定制度、林業労働力確保対策、素材の生産・流通対策等の諸施策を総合的に推進することに

農作物災害対策にかかる融資条件の緩和に関する請願(第四一八号) 同

より、国産材の生産体制の整備を図つてしまりたい。

- 1、天災融資法に基づく資金の融通は、被災後の次期作物の再生産資金としてなされるもので、その資金使途も作物の栽培に直接必要な肥料、農薬、種苗等の生産資材に限定されている。
- 2、したがつて、その償還は、次期作物の収入から行うことと建前とし、据置期間も設定していない。また償還期限(現行六年以内)もこのような事由により、長くても四、五年程度の収入により償還すべきものであると考えられ、より長期の償還期限の設定は困難である。
- 3、天災資金の貸付限度額は、昭和四十六年十一月の法律改正により従来の二倍と大幅に引き上げられており、この限度額により対応できると考えている。

みかん価格の暴落対策に関する  
請願(第六三〇号) 同

- 1、みかんの価格については、基本的には、果樹が永年性作物であることにかんがみ長期的な需要見通しのもとに計画的に植栽を進めることによつてその安定を図るべきものと考えている。
- 2、このため、長期的な植栽目標を示す果樹農業振興基本方針を策定しこれに沿つて計画的な生産が図られるよう今後ともその指導に一層努めてまいりたい。
- 3、また、加工原料用果実の価格補てん対象数量等については、従来からその拡大等に努めてきたところであり、今後とも引き続き本制度の拡充に努めてまいりたい。
- 4、優良品種への改植促進、低温貯蔵庫、加工施設等の整備拡充については、従来から品種等更新共同育苗事業、果樹広域主産地形成事業、かんきつ果汁工場設置事業等を強力に実

施することによりその実現に努めてきたところであるが、今後とも引き続きこれら事業の内容の拡充に努めてまいりたい。

また、優良品種の育成、経済的な貯蔵方法の開発等について鋭意研究を進めているところであり、引き続きその促進に努めてまいりたい。

三、オレンジ及び果汁の自由化については、我が国農業の中で極めて重要な地位を占めている国内かんきつの生産に重大な影響を与えるおそれがあるのでその自由化は困難を考えており、今後もこれを行わないよう措置してまいりたい。

四、果汁については、学校給食に対する助成につき検討を行つてあるところであり、また、みかんの輸出振興等海外市場の拡大についても引き続き努めてまいりたい。

なお、グレープフルーツについては、輸入規制を行う考えはない。

五、(一) 価格低落による所得低減農業者に対する既貸付金の返済条件の緩和については、農林漁業金融公庫等関係金融機関の協力を得てこれを実施したところである。

(二) 価格低落により打撃を受けた農家に対しても、都道府県に助成して利子負担軽減事業を実施することにより、再生産資金を有利で融資したほか、他の作目の導入を望む農家への指導等についても遺憾なきを期したところである。

児島湾締切堤防の無料開放に関する請願(第六六四号)

同

児島湾締切堤防の通行の無料化に資する観点から、同堤防の管理主体を土地改良区から県に移し、県管理費用の一部について国庫助成することとし、昭和四十八年度予算において財政措置を講じた。しかし、管理費用の負担その他の諸問題について関係者間において調整がつかず

米の生産調整等に関する請願(第一一五四号)

同

米の生産調整等に関する請願(第一一五六号)

同

未だ県管理への移管は実施されていない。今後、管理方式の変更に伴う農民負担の著しい増嵩をさけるため、必要な措置等を関係者の協力を得て行い、土地改良区の納得を得て県管理に円滑に移し、無料化が実現するよう努めた。

米については、潜在的な過剰基調に変わりはないので、昭和四十九年度においても稻から、今後需要の増大が見込まれる他作物への作付転換を計画的に進めるため、引き続き転作奨励補助金を交付して、稻作転換対策を講ずる必要がある。

なお、土地改良事業の通年施行に対する奨励補助金の交付を継続するかどうかについては、土地改良事業が高能率農業の展開の基礎となるほ場条件の整備を促進するのみならず、汎用耕地の造成により、稻作転換を促進するという効果も有していることを考慮するとともに、一方、このような奨励補助金は米の需給調整を目的としているものであることをも総合的に勘案して、十分検討したい。

水産資源の維持培養等に関する請願(第一一五六号)

同

畜産振興と飼料対策に関する請願(第一一七八号)

同

近年の水産物の需要は、国民生活水準の上昇に伴い、高度化、多様化しつつ増大しており、需要の動向に即応した供給の増大が要請されている。

このような状況に対処するため、政府としては、増養殖の推進等水産資源の維持培養及び開発に努めているところであるが、更に、沿岸漁場の整備造成、栽培漁業等を積極的に展開し、水産資源の維持培養と生産の拡大を図つてまいりたい。

一、飼料原料の国際的な需給ひつ迫に伴う配合飼料価格の値上がりに対し、飼料緊急対策として「飼料用米穀等の壳渡価格等の臨時特例

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その三) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

土地改良長期計画の推進に関する  
請願(第一五七五号)

同

一、新土地改良長期計画においては、昭和四十八年度から十箇年で十三兆円に相当する事業を行うこととしており、北海道における農業基盤整備事業の実施に当たつては、本長期計画の趣旨にのつとり、その地域の特性に応じて、は場整備、畠地帯土地改良、農村環境の整備等の事業を推進してまいりたい。

二、北海道における農業基盤整備事業については、特に高率の国庫負担率又は国庫補助率を適用して受益農家等の負担の軽減を図つてゐるところであり、また、農業基盤整備事業の推進の重要性にかんがみ、昭和四十八年度には土地改良資金の貸付条件の緩和等を行つたところである。

三、現行飼料需給安定法に基づく政府操作飼料の適切な売買操作等を通じて飼料の需給安定が図られており、飼料需給安定法を改正することとは考えていない。

また、他の畜産関係振興法についても、それらの適切な運用により所期の目的を達することとしており、特に、改正することとは考えていない。

四、畜産物の価格安定を図るため、現在乳製品、加工原料乳等については「畜産物の価格安定等に関する法律」及び「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」により、また、鶏卵、子豚、肉用子牛等については価格安定基金制度等により、価格安定に関する各般の施策を講じているところであるが、今後ともその生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮しつつ、これらの制度の適切な運用を図ることにより、畜産物の価格安定に努めてまいる考えである。

#### 北海道農業危機突破に関する請願 (第一五七六号)

同

一、北海道酪農の特殊性にかんがみ、北海道酪農家の負債整理対策として、昭和四十八年度及び昭和四十九年度の両年度において、農林漁業金融公庫の自作農維持資金により、総額約百五十億円をもつて、借替措置を講ずることとした。

二、政府としては、農水産物の残存輸入制限品目のうち、非食用海草等については、昭和四十八年十一月一日から自由化を実施し、麦芽については、昭和四十九年十月から実施することとしているが、それ以外の品目についても、我が国農業が、これら産品の対外競争力をつけるべく現在各般の施策を講じているところであり、また、種々困難な問題をかかえているので、その自由化については、困難であると考えている。

三、(一) てん菜の最低生産者価格については、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき、

て、は場整備、畠地帯土地改良、農村環境の整備等の事業を推進してまいりたい。

二、北海道における農業基盤整備事業については、特に高率の国庫負担率又は国庫補助率を適用して受益農家等の負担の軽減を図つてゐるところであり、また、農業基盤整備事業の推進の重要性にかんがみ、昭和四十八年度には土地改良資金の貸付条件の緩和等を行つたところである。

三、農外資本による土地買占めに對しては、農業振興地域の指定及び同整備計画の策定の推進、農地法による転用規制の厳正な運用、農地保有合理化法人による土地買入れの促進等により対処し、農業基盤整備事業の計画的な推進を図つてゐるところである。なお、農業上の土地利用に供することが適當な国有地等については、その適正かつ円滑な活用を図つてしまりたい。

農業パリティ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、てん菜の再生産を確保することを旨として定めることとなつており、今後とも同法に基づき適正に決定してまいる所存である。

馬鈴しょの原料基準価格については、農産物価格安定法に基づき、農業パリティ指数に基づき算出した価格を基準とし、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参照し、再生産を確保することを旨として定めることとなつており、今後とも同法に基づき適正に決定してまいる所存である。

国産大豆の価格については、大豆なたね交付金暫定措置法に基づき農業パリティ指数及び生産事情その他の経済事情を参照し、大豆の再生産を確保することを旨として、その基準価格の決定が行われており、今後とも同法に基づき、適正に価格決定してまいる所存である。

(二) 畑作物及び施設園芸に関する共済制度の確立に資するため、第七十一回国会において成立した畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法に基づき、昭和四十九年度から、試験的に事業を実施することとしている。

四、規模の大きくなつて生産性の高い農業経営の育成を金融面から助長するため、従来から農業関係金融諸制度の改善に努めてきたところであるが、昭和四十八年度においても、総合施設資金の融資率の引上げをはじめ、各種農林漁業金融公庫資金及び農業近代化資金の貸付利

率の引下げ、貸付限度額の引上げ等融資条件の改善を図つたところである。

五、(一) 昭和四十八年春の飼料原料の国際的な需給ひつ迫に伴う配合飼料価格の値上がりに対し、飼料緊急対策として飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律が制定され、政府操作飼料及び飼料用米穀の価格による大量売却を実施し、四月に予定されていた配合飼料価格の値上げを実質的に抑制したところである。

なお、今後も政府操作飼料の適切な売買操作により飼料の需給の安定に努めていくこととする。

(二) また、配合飼料価格安定基金を強化し、畜産農家に対して補てん金の交付を行わせ、その負担増を軽減するとともに、畜産農家が購入する配合飼料費の一部につき低利資金の融通措置を講じ、配合飼料価格の値上がりが畜産経営に及ぼす影響の緩和を図つたところである。

(三) 更に、昭和四十八年五月新しい土地改良長期計画を策定し、その中で国内における飼料自給度を高めるため草地開発事業等を拡充、強化することとして草地基盤の整備を強力に推進することとしている。また、稻作から飼料作物への転換の促進をはじめ、既耕地への飼料作物の導入の促進を図るための措置を講ずることによりその生産の増大、利用の促進を図つてまいる考えである。

請願(第一五八九号)

みかん対策についての特別措置に関する請願(第一五九〇号)

同

のうち、非食用海草等については、昭和四十八年十一月一日から自由化を実施し、麦芽については、昭和四十九年十月から自由化を実施することとしているが、それ以外の品目については、我が国農業が、これら産品の対外競争力をつけるべく現在各般の施策を講じているところであり、また、種々困難な問題をかかえているので、その自由化については、困難であると考えている。

一、生果及び果汁の学校給食への利用については、既に一部の県で実施しているが、果汁については、学校給食に対する助成につき検討を行つてあるところである。

二、みかんの価格については、基本的には、果樹が永年性作物であることにかんがみ、長期的な需要見通しのもとに計画的に植栽を進めることによつてその安定を図るべきものと考えてている。

このため、長期的な植栽目標を示す果樹農業振興基本方針を策定しこれに沿つて計画的な生産が図られるよう今後ともその指導に一層努めてまいりたい。

また、需要の伸びが見込まれる果汁等加工については、生果の価格安定のためにも加工仕向用の計画出荷を進める一方、助成工場を中心に対応して加工処理を推進するとともに、加工原料用果実価格安定制度の対象数量等の拡大等に努めてまいりたい。

オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願(五十二件)(第二回)

同

五一二・二五二一・二五六九・二  
五七〇・二五七一・二五七二・二  
六〇〇・二六〇一・二六二〇・二  
六二九・二六八四・二六八五・二  
七四五・二七四九・二七五〇・二  
七六一・二七六九・二七七一・二  
七七七・二七七八・二八〇二・二  
八一八・二八二七・二八二八・二  
八三二・二八三三・二八三四・二  
八三五・二八三六・二八五四・二  
八五五・二八六三・二八七九・二  
八八〇・二八八四・二八九二・二  
九〇八・二九二七・二九五二・二  
九七三・二九七四・三〇二七・三  
〇六八・三三三〇三・三三四七・三  
四二五号)

同

つの生産に重大な影響を与えるおそれがある。したがつて、これら産品の自由化は困難と考えており、今後もこれを行わないよう措置してまいこととしたい。

「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請願(十五件)第二八〇七・二八五三・二九〇九・二九五一・三〇一三・三四七六・三六〇九・三六三三・三六七〇・三六七一・三七五二・三八二八・三九二三・三九五一・三九九九号)

一、民有林における造林の推進については、林業基本法の趣旨にのつとり、林業従事者及びその組織する団体の自主的な努力を助長するという基本的方向で施策の展開を図つており、特に奥地低開発地域等自主的な造林のみでは造林を進めにくい地域については、造林公社、森林開発公團等による分収造林を推進しているところであり今後ともこの基本的方向に沿つて造林施策の拡充強化に努めてまいりたい。

二、林業労働による振動障害の防止は、林業労働者の福祉の向上という観点からもとより今後における林業の振興を図る上でも、極め

農業經營安定の基本政策の樹立と  
昭和四十八年産米価格の引上げに  
関する請願(第三七二一號)

同

て重要なことにかんがみ、防振器具等の整備、適正な使用方法の普及、治療方法の確立等に今後とも努めていくこととしている。また、災害補償制度等は、労働対策の基本に係る重要な問題であるので、慎重に対処してまいりたい。

三、昭和四十七年十二月の林政審議会の答申を尊重し、国有林野事業の将来と林業労働力の長期的展望とを勘案して、国有林労働者の雇用の安定に努めてまいりたい。

一、我が國農業は、国民食料の安定供給、健全な地域社会の維持形成、国土と自然環境の保全といった重要な役割を果たすものであり、農業の健全な発展なくして我が國経済社会の健全な発展はないものと考えている。

このよう観点から、我が國農業の健全な発展を図るために、規模の大きく生産性の高い農業經營を確立していく必要があると考へており、このため今後十箇年間の土地改良長期計画に基づき、農業生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、農業団地の育成、第二次構造改善事業の推進、農地の流動化の促進等を行つていくほか、農産物価格政策の適切な運用、農村地域の整備等を行うなど、生産、構造、価格等各般の施策を推進しているところである。

二、昭和四十八年産米の政府買入価格については、八月八日によるち一・四等平均包装込みで玄米六〇キログラム当たり、一〇、三〇一円(対前年比一五・〇パーセント上昇)と決定したところである。なお、この米価の外梓で銘柄奨励金を玄米六〇キログラム当たり、指定銘柄米については三〇〇円、特例銘柄米については二〇〇円としたので、この銘柄奨励金を加えた全一・四等平均農家手取額は、前

年の決定米価に対し、一六・一パーセントの引上げとなる。

また、米穀の政府売渡価格については、食糧管理制度の健全な運営の確保、消費者家計への影響及び物価の情勢との関連を総合的に考慮し、去る十一月十四日、昭和四十九年四月一日から現行価格より平均九・八パーセント引き上げることを決定したところである。

三、米穀の管理制度は、国民経済の各分野に大きな関係をもつており、また国民食糧を確保し、国民経済の安定を図ることは極めて重要であるので、今後とも食管制度の基本的な役割を維持し、米の需給及び価格の安定を図つていく方針である。なお、米の政府買入れについては、昭和四十六年産米から国民の必要量に着目した予約限度制をとつてゐるが、我が国での米の潜在的な供給過剰の可能性は依然として解消されておらず、今後とも稻から需要の増大する農産物への作付の転換を図り、需要に即応した農業生産が行われるようにする必要があるので、これを撤廃する考えはない。

四、米生産調整対策による休耕奨励補助金の交付を契機として、土地改良事業の逐年施行が促進されていることは周知のとおりである。昭和四十九年度以降、休耕奨励補助金は打ち切られることとなるが、土地改良事業の通年施行に対する奨励補助金の交付を継続するかどうかについては、土地改良事業が高能率進するのみならず、汎用耕地の造成により、稻作転換を促進するという効果も有していることを考慮するとともに、一方、このような奨励補助金は米の需給調整を目的としているものであることをも総合的に勘案して十分検討したい。

明治十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和四十九年六月十八日

○ 第七十二回 参議院會議録追録(その四)

件名	所管省	請願に対する処理要領
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二百四十件)(第三七九一・三八二四・三八二五・三八四九・三八五〇・三八九八・三八九九・三九三三・三九四五・三九五三・三九五四・三九五五・三九五九・三九七九・三九八〇・三九八一・四〇〇〇・四〇〇一・四〇〇八・四〇三三・四〇三五・四〇三六・四〇六三・四〇六四・四〇六五・四〇六六・四〇六七・四〇六八・四〇六九・四〇七七・四〇七八・四〇八五・四〇九二・四〇九三・四〇九四・四〇九五・四〇九六・四〇九七・四〇九八・四一〇二・四一〇四・四一〇五・四一〇六・四一〇七・四一〇八・四一〇九・四一一〇・四一五一・四一五二・四一五三・四一五四・四一五五・四一五六・四一五九・四一六八・四一六九・四一七〇・四一七一・四一七二・四一七三・四一九三・四一九四・四一九六・	農林省	おもな 所管省
二、米穀の管理制度は、国民経済の各分野に大きな関係をもつており、また国民食糧を確保し、国民経済の安定を図ることは極めて重要であるので今後とも食管制度の基本的な役割を維持し、米の需給及び価格の安定を図つていく方針である。		一、昭和四十八年産米の政府買入価格について は、八月八日のうるち一～四等平均包装込みで玄米六〇キログラム当たり、一〇、三〇一円(対前年比一五・〇パーセント上昇)と決定したところである。なお、この米価の外梓で指定銘柄奨励金を玄米六〇キログラム当たり、指定銘柄米については三〇〇円、特例銘柄米についてでは二〇〇円としたので、この指定銘柄奨励金を加えた全一～四等平均(銘柄、非銘柄込み)農家手取額は、前年の決定米価に対し、一六・一ペーセントの引上げとなつた。
また、米の政府買入れについては、昭和四十六年産米から国民の必要量に着目した予約限度制をとつてゐるが、我が国の米の潜在的な供給過剰の可能性は依然として解消されておらず、今後とも稻から需要の増大する農産		

昭和四十年度農業政策買入価格  
大幅引上げ等に関する請願(二百  
四十件)(第三七九一・三八二四・  
三八二五・三八四九・三八五〇・三  
八九八・三八九九・三九三三・三九  
四五・三九五三・三九五四・三九五  
五・三九五九・三九七九・三九八〇・  
三九八一・四〇〇〇・四〇〇一・  
四〇〇八・四〇三二・四〇三五・  
四〇三六・四〇六三・四〇六四・  
四〇六五・四〇六六・四〇六七・  
四〇六八・四〇六九・四〇七一・  
四〇七八・四〇八五・四〇九二・  
四〇九三・四〇九四・四〇九五・  
四〇九六・四〇九七・四〇九八・  
四一〇一・四一〇四・四一〇五・  
四一〇六・四一〇七・四一〇八・  
四一〇九・四一一〇・四一五一・  
四一五二・四一五三・四一五四・  
四一五五・四一五六・四一五九・  
四一六八・四一六九・四一七〇・  
四一七一・四一七二・四一七三・  
四一九三・四一九四・四一九六・

農  
林  
省

は、八月で玄米円(対前年)としたと  
り、指定銘柄米にこの定銘柄将  
柄、非銘柄米価になつた。  
二、米穀のきな閑話  
し、国昌であるのを維持していく方針  
また、十六年春  
おらず、  
な供給過  
限度制が

六〇キログラム  
年比一五・  
月八日のう  
るである。  
止銘柄米に  
柄奨励金を  
ついては二〇  
獎勵金を加  
鉛柄込み) 曲  
刈し、一六  
町である。

ラム当たり  
○バーセン  
。なお、この  
玄米六〇キ  
リについては三〇  
〇〇円とし  
えた全一、  
農家手取額は  
・一パーセン  
は、国民経済  
おり、また同  
足を図ること  
も食管制度の  
相から需要の  
るが、我が國  
氏の必要量に  
性は依然とし

の米価の外掛率は、一〇、三〇、五〇、七〇円、特例料は、一〇、二〇、四十円で、このため、この四等平均の各分野における米の米價は、昭和十四年は、前年の約二割増と見てよい。このことは極めて手短かに述べたので、この点を改めて述べる。

いて ひとたび 決定された場合で、例銘の指（銘）をもつて、大に確保する約款の重要性に賛同する旨を記す。

四五九三  
四五九六  
五六三  
五六六  
五六九  
五七二  
五七五  
六一〇  
六一三  
六一三  
六一六  
六六四  
六六七  
六九八  
七〇一  
七〇四  
七〇七  
七一〇  
七一三  
七一七  
七一七  
七一四  
七七七  
七八〇  
八〇四  
八六五  
八六八  
八九四  
九四一

四五九三 四九三九 四八六四 四八九三 四八六七 四七七六 四七七九 四八〇三 四八六一 四六一〇 四六二二 四六三〇 四六六六 四六九七 四七〇〇 四七〇三 四七〇六 四七〇九 四七一二 四七一五 四七七三 四八六七 四八九三 四九三九 四九四三

.....

(二) 費用に八年なつて、実施は、とし、つて、えたましして、も我へ、に、力をいる、えて、入白、るか、るを高めの図る業生づきに。

元年十月からこれら品目は、これより以後、「非食生活必需品」の「魚類等」の五品目と並んで、内閣連産業に著しく、また、多くの国内対策として、各般の業界に影響を及ぼすものである。

変性並化をいたることと、に当たるに音を与えてことと、も外競争をかかれての輸物の輸送して、生産性を保つことと、自給度を保つことと、農業を改良することも、これによる改善である。

物への作付けの転換を図り、需要に即応した農業生産が行われるようにする必要があるのです、現在、買入制限は撤廃する考えはない。米の在庫については、豊凶変動に備えた備蓄の意味をこめて適当な在庫を保有する方針である。

農業への作付けの転換を図り、需要に即応した  
で、現在、買入制限は撤廃する考えはない。  
米の在庫については、豊凶変動に備えた備  
蓄の意味をこめて適当な在庫を保有する方針  
である。

(一) 農業は、国民食料の安定的供給、健全  
な地域社会の形成、国土と自然の保全培養  
という重要な役割を果たすものであり、農  
業と農村の健全な発展なくして我が国經濟  
社会の調和ある発展はないと考える。

(二) 農水産物の自由化については、昭和四十  
八年十一月一日から「非食用海草及び変性  
なつめやしの実」の一品目の完全自由化並  
びに「くん製の魚類」等の五品目の自由化を  
実施することとし、また、麦芽については  
は、昭和四十九年十月から自由化することと  
としているが、これら品目の自由化に当た  
つては、国内関連産業に著しい悪影響を与  
えないよう所要の国内対策を講じることと  
している。

また、残る残存輸入制限品目は、いずれ  
も我が国農業の重要な產品であるとともに  
に、我が国農業は、これら產品の対外競争  
力をつけるべく現在各般の施策を推進して  
いるところであり、種々困難な問題をかか  
えているので、当面これらの農水産物の輸  
入自由化は、困難であると考える。

(三) 食料は、国民生活の基礎をなすものであ  
るから、国内生産が可能なものは、生産性  
を高めながら極力国内で賄い、国内自給度  
の維持向上に努め、国民食料の安定確保を  
に、農業団地の形成、第二次農業構造改善工  
程のため、新しい土地改良長期計画に基  
づき、今後十年間に総事業費一三兆円の農  
業生産基盤の整備を計画的に進めるところ  
に、農業団地の形成、第二次農業構造改善工

四九四四・四九四五・四九四六  
四九四七・四九八一・四九四九  
四五五〇・四九五一・四九五二  
四九五三・四九五四・四九五五  
四九五六・四九六五・四九六六  
四九八二・四九八三・四九八四  
四九八五・四九八六・四九八七  
四九八八・四九九一・四九九二  
四九九三・四九九九・五〇〇〇  
五〇〇一・五〇〇二・五〇〇三  
五〇〇八・五〇〇九・五〇一五  
五〇一六・五〇一七・五〇一八  
五〇二七・五〇二八・五〇二九  
五〇三〇・五〇四四・五〇四五  
五〇四六・五〇四七・五〇四八  
五〇四九・五〇五〇・五〇五一  
五〇五二・五〇五三・五〇五四  
五〇五五・五〇六〇・五〇六二  
五〇六三・五〇六四・五〇六五  
五〇六九・五〇七〇・五〇七一  
五〇七四・五〇七五・五〇七九  
五〇八七・五〇八八・五〇九〇号

## 官 報 (号 外)

同

事業の推進等を通じて生産性の高い農業の育成を図るほか、今後五年間に総事業費三、二〇〇億円の農村総合整備モデル事業を実施して、農村の生活と生産を一体的に整備し、豊かな地域社会の確立を図るなど、農業の生産、構造、価格、流通の各般の施策を実施していくこととしている。

土地改良事業の夏場施行に係る休耕奨励補助金の継続交付に関する  
請願(第三九六二号)

総合林政確立に関する請願(二十  
件)(第四〇一〇・四〇一一・四〇  
一二・四〇一三・四〇一四・四〇  
一五・四〇一六・四〇一七・四〇  
一八・四〇一九・四〇二〇・四〇  
一七・四〇一八・四〇一九・四〇  
二〇・四〇二一・四〇二二・四〇  
二三・四〇二四・四〇二五号)

同

同

土地改良事業の通年施行に対する奨励補助金の交付を継続するかどうかについては、土地改良事業が高能率農業の展開の基礎となるほ場条件の整備を促進するのみならず、汎用耕地の造成により、稻作転換を促進するという効果も有していることを考慮するとともに、一方、このような奨励補助金は米の需給調整を目的としているものであることをも総合的に勘案して、十分検討したい。

一、森林法第四条に定める全国森林計画は、民有林・国有林を通ずる総合的な計画として樹立されるものであり、このような視点から昭和四十八年三月、森林の有する機能の総合的かつ高度発揮が図られるよう全国森林計画を改定したところである。更にこの森林計画制度の充実を図るため、現在全国森林計画において計画を流域別に明らかにすることを旨として定めることとする等を内容とする森林法の改正を国会に上提しているところである。

二、民有林労働者については、労働条件の改善、労働環境の整備等の促進を図るための指導援助措置を講じ、また各種社会保険の適用の促進を図ることとし、国有林野事業労働者の待遇条件については、昭和四十七年十二月の林政審議会の答申を尊重し、經營の改善合意の実情に留意して、今後とも改善に努めてまいりたい。

三、民有林・国有林を含めた長期の植伐計画については、森林法に基づき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画を策定していくところであり、また外材については、関係者の協定を得て検討協議を行い、需要の動向に即応した適正かつ円滑な輸入に努めている。

農政の基本確立に関する請願(第  
四〇二三三号)

同

なお、専ら、輸入抑制を目的とする関税障壁等の設定については、最近の木材の需給事情にかんがみ、問題があると考えている。

四、森林のもつ国土保全・水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の發揮については、近年における森林・林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、昭和四十八年一月には林業基本法に基づき、「森林資源に関する基本計画」を策定し、同計画に即して森林の有する外的機能の高度发挥を図るべく、適正な森林施設の推進、造林、林道等の基盤整備、林業構造の改善等各種施策を講じていているところであり、今後、更にこれらの推進を図るべく助成の強化に努めてまいりたい。

五、国有林野事業の改善については、昭和四十七年十二月の林政審議会の答申を尊重し、事業の改善合理化を図るとともに、これに見合った組織機構及び職員の配置の適正化を図ることとして、現在その具体策を検討中である。

六、林業に関する技術協定等については、開発途上国を中心とした技術者、研究者の受け入れ、派遣等により進めてきているところであるが、更に開発途上国の森林の開発、造成に対する協力等を含め、今後とも積極的に推進してまいりたい。

国際的な穀物等の需給ひつ迫、全国的な地域開発による土地利用の競合、農業労働力の他産業への流出など我が國農業をめぐる内外の諸情勢にはますます厳しいものがある。

このような情勢に対処して、国民食料の安定的供給という農業の基本的役割を果たしていくためには、農業生産に必要な農用地の保全と整備を進めるとともに、生産性の高い農業を確立していくことが不可欠であると考えている。このような観点に立つて、

一、農産物の自給目標については、政府は農産物の長期需給見通しを作成する必要があると考えており、このため現在農政審議会に対し、最近の農産物需給の動向をも踏まえて長期需給見通しについて検討することを依頼しているところである。

また、このような長期の見通しを農業関係

者の生産のより具体的な指針とするため、現在農林省において、都道府県、農業団体との連けいの下で、県別及び県内主要農業地域別の農業生産の地域分担の明確化のための作業を進めているところである。

更に、農業生産の担い手として、規模が大きく生産性の高い自立經營を育成する必要があると考えており、さきに、農林省において自立經營の標準的指標を作成したところであるが、このような自立經營をできるだけ多く育成するため、農林漁業金融公庫の総合施設資金の拡充をはじめ第二次農業構造改善事業の実施等各般の施策を講じているところである。

二、資本の土地買占めを防止することについては、農業振興地域の指定及び同整備計画の策定の促進、農地法による転用規制の厳正な運用、農地保有合理化法人による農用地の買入れの促進等により優良農用地の確保を図っている。

また、都市近郊型農業の確立については、今後とも農業振興地域制度その他土地の計画的利用を図る制度の活用等により無秩序な農地のかい廃を防止するとともに、市場条件、當農類型等地域の特性に応じて必要かつ適切な施策を講じてまいりたい。

三、高能率經營を育成するための土地基盤の整備については、昭和四十八年五月一日に閣議決定された土地改良長期計画に基づき、高能率な機械化を可能ならしめるようほ場条件の

整備等を進めている。

また、中核的な農家の育成については、規模が大きく生産性の高い自立經營農家を農業生産の中核的担い手として育成するよう、農業生産基盤の整備、農業団地の育成、農地流動化の促進等の諸施策を総合的に推進している。

四、米穀の管理制度については、これまでどおり、米の需給及び価格の安定を図るという制度の基本的な役割を維持し、その運営に適正を期する方針である。また、品質表示については、配給米についての表示の適正化を図るために、袋詰精米には正味重量、とう精工場名、とう精年月日等一定の事項を必ず表示させるとともに、その品質に関し、消費者に誤認されるおそれのある不当な表示を禁止する等の指導を行っている。更に、生産と消費の直結については、集荷段階では農林大臣の指定した集荷業者、配給段階では知事の登録をうけた登録卸小売業者でなければ米を取り扱えないとしている。現在の米の流通制度を大きく変える結果となり、かえつて流通秩序に大きな混乱を起こすおそれがあるので現状では問題が大きいと考えている。

また、米以外の農産物の行政価格の決定は、農産物ごとの生産事情、需給事情、流通事情のほか、食品としての性格等に応じてそれを適合すると思われる方式を採用しているところであり、これらの事情等を考慮しないで、一律にすべての農産物を対象に生産費所得補償方式を採用すれば、需要を上回る供給、物価の上昇等をひき起こすおそれもあるので、今後とも現行制度の適正な運用を通じて農業生産の振興を図っていくこととしている。

また、流通機構の改善を図るため、卸売市場の計画的な整備、小売業の近代化、新しい

流通経路の育成等を強力に推進していくこととしている。

五、昭和四十九年度における稻作転換対策については、米の潜在的な過剰基調に変わりはないので、稲から今後需要の増大が見込まれる他作物への作付転換を計画的に進めるため、引き続き実施する必要がある。

昭和四十八年度の米の生産調整は、目標を一二パーセント上回る実施状況となつたが、作柄が良く、米の収穫量は計画を上回る見込みである。なお、これに伴い発生すると見込まれる余り米については、基本的には従来どおり、所定のルートで指定法人に集荷販売せることを原則とするが、やむをえない事由により販売できない余り米が生じた場合には、かねてからの経緯もあり、その状況をみながら政府買入れを検討する必要があると考へている。

昭和四十八年度の生産調整奨励補助金、生産調整協力特別交付金等の交付については、極力早期に行うこととしており、また、休耕田については、その管理ということも考えて休耕奨励補助金を交付してきたところであり、一部のものを除き、大部分の休耕田はそのまま耕作可能な状態あるいは多少手を加えることにより耕作可能な状態で管理されていると考える。

六、農水産物の残存輸入制限品目のうち、非食用海草等については、昭和四十八年十一月一日から自由化を実施し、麦芽については、昭和四十九年十月から実施することとしているが、それ以外の品目については、我が国農業は、その対外競争力をつけるべく現在各般の施策を講じているところであり、また、種々の困難な問題をかかえているので、自由化は困難であると考えている。また、非自由化品目の輸入枠については、国内需給状況に即応

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その四)

第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

## (第四〇二八号) 漁業公害対策の推進に関する請願

同

## (第四〇八四号) 災害に対する自作農維持資金の借入限度額の引上げ等に関する請願

同

## (第四一九・五三八三号) 農業者労働災害補償法(仮称)の制定に関する請願

同

して、彈力的に設定していくこととしている。

なお、一元的な輸入機構の設立及び課徴金による国内農産物との調整措置は、現在のところ考えていない。

さとうきびの最低生産者価格は、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき、農業パリティ指數に基づき算出される価格を基準とし、生産費、物価その他の経済事情を参照し、さとうきびの再生産を確保することを旨として定めることとなつてゐる。

さとうきびのように今後更に生産性の向上が必要であり、かつ、期待される作物については、生産性向上のための施策とあいまつて、その合理化のメリットを当該生産者に還元する現行パリティ方式が適当であり、この最低生産者価格を生産費を基準とする方式に改めることについては必ずしも適切ではないと考えてゐる。

政府としては、災害の発生に伴う自作農維持資金の貸付けに当たつて、連年災害や特に激甚な災害等の場合は、被害の状況、資金需要の実態及び本資金の貸付残高等を勘案の上、貸付限度額を引き上げる措置を講じ、その都度対処している。

現行貸付金利は、五パーセントであり、農林漁業金融公庫資金のうちでは、特別のものを除いて最も低いものであるから、おおむね妥当なものと考へる。

水域における魚介類のP.C.B汚染については、既に精密調査の結果に基づき汚染されないと認められた魚種につき水域を限定して漁獲の自主規制をとるよう指導した。水銀汚染については、現在全国調査を実施中であるが、酒田港地先、魚津地先、氷見地先、水島地先、徳山

地先、新居浜地先、有明海、八代海、水俣湾については水域における緊急調査を完了し、その結果を公表するとともに汚染されていると認められた魚種については水域を限定して漁獲自主規制措置をとるよう指導した。

魚介類の水銀汚染については、暫定的基準を設け、これに基づき各都道府県において各流通市場及び七地域(酒田港地先、魚津地先、氷見地先、水島地先、新居浜地先、有明海、八代海)の産地市場において検査を強化し、規制値を超える魚介類の市場からの排除とともに、検査結果については、とりまとめて公表した。

被害漁業者の救済については、第七十回国会において制定された「水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法」等により被害漁業者等に対する低利融資を行つてゐる。

米生産調整対策による休耕奨励補助金の交付を契機として、土地改良事業の通年施行が促進されていることは、周知のとおりである。

昭和四十九年度以降、休耕奨励補助金は打ち切られることとなるが、土地改良事業の通年施行に対する奨励補助金の交付を継続するかどうかについては、土地改良事業が高能率農業の展開の基礎となるほ場条件の整備を促進するのみならず、汎用耕地の造成により稻作転換を促進するという効果も有していることを考慮するとともに、一方、このような奨励補助金は米の需給調整を目的としているものであることをも総合的に勘案して十分検討いたしたい。

農業機械の大型化とその急速な普及に伴う農作業中における事故の問題に対処するため、農作業安全対策を積極的に推進して、極力その發生の防止に努めているところであるが、不幸に

して農作業に従事している農業者が災害にあつた場合の補償の問題に関しては、特定の機械作

業従事者に限つてではあるが、労働者災害補償保険法の特別加入のみちが開かれている。農業者の災害補償の問題については今後とも検討してまいりたい。

畜産政策の確立と当面する飼料対策に関する請願(第四七六一號)

同

## 中小漁業信用補完制度の抜本的改正に関する請願(第四七六三号)

同

## 土地改良事業の市町村負担の制度化とこれに対する財源措置に関する

同

また昭和四十八年春の餌料緊急対策に引き続き、同九月に行われた配合飼料の値上げに対する対応としては、配合飼料価格安定基金による補てんの実施のための同基金の拡充強化措置及び畜産農家が購入する配合飼料費の一部につき、低利資金の融通措置を行うこととしている。

畜産經營の安定的発展と畜産物の円滑な供給を図るため、生産から流通、加工、消費にわたる各般の畜産振興施策を一層強力に推進することとし、畜産主産地の形成、家畜資源の維持増大、経営環境の整備とともに、飼料基盤の整備等飼料対策を重点的に実施すべく検討を進めているところである。

第三次国連海洋法会議に関する請願(第五〇二四号)

の役割等につき、今後、慎重に検討を進めてまいりたい。

第三次国連海洋法会議は、昭和四十八年末から開催される予定であるが、漁業問題については、これまで六次にわたり開催された準備会議を通じて、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの発展途上国を中心に、距岸二〇〇マイルに及ぶ排他的管轄権を沿岸国に認めよとの主張が優勢となりつつある。これに対し、我が国は、沿岸国に一定限度の優先権は認める用意があるが、広大な水域に及ぶ排他的管轄権は認められず、いざれにしても他国の実績は尊重されるべしとの立場で対処してきている。

政府としては、今後更に厳しくなることが予想される情勢を考慮しつつ、海洋法会議はもとより、関係国との協議等あらゆる場を通じて、北洋漁業をはじめとする我が國漁業の長期的な利益を確保することを目指として、できる限りの努力を払っていく所存である。

## 北方海域における安全操業早期害 観に関する精査(第五)三五二)

四

北方四島周辺水域における安全操業問題については、だ捕という不幸な事態を回避するとの人道的立場から、平和条約締結までの暫定的措置として、領土問題等に関する日ソ双方の基本的な立場を害することなく、その現実的解決を図るために、長年にわたり、ソ連と交渉を行つてゐる。

最近においては、昭和四十八年十月、総理誌ソの際の日ソ首脳会談においてこの問題について、

最近においては昭和四十一年十月、総理訪ソの際の日ソ首脳会談においてこの問題について話し合われ、また、総理訪ソを受けて両国の漁業担当大臣間の協議が引き続き行われたが、合意を見るに至らなかつた。

しかしながら、近い時期に交渉を継続するところが合意されているので、今後の交渉においても、右の基本的立場を堅持し、本件の早期実現に努めていくこととしている。

北方海域た捕抑留漁船船主及び乗組員の救済措置に関する請願(第50三四号)

同

農産物価格対策等に関する請願  
(第50六七号)

同

戦後北方海域において不當に捕抑留された我が國漁船の船主及び乗組員等に対する救済措置としては、「中國大陸及びソ連邦周辺海域における抑留漁船乗組員等に対する救済措置について」(昭和三十四年五月一日閣議決定)に基づく見舞金等の交付のほか、漁船特殊保険金及び漁船乗組員給与保険金の支払いがなされてきたところである。更に救済措置が必要であるかについては、今後の日ソ間の交渉の成行きをも十分勘案して総合的な観点から慎重に検討することとしたい。

一、昭和四十八年産米の生産者米価について、最近の生産資材、労賃等の上昇を反映させて大幅に引き上げることについては、生産費及び物価その他の経済事情を参考し米穀の再生産を確保することを旨として決定するよう規定している食糧管理法の規定に基づき、生産費所得補償方式により、既に昭和四十八年八月八日にうるち一・四等平均包装込みで玄米六〇キログラム当たり一〇、三〇一円(対前年比一五・〇パーセント上昇)と決定したところである。

なお、この米価の外梓で、昭和四十七年に引き続き指定銘柄奨励金を交付することとし、その単価を玄米六〇キログラム当たり指定銘柄米三〇〇円、特例銘柄米二〇〇円としたので、この指定銘柄奨励金を加えた全一・四等平均(銘柄、非銘柄込み)農家手取額は、前年の決定米価に対し一六・一パーセントの引上げとなる。

二、昭和四十八年産大豆の基準価格については、大豆なたね交付金暫定措置法に基づき、農業パリティ指数及び生産事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨として、昭和四十八年十月三十一日に六〇キログラム当たり六、七五〇円(対前年比一六・四

パーセント上昇)と決定したところである。

なお、生産奨励金については、昭和四十九年産以降の問題として検討しているところであります。

三、麦類については、麦類の需給をとりまく内外の諸情勢にかんがみ、国内産麦については長期的な生産目標に即して緊急に生産の振興を図ることとし、昭和四十九年産麦から従来の施策の拡充とあわせて、新たな麦生産振興奨励金の交付、モデル麦作集団育成のための奨励補助金の交付等を内容とする麦生産振興緊急対策について検討しているところである。

四、飼料用穀物のうち政府操作飼料については、需要に見合った数量の確保を旨に、十分な手当を行つてあるところであり、また民間貿易による飼料用穀物についても例年に比較手当では進捗しており、当面需給上の問題はない」と考える。

また、飼料価格については、昭和四八年春の緊急対策に引き続き、九月に行われた配合飼料の値上げに対しても、配合飼料価格安定基金による補てんの実施により畜産農家の負担増を軽減するとともに畜産農家が購入する配合飼料費の一部につき低利資金の融通を行うことによって畜産經營に及ぼす影響を緩和することとしている。恒久対策としては、草地開発事業等を拡充するとともに、稻作から飼料作物への転換の促進をはじめ、既耕地への飼料作物の導入の促進を図るために措置等を講ずることにより、その生産の増大、利用の促進を図つていいと考えである。

また、飼料穀物の国際的需給ひつ迫、内外における港湾ストの発生等不測の事態に対処するため、必要最少限度の備蓄を行なうことは極めて重要であると考えられるので、昭和四

官 報 (号外)

食管制度の完全実施、食糧自給体制の確立等に関する請願（第五二〇三号）

十九年度以降計画的に備蓄の推進を図るべき検討している。

一、米価は食管法の規定に基づき、政府買入価格は米の再生産の確保を旨として、また、政府売渡価格は消費者の家計の安定を旨としてそれぞれ定めることとなつてゐるが、いずれもその決定に当たつては経済事情を参照することとなつてゐるので両者の間にはおのずと一定の関係があり、結果として現在両米価は大幅な逆ざや関係を生じてゐるが、本来的に二重米価制というものがわるわけではない。

米価といつても物の値段であつて買入価格と売渡価格との間にあまりに大きな逆ざやはあることは不自然でもあり、種々の問題を引き起こすので、大幅な逆ざやは避けなければならぬと考へてゐる。

このような見地から、米穀の政府売渡価格について、食糧管理制度の健全な運営の確保、消費者家計への影響及び物価の情勢との関連を総合的に考慮し、去る十一月十四日、昭和四十九年四月一日から現行価格より平均九・八ペーセント引き上げることを決定したところである。

二、自主流通米制度は、消費者の選択に応じた米の流通の途を開くことにより、消費の実態に適合して制度の定着をみてゐるので、これを廃止する考へはない。

銘柄米制度は、良質米の供給を促進する見地から設けられているものであり、消費者の嗜好が高度化し、量から質に向かつてゐる現在、これを廃止する考へはない。

物統令の再適用については、基調としての米の需給が緩和し、良質米に対する消費者の需要が高まつてゐる等消費者の需要が多様化している今日の状況の下では、画一的な統制は守られ難く、また、物統令を適用しなく

ても標準価格米の常置、品質表示の義務づけ等の措置により、消費者価格の安定を確保できること考へられるので、物統令の再適用は考えていない。

三、米については潜在的な過剰基調に変わりはないので、昭和四十九年度においても、稻から今後需要の増大が見込まれる他作物への作付転換を計画的に進め、引き続き転作奨励補助金を交付して稲作転換を講ずる必要がある。

なお、休耕田の復元対策については、休耕

獎励補助金を休耕田の管理ということも考

慮して交付してきたところでもあり、助成措置

を講ずることは困難である。

四、食料の自給率の向上を図るために、農業

生産基盤の計画的な整備、集団的生産組織の

育成、農地の流動化の促進等生産・構造対策

を強力に実施して生産性の向上に努めるとともに、価格政策の拡充強化と運用の適正化に努めることが重要であると考えてゐる。

価格政策については、現在、米麦をはじめ畜産物、青果物、畑作物等大部分の農産物を対象として価格政策を実施してゐるところであり、今後も需要の拡大する野菜・畜産物等を中心に価格政策を更に拡充してまいりたい。

なお、農産物価格の決定に当たつては、需要を上回る供給、物価の上昇等を引き起こさないよう農産物ごとの商品特性や需給事情等を考慮する必要があり、今後とも現行価格制度の適正な運用を通じて食料生産の振興に努めてまいりたい。

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その四)

第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

セメント需給の円滑化に関する請  
願(第一一九二号)

米以外の主要農畜産物について前記のとおり、既に所要の価格政策を実施しており、流通規制により配給を担保することを主要な目的の一つとする食管制度を適用することは適当でもないし、また、その必要もないと考  
える。

五、米の在庫については、豊凶変動に備えた備蓄の意味をこめて適正な在庫を保有する方針である。

飼料の備蓄については、飼料穀物の国際的需給ひつ迫、内外における港湾ストの発生等不測の事態に対処するため、必要最少限度の備蓄を行うことは極めて重要であると考えられるので、昭和四十九年度以降計画的に備蓄の推進を図るべき検討しているところであ  
る。

六、土地買占めについては、農業振興地域の指定及び同整備計画の策定の促進、農地法による転用規制の厳正な運用、農地保有合理化法による農用地買入れの促進等により対応するとともに、農用地の拡大については、土地改良長期計画に基づき計画的に農用地の開発を図ることとしている。

なたね、れんげの奨励作物選定に関する請願(七件)(第五二八七・五三三八・五三七七・五三八四・五四四九・五四六四・五四六五号)

なたねへの転作については、裏転作として普通転作奨励補助金が交付されている。れんげへの転作については、表作として収穫又は家畜の飼養を行う場合には、普通転作奨励補助金が交付されている。なお、それ以外の場合において、転作奨励補助金の交付対象として認めるかどうかについては、今後慎重に検討したい。

昭和四八年二月から三月にかけ中国地方を中心にはば全国的に波及したセメント需給のひつ迫に対し、政府は関連業界に輸出用セメントの内需への振り替え及び生産増加の要請をする

省 通商産業 同

石炭鉱業に関する請願(第一五八  
三号)

とともに、官公需の繰延べ、緊急輸入の実施、セメント小口斡旋相談所の開設等の諸対策を講じた。なお、これらの対策により、セメントの需給は五月以降逐次緩和し、現在は小康状態で推移している。

一、産炭地域に石炭専焼火力発電所を建設することについては、長期的な石炭需要の観点から必要であると考えている。昭和四十九年度には、北海道地域に石炭専焼火力発電所の建設が予定されており、政府としてもこれに対する所の助成を講ずる等その実現に努力してまいり所存である。

二、石炭需要の確保については、大口需要業界に対する石炭の引取り要請、石炭増加引取交付金の交付等により、その引取りを促進しているところであるが、今後ともこうした引取り体制の強化に万全を期してまいり所存である。また、国内炭の優先使用については、輸入割当制度の活用により十分配慮しているところである。

三、石炭利用工業の開発については、今後とも石炭技術研究所が行っている石炭利用技術の研究開発に対し所要の助成措置を講ずることとしているほか、昭和四十九年度から新たに石炭のガス化の基礎的研究に着手することとしている。

四、鉱業権の再検討については、鉱業法において鉱物資源の合理的開発のため鉱区の増減、掘進増区、鉱業権の交換又は売渡等が規定されており、これらの仕組みを有効に活用することで足りるものと考えている。また、遊休鉱区については、上記の仕組みのほか、石炭鉱業合理化臨時措置法上の鉱区調整制度の適切な運用により、必要に応じその活用を図つてまいり所存である。

五、高温ガス突出、地圧等の対策について  
は、従来から石炭技術研究所等においてその研究を進めるとともに、その成果を踏まえて、坑内骨格構造の整備、保安工事の推進、保安機器の整備等についての監督指導、石炭鉱業合理化事業団による坑内骨格構造整備拡充補助金の交付及び近代化資金の融資等各種の助成の実施等に当たつて十分配慮しているところであり、今後とも、これらの措置によりその充実を図つてまいる所存である。保安監督指導体制については、各鉱山保安監督局部に所管鉱山の実情に応じて鉱務監督官を配置しているが、今後とも、これらの措置については十分配慮してまいりたい。

六、産炭地域の再開発、振興については、産炭地域振興臨時措置法、工業再配置・産炭地域振興公団法等に基づき、産業基盤及び生活環境の整備、企業誘致、地方財政援助等各般の施策を講じており、今後もこれら施策の推進強化に努めてまいる所存である。  
炭鉱離職者に対する措置としては、炭鉱離職者臨時措置法に基づき炭鉱離職者求職手帳を発給し、特に手厚い援護措置を講じるとともに、きめ細かな就職指導を実施し、本人の希望及び地域の実情に即し、地元における再就職又は広域紹介による移転就職の促進に努めているところである。現在滞留している者に対しては、就職阻害要因を検討の上個々の滞留者の条件を十分考慮して再就職の促進に万全を期する考え方である。

遊休化する公共施設にかかる地方債の未償還金の償還財源については、従来から講じてある地方交付税の措置に加えて、昭和四十八年度からは産炭地域振興臨時交付金で償還金の二分の一を措置することとしているので、遊休公共施設にかかる地方債の元利償還金に対する財源措置は相当程度なされることとな

るものと思われる。

七、炭鉱労働者住宅の建設については、石炭鉱業合理化事業団による近代化資金の融資等によりその促進を図ってきたところであり、現状においては、炭鉱労働者の激減等の事情もあり、必要数は確保されているものと考へてある。今後は、間取りの改善等を含めた質の向上について特に配慮してまいる所存である。

八、石炭鉱業年金について受給時の経済事情に適応するよう配慮してその増額を図ることについては、石炭鉱業年金の給付のうち、当面受給権が発生する経過的年金について、昭和四十七年十月に年金額の引上げを行つたところであるが、今後も、石炭鉱業年金基金の財政状況を見極めながら検討してまいりたい。

電設資材の確保に関する請願（四  
十件）（第五〇九二・五一〇五・五  
一〇六・五一〇七・五一六・五  
一一七・五一八・五一二一・五  
一二三・五一二三・五一二四・五  
一二五・五一二六・五一二七・五  
一三二・五一三三・五一三四・五  
一三五・五一四五・五一四六・五  
一五四・五一七五・五一七六・五  
一七七・五一七八・五一七九・五  
三〇一・五三〇四・五三一〇・五  
三四〇・五三五五・五三五六・五  
三五七・五三五八・五三五九・五  
三六四・五三七六・五四〇一・五  
四四六・五四四七号）

同

電設資材のうち塩化ビニル電線については、七月八月にかけて需要がおう盛な拡大を続ける一方、絶縁被覆材として使用される塩化ビニル樹脂の供給が出光石油化学徳山工場の事故、公害問題等により減少したため、減産を余儀なくされ、その結果、著しい需給ひっ迫に陥つた。このため、政府としては、中小電気工業者への資材の円滑な供給を確保するため、塩化ビニル電線について八月末から二度にわたつて、中小需要者を対象にあつせん販売対策等を講じてきた。（あつせん実績、約七万三千七百件、約千三百三十万メートル）

これらの対策の効果もあつて、八月にみられた極端な品不足、異常価格も近時、沈静化の動きをみせており、最近における石油化学工場の事故の影響も考えられるので、現在、塩化ビニル樹脂原料について、企業間の融通、原料E DCの輸入増加等、所要の対策を推進しているところである。

また、鋼製電線管についても、業界に対し、

三菱大夕張鉱業所の閉山対策に関する請願(第五〇九五号)

同

可能な限りの増産を要請する等所要の指導を行つてゐるところである。

一、三菱大夕張鉱業所の閉山に伴う炭鉱離職者の再就職のあつせんについては、従来の炭鉱閉山に伴う離職者対策の経験を生かしてきめ細かい対策を実施してきたところであり、特に、中高年齢者、身体障害者、未亡人等の方々については、離職者対策の重点の一つとして現地に設置した臨時職業相談所に専門のコーナーを設け、就職指導を行うとともに、求人条件の緩和を図るよう強力に指導し、これらの方々の再就職のあつせんに努めてきたところである。

この結果、大部分の離職者については、再就職、職業訓練校への入校等その対策は順調に行われてきているところであるが、なお、未就職の者に対しては、個々の未就職者等の条件を十分考慮して職業相談、求人開拓等を実施し、早期に再就職できるよう努めているところである。

二、(一) 三菱大夕張鉱業の閉山対策として行われる企業誘致、工場用地造成、環境整備等夕張市の産業振興又は住民福祉の向上のために必要な国有林野の売払い、貸付け等については、地方公共団体その他関係者の意向を十分に尊重し、同市の計画的具体化をまつて対処してまいりたい。

(二) 工業再配置・産炭地域振興公団の工業団地造成については、三菱大夕張鉱業所の閉山対策として、清水沢工業団地(二十二万m<sup>2</sup>)の造成を昭和四十八年度計画に追加し、昭和四十八年九月着工した。今後、同団地の早期完成に努めてまいりたい。

(三) 夕張市への企業誘致については、昭和四十八年七月及び同年八月の二回にわたり、工業再配置・産炭地域振興公団により企業

家の現地視察会を実施する等対策に努めており、既に数社が進出を決定している。

今後も、工業再配置・産炭地域振興公団事業の積極的実施、関係各省庁協力による産業基盤整備の促進等により、企業誘致特に地域経済への波及効果が大きい中核企業の誘致に努めてまいりたい。

(四) 道路網の整備は、同地域の産業基盤及び生活基盤の整備の観点から重要であり、今後もその促進に努めてまいりたい。

特に、大夕張、芦別間の開発道路については、当初計画の昭和五十六年度完成を大幅に繰り上げ昭和五十三年度完成を目指しており、今後その早期開通に努めてまいりたい。

(一) 産炭地域振興臨時交付金の対象となる融資制度の条件緩和については、本制度が昭和四十八年度より実施されたものであり制度発足後間もないのに、早急に制度の大幅な手直しを行うことは困難であるが、今後制度の実施状況等を見つつ、検討してまいりたい。

(二) 見舞金制度の創設は、閉山地域以外の商業者との関連等から、国の制度としては極めて難しい。

政府では、閉山地区の中小商工業者対策として、中小企業金融公庫の特別融資、中小企業信用保険の特例措置、道県の行う長期低利融資に対する産炭地域振興臨時交付金による原資補てん等の施策を講じ対策に当たつており、今後もこれら施策を積極的に実施してまいりたい。

四、大規模閉山の発生に伴い、閉山対策等財政需要の増大、鉱産税等税収の減収等が産炭地域町村の財政を圧迫することとなつていてが、これらの市町村に対しては、従来から、地方交付税、産炭地域振興臨時交付金等によ

## 官報(号外)

鉄道小荷物の各戸配達に関する請願(第一二一号)

同  
運輸省

り財源措置を講じているところである。  
今回においても閉山に伴う財政状況の変化  
を勘案し必要に応じ適切な財源措置を講ずる  
よう努めてまいりたい。

千葉県市川市行徳、南行徳、東葛飾郡浦安町  
における鉄道小荷物扱いについては、現在、  
これらの三地区は、総武本線市川駅留抜いで鉄  
道小荷物を取り扱っているが、最近これらの地  
区が住宅地として急速に発展してきている現状  
にかんがみ、国鉄では、この地域を配達扱いと  
することについては前向きに措置する方向で検  
討中であり、その実現のため、この地区的道路  
改修、地名地番の整理と明確化等を関係市及び  
町当局に対し要望しているところである。

なお、とりあえずの措置として、三地区にそ  
れぞれ配達地点を指定して一括配達扱いとする  
ことで関係者の話し合いができる。

私鉄・バス・ハイヤー・タクシー  
等公共交通機関の確保等に関する  
請願(五件)(第二七五・二七六・  
二七七・二七八・二七九号)

一、公共交通機関のあり方については、総合交  
通体系に関する政府の基本方針(昭和四十六  
年十二月臨時総合交通問題閣僚協議会決定)  
において明らかにされている。同方針に基づ  
き社会的に望ましい分担関係を基礎とした公  
共交通機関の再編整備に努めているところで  
あり、輸送分担のより一層の適正化について  
は今後とも配慮することとしている。

二、大手私鉄といえども私企業である以上傍系  
関連事業への投資は自由であるが、鉄道事業  
の採算は鉄道事業の収支によつて判断してお  
り、投資による企業の採算の結果を鉄道利用  
者に負担させることはあり得ない。また、投  
資が鉄軌事業の健全な運営発展を図ることとして  
いる。

三、地方鉄道・バス及びタクシーは都市交通機  
関としてともに重要な機能を果たしているの  
で、従来よりその基盤強化のための施策を強  
力に推進している。地方鉄道については、昭  
和四十八年度からは地下鉄建設に対する補助  
を強化するとともに、日本鉄道建設公団の行  
う民鉄線工事に対する利子補給の拡大等によ  
りその整備を促進しており、また、バス等の路  
面公共交通機関については、その優先通行措  
置の拡大、駐車規制の強化等により路面交通  
環境の整備に努めているが、今後ともこれら  
の施策の充実を図ることとしている。

四、政府部内で行つてある相互通報制度を活用  
することにより、改善指導が効果的に行われ  
るよう努めることとしている。

五、(一) 地方バス路線維持対策費補助として昭  
和四十八年度においては昭和四十七年度予  
算の二・六倍にあたる約十二億三千万円を  
計上しており、今後は予算の増額に努める  
とともに、制度についても地方公共団体そ  
の他関係方面の要望を十分考慮して施策の  
充実に努めたい。

(二) 中小私鉄に対する補助は昭和四十八年度  
予算において、地方鉄道軌道整備法による  
欠損補助約二千六百万円、地方鉄道軌道近  
代化設備整備補助約九千三百万円を計上し  
てあるが、今後とも補助制度の拡大につい  
ては努力する所存である。

(三) 踏切事故防止総合対策を強力に推進する  
ため、昭和四十八年度予算において約一億  
六千四百万円を計上している。なお、補助  
制度の対象範囲の拡大については昭和四十  
七年度に実施したところであるが、今後更  
に検討していく所存である。

六、交通問題の解決に当たつては、総合的な考  
慮に基づく全国的な計画が必要であるのと同  
時に、地域の特殊性を配慮したきめの細い政

昭和四十九年六月十八日

参議院会議録追録(その四)

第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

身体障害者の使用する自動車のナンバープレートの色別に関する請願(第三三三四号)

同

七、地方鉄道等の路線の休廃止又は合理化の実施に伴い、一時的にある程度の離職者を生ずることは避けられないが、最近の実情ではこれらの場合の余剰人員は社内配転、傍系事業への吸収等により、大部分の雇用が確保されている。また退職金の支払いについてもほとんど円満な解決を見ている。今後ともこれら従業員の賃金・退職金の支払い並びに配転等による雇用の確保については、当該事業者に対し万全を期すよう一層指導監督を行うとともに、関係方面とより緊密な連絡をとり、より適切な措置を講ずるよう十分配慮する所存である。

八、一畑電鉄においては私道経営の悪化に対処するため、別会社による営業の委託方式について検討したが、現在実施には至っていない。仮に地方鉄道業者が営業又は運転の管理を他の者に委託する場合は、地方鉄道法第二十六条第一項の規定に基づき、監督官庁の許可を要することとなつており、事業者の一方的判断により措置することはできないよう法制化されている。その他の合理化についても一方的なものではなく、労使間の話し合いにより円満な解決を図るよう事業者を指導しているところである。

自動車のナンバープレートは外部から一見して自動車自体を特定させるためのいわば背番号であり、また、自動車の盗難予防あるいは自動車による事故の捜査等の取締上の観点から自動車の用途等による必要最少限度の色別分類をもつて表示する様式となつていて。したがつて、

策が必要であると考える。かかる観点から地方陸運局に地方陸上交通審議会がおかれており、これへ隨時地域住民代表等が参加しているので、今後とも本審議会を十分活用し、必要な応じ地域住民代表等の参加を図っていく所存である。

国鉄小海線の電化促進に関する請願(第三八二号)

地方バス路線運行維持対策費の大額増額等に関する請願(第四〇九号)

同 同

国鉄小海線の電化促進に関する請  
願(第三八二号)

自動車を運転する者のいかんによつて異なるた  
様式のナンバープレートを交付することは、そ  
の制度の趣旨からいつて望ましいことではない  
と考えられる。しかし、ナンバープレート以外  
の方法で身体障害者の運転する車両に、特別の  
標識を表示することとすれば、身体障害者は、  
その車両が故障その他の緊急事態に陥った場合  
にその場所に居合わせた者の援助を容易に受け  
られることとなるので、このような標識による  
識別方法は効果のあるものと考えるが、当面は  
身体障害者が車両の運転に伴い遭遇する問題、  
各國におけるこの種識別方法の事例等の調査研  
究に力を注ぐとともに、交通安全教育等の機会  
を活用して身体障害者であるドライバーを保護  
する施策について積極的に取り組んでいただき  
たい。

国鉄は、輸送力増強のため幹線電化を推進  
いたしているが、小海線の電化についても、昭  
和四十八年度から実施される予定の国鉄財政再  
建計画の投資計画の中で、今後の地域開発、觀  
光開発等のすう勢を勘案しながら慎重に検討し  
たい。

地方におけるバス路線は、地域住民の生活上  
必不可少でありながら過疎現象等による輸送  
人員の減少等によりその維持が困難となつてい  
る現状にかんがみ、昭和四十七年度から補助対  
象地域の拡大、補助率の引上げ等從来の補助制  
度を抜本的に改正し、昭和四十八年度予算にお  
いてはこれに要する経費として約十二億八千万  
円を計上している。

今後更に地方公共団体その他関係方面的要望  
を十分考慮しながら制度の改善充実に努めた  
いと考えている。

新線建設については当面工事線の中でも特に

郡線の連結促進に関する請願(二件)(第五〇四・五五八号)

その重要性等を勘案して極力重点的に推進すべく考へてゐるので、新たな調査線や工事線への格上げは特に慎重に考へたいたい所存である。したがつて鳥山線と水郡線を結ぶ路線の建設については、鉄道敷設法別表の予定線に示されてはいるが、これの工事線への格上げ等についても慎重に対処いたしたい。

電化についても地域開発の状況等を勘案し、今後検討したい。

青函トンネル建設促進に関する請願(第五〇六号)

同

一、青函トンネルについては、昭和四十六年に本工事に着手し、昭和五十三年度完成目途に銚意工事中である。北海道新幹線は、昭和四十八年十月十七日の第六十五回鉄道建設審議会において整備計画の答申を得たので、近く整備計画を決定し、日本鉄道建設公團に対し建設の指示を行ふ予定である。その完成は青函トンネルの完成に合わせたい。

二、青函トンネルは鉄道敷設法による新線建設として現在工事を進めているが、在来線と新幹線を併用することは技術的に種々の問題がある。そこで、今後あらゆる角度から検討して、結論を出した。

三、青函トンネルの多目的利用については、列車の保安上の観点や将来の線路、容量等を考えて、今後更に検討したい。

四、青函トンネルの工事費については、総額二〇一四億円でこれまでに約二八〇億円を投入し、昭和四十八年度の予算では、一九〇億円が計上して工事を推進しているが、今後とも必要な工事費を確保いたしたい。

国鉄函館本線高架事業の昭和四十九年度着手等に関する請願(第五〇八号)

同

奥羽南線の複線延長並びに北上線の複線電化に関する請願(二件)(第六一五・六一六号)

同

都内港湾河川整備促進に関する請願(第六九一号)

同

函館本線豊平川・發寒川間の札幌市内の連続立体交差化についても、都市側と協議を重ねてあるところであり、都市計画決定を待つて着手したい。

なお、その費用の負担については、昭和四九年九月運輸・建設両省間で締結した「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する協定」に基づき負担することとなる。

奥羽南線の複線化については、その線路容量上のあい路区間から逐次施工し輸送力の増強を図つてゐるが最近運輸大臣認可をした秋田・大曲間の複線化を更に院内まで延長することについては、今後とも輸送需要の動向等を勘案して前向きに検討したい。

また、北上線の複線電化については、東北新幹線とネットワークとなる在来線として将来の輸送需要等を勘案して検討したい。

一、(一) 東京湾的主要各港における貨物処理施設の拡充と機能の高度化については、港湾整備五箇年計画に基づいて、一般公共埠頭の整備のはか、外貿コンテナ埠頭やカーフェリー埠頭等の各種専門埠頭の整備を進めるとともに、上屋、荷役機械等の機能施設の充実にも努めているところである。

昭和四十八年度において実施する主要各港の主な事業としては、東京港については大井地区水産物埠頭、十五号地区木材埠頭のほか京浜外貿埠頭公團による大井地区外貿コンテナ埠頭及び十三号地区外貿定期船埠頭並びに東京港フェリー公社による十号地その二地区カーフェリー埠頭の整備事業を、横浜港については、金沢地区木材港区等のほか京浜外貿埠頭公團による本牧埠頭地区及び大黒埠頭地区の外貿コンテナ埠頭並びに大黒埠頭地区の外貿定期船埠頭の整備事業を実施する。

昭和四十九年六月十八日

参議院会議録追録(その四)

第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

(二) 海難事故防止のための航路、泊地等の水域施設の整備拡充、必要深度のしゆん渫について、東京湾内主要各港において、その港湾区域の航路、泊地の拡幅増深を港湾整備五箇年計画に基づいて実施中であるほか、東京湾口において船舶航行の障害となつてゐる第三海堡の撤去及び航路の拡充増深を実施することとしている。

昭和四十八年度において実施する主要各港の主な事業としては、東京港については、大井地区、十五号地区等の航路、泊地の整備事業を、横浜港については鶴見航路、三区泊地、金沢地区泊地等の整備事業を、千葉港については本航路、船橋、市川地区泊地等の整備事業を実施することとしている。

また、東京湾口航路については、昭和四十八年度においても引き続き事業費を計上して事業実施を図るべく、現在漁業関係者と交渉を重ねている。

(一) 有害物質を含んだ堆積汚泥の処理を行う場合は、汚染の拡散等の二次公害を防止するよう配慮しなければならない。

このため国においても、また、民間においてもその工法を種々研究しているところである。

国においては、高含泥率のしゆん渫、拡散防止脱水処理及び汚泥の無害化等の方法を早急に確立するため、昭和四十七年度より「汚泥の処理に関する研究」及び昭和四十八年度から「公害防止のためのしゆん渫技術に関する研究」「重金属類、PCB等を含むヘドロの除去と処理に関する研究」を実

備事業を、川崎港については、扇島地区的外貿公共埠頭の整備事業を、また千葉港については、船橋、市川地区等の公共埠頭の整備事業を行うこととしている。

身体障害者に対する国鉄運賃、特別急行料金等減免に関する請願  
(第九七五号)

身体障害者に対する国鉄運賃料金の割引措置は、昭和二十五年以降続けられており、昭和四十六年度実績で約十億円の負担となつていて、國鐵財政が悪化の一途をたどつてゐる現在、國鐵の負担においてこれを行ふことは困難である。

御要望の割引措置の拡大は、國鐵財政が悪化の一途をたどつてゐる現在、國鐵の負担においてこれを行ふことは困難である。

なお、割引手続の簡便化については、昭和四十八年八月から実施した。

また、私鉄、航空運賃等の割引についても各交通企業の現状からみると、これを企業の負担で行うことには困難である。

バスの生活路線確保等に関する請願  
(第一一六二号)

同

国鉄上山田線下山田駅及び熊ヶ畠駅の無人化中止に関する請願(二件)(第二一七六・二一八五号)

同

地方におけるバス路線は、地域住民の生活上必要不可欠でありながら過疎現象等による輸送人員の減少等によりその維持が困難となつてゐる現状にかんがみ、昭和四十七年度から補助対象地域の拡大、補助率の引上げ等従来の補助制度を抜本的に改正し、昭和四十八年度予算においてはこれに要する経費として約十二億八千万円を計上している。今後更に地方公共団体その他関係方面的の要望を十分考慮しながら制度の改善、充実に努めたいと考えている。

小駅の無人化及び貨物取扱駅の集約等の合理化は、国鉄財政再建施策の一環であり、また、特に貨物の集約は、国鉄貨物輸送の近代化に不可欠の問題であるので、出来るだけその推進を図る必要がある。

しかしながら、これはまた同時に利用者の利便に影響する問題もあるのでその実施にあた

施しているところである。

(二) 公害発生源に対する規制措置については、現に公害関係法令の規制措置を厳正に運用しているところであるが、今後においても規制基準値の見直し等を積極的に行つていく所存である。

## 官報(号外)

国鉄土山駅鉄道踏切りの通行改善工事早期実施に関する請願(第2252号)

同

つては、地元関係者との意思疎通を十分に図りながら進めるよう指導しているところである。上山田線の小駅の無人化及び貨物取扱駅の集約等の合理化についても、こうした趣旨から昭和四八年七月一日実施を目指して三月十日地元に提案したが、合理化関連工事その他の諸準備の都合から実施期日を暫時延期した。

鉄道踏切道は、山陽本線土山駅構内に存する踏切道で、山陽本線(三線)と私鉄別府鉄道線(二線)の五路線を横断している。

この踏切道の一方(線路右側)は、国道二号線まで一八〇メートル程度しかなく、他方(線路左側)は沿道に家屋が多く道路を上下する立体交差化は技術的に非常に難しく、他方鉄道を高架にすることは、土山駅構内を高架とする必要があり、いずれにしても技術的に非常に難しい現状である。

したがつて、当該踏切道については、今後都市側とも十分協議の上、その対策を検討したい。

地方バス路線維持費補助金については、昭和四十七年度から補助対象地域の拡大、補助率の引き上げ等従来の補助制度を抜本的に改正し、昭和四八年年度予算においてはこれに要する経費として約十二億八千万円を計上している。今後更に地方公共団体その他関係方面の要望を十分考慮しながら制度の改善、充実に努めたいと考えている。

なお、市町村が行う代替バスに対しては、車両購入費補助金を交付しているところであるが、当該代替バスの運行に対する助成措置等については関係各省間において十分協議して検討してまいりたい。

スクールバスの使用目的を阻害しない範囲で地域住民の利用に供することについては、請願

過疎地域におけるバス輸送の確保に関する請願(第5104号)

同

郵便物の運配・欠配解消に関する  
請願(第2205号)

郵政省

の趣旨に沿う方向で検討中である。また、患者輸送車の使用目的を阻害しない範囲で地域住民の利用に供することについては、患者輸送車は本来患者の輸送の目的に使用されるものであるが、特別な事情のあるときは、その使用目的を阻害しない範囲内の弾力的使用について配慮したい。

バス輸送に係る許認可権限については、その行使に際し、関係地方公共団体の意向を十分尊重するとともに、地方の利便を図り、かつ、事務簡素化の見地から地方路線に関する許認可権限について可能な限り、地方出先機関に委任してきたところである。特に過疎地域におけるバス輸送の許認可に関しては、今後とも関係地方公共団体との連絡を密にするとともにその意向を更に十分反映させるようにしていくかないと考えていいる。

地方事務官の廃止問題については、運輸省の地方行政機構の根幹にふれるものであり、また、職員の身分を本人の意思如何にかかわらず変更することを伴うものであるだけに、現在までのところ廃止のための成案が得られていないが、その廃止についての各方面の意向を十分考慮して、できるだけ早い時期に適切な措置がとられるよう検討を進めていきたいと考えている。

特定地域開発就労事業に就労する

労働省

一、特定地域の指定については、中高年齢者の

者の身分の保障等に関する請願  
(四件) (第二八四・二八五・二八  
六・二三〇二号)

雇用失業情勢について一定の基準を設けており、中高年齢者の就職が特に困難な地域は通常この指定基準に該当していれば特定地域に指定されることとなつており、更に急激な雇用失業情勢の変化にも対応できるよう弾力的に運用されることとなつていて現在の指定方法で十分と考える。

また、特定地域開発就労事業は、特定地域の開発に寄与するとともに、当該地域に居住する労働市場に適応性を有する中高年齢失業者等に臨時に就業の機会を与えることを目的としており、年齢制限を解除することはこのような事業の性格からみて適当ではない。

二、特定地域開発就労事業は、特定地域の開発と中高年齢失業者等に対する就業の機会の提供を目的として民間業者の請負施行により実施されている公共事業の一種であり、専ら失業者に就業の機会を与えることを目的とする失業対策事業及び炭鉱離職者緊急就労対策事業とは性格を異にしている。したがつて、一般公共事業と同様、施行計画の内容により施行日数も定まるものであり、失業対策事業及び炭鉱離職者緊急就労対策事業と同様に一定の就労日数を保障することはできないが、この事業と民間事業、公共事業等を総合的に運用して、失業者に対して年間を通じて就労の場を確保することとしている。また、手当の支給についても労使の自主的交渉により決定されるものであり、特定地域開発就労事業の事業費に臨時の賃金を計上する考えはない。

三、事業費単価については、事業運営の実態を十分考慮し、適切な予算措置を講ずる考え方あり、補助率についてはこれを変更することは困難である。

一、産炭地域開発就労事業は、産炭地域の再開発に寄与するとともに、当該地域が再開発さ

れる

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その四) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

(三件) (第二八七・二八八・一二  
四九号)

れるまでの間、炭鉱関連失業者に臨時に就業の機会を与えることを目的として昭和四十四年度から実施され、逐年着実にその成果を収めているところである。政府においては、今後とも当該事業の予算額の増額に努めてまいり所存であるが、就労人員の枠の拡大について、今後における炭鉱の合理化閉山の推移、産炭地域の実情等を勘案の上検討する考え方である。

二、産炭地域開発就労事業は、産炭地域の再開発と炭鉱関連失業者に対する就業の機会の提供を目的として民間業者の請負施行により実施されている公共事業の一種であり、専ら失業者に就業の機会を与えることを目的とする失業対策事業及び炭鉱離職者緊急就労対策事業とは性格を異にしている。したがつて、一般公共事業と同様、施行計画の内容により施行日数も定まるものであり、失業対策事業及び炭鉱離職者緊急就労対策事業と同様に一定の就労日数を保障することはできないが、この事業と民間事業、公共事業等を総合的に運用して失業者に対して年間を通じて就労の場を確保することとしている。

また、手当の支給についても労使の自主的交渉により決定されるものであり、産炭地域開発就労事業の事業費に臨時の賃金を計上する考えはない。

一、労災補償給付額に賞与を含めることについて

労災保險では、通常の賃金をもとに休業補償給付等の額を算定する建前から、原則として労働基準法第十二条の平均賃金額を給付基礎日額としているため、賞与等三箇月をこえて支払われる賃金については、給付基礎日額の算定基礎の対象とはしていないが、今後、他の諸制度との均衡を考慮しつつ慎重に検討

労働者災害補償保險法によるせき

髓損傷者に関する請願(七件) (第一  
六一四・七六二・八四一・九五六・  
一〇一九・一二三九・二〇五一号)

同

## 二、スライド制の改善について

いたしたい。  
労災保険においては、既に、年金給付のスライド制を設けているところであるが、その改善については他の社会保険との均衡の問題もあり、災害補償全体にわたる研究課題として検討いたしたい。

## 三、併給調整の廃止について

労災保険の年金給付と他の社会保険の年金給付が同一の事由について行われる場合には、損失の二重てん補という不合理が生ずるので、一定の方法により調整しているところであるが、この調整方法については、社会保険制度全体の方とも関連するので、社会保険制度全体の総合的関連を考慮し、今後とも慎重に検討することとした。

## 五、長期傷病補償給付の改善について

長期傷病補償給付は、療養の給付と休業補償に相当する年金を治ゆするまでの間給付するものであるから、障害補償給付を一六・七パーセント引き上げたことは直接関連のないものである。しかし、長期傷病補償給付の改善については、今後とも慎重に検討したい。

## 六、長期傷病補償給付受給者の子供へ就学援護費を支給することについて

長期傷病補償給付受給者に係る労災就学援護費の支給については、昭和四十八年四月一日より、長期傷病補償給付受給者のうち、せき骨損傷者等の特に傷病の重篤なものについて援護措置の拡大を図つたところであるが、今後とも同制度の性格その他諸般の事情を考慮して、慎重に検討いたしたい。

## 七、介護料の支給対象の拡大について

介護料の支給対象者は、介護料の性格を考慮して長期傷病補償給付を受けている自宅療養者のうちでも傷病の状態が重篤なため、常時介護を必要とし、現に介護を受けている者としたのであって、これ以外の者にまで支給範囲を拡大することは困難であり、また障害等級第一級及び第二級については、既に年金の額のうちに介護の必要等も考慮されており、また第三級については常時介護を必要とするものでないので、更にこれらの者に別途介護料を支給する必要はないと考える。

なお、介護料の額の引上げについては、今後とも検討することとした。

八、社会復帰資金の貸付額の引上げについて

社会復帰資金の貸付額の引上げについては、他の諸制度との関連を考慮して検討することとした。

## 九、打切補償を受けた者に対する四〇日分減額について

打切補償を受けた者に対する四〇日分減額等の措置は、打切補償を受けていない者との均衡等を考慮して設けられたものであり、これを廃止することは困難である。

## 十、元労災のせき骨損傷者等への現行労災保険法の適用について

いわゆる「元労災のせき骨損傷者」の中には、なお療養を必要とする者があることにかんがみ、保険施設として入院療養援護金を支給し、その療養につき配慮しているところであるが、これらの者の援護の拡充については、今後とも慎重に検討してまいりたい。

## 十一、自動車購入資金の増額及び対象の拡大について

自動車購入資金は、せき骨損傷者で障害等級第三級以上に該当する障害のある者のうち、自動車の運転免許を有する者で就業に必

昭和四十九年六月十八日

参議院会議録追録(その四)

第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

- 要な者に資金の貸付けを行つており、貸付対象者の範囲の拡大については困難であるが、貸付額の増額については、今後とも検討したい。
- 十二、補装具(杖)、医療器具(集尿袋)などの無料交付について  
杖及び集尿袋の支給については、これらを必要とするものもあることにかんがみ、今後慎重に検討いたしたい。
- 十三、入院中のせき臓損傷者の職業訓練について  
せき臓損傷者等身体障害者に対する職業訓練については、従来から職業訓練施設を設置し、その能力に適応した職業訓練を実施してきたところであるが、今後更にこの拡充に努力する方針である。
- また、一般の民間企業に雇用されることが可能な方々の対策としては、昭和四十八年度から民間の心身障害者多数雇用事業所(モデル工場)に対する特別融資制度が創設されたところであるので、今後、せき臓損傷者も多数雇用されるモデル工場の設置が進められるようこの融資制度の積極的な活用を図つてしまりたい。
- 十四、通勤途上においてせき臓損傷になつた者への労災法の適用について  
労災保険では、法律改正により昭和四十八年十二月一日より通勤災害についても業務災害に準じた保険給付等を行うこととしたところであるが、認定の困難性、他の給付との調整との関係から、施行日以後に発生した事故に起因する通勤災害のみをその対象とした

深夜労働の禁止に関する請願(六件)(第一六七一・一二三三・二一四四・二一八〇・二三〇一・二四九三号)  
同

頸肩腕症候群対策に関する請願  
(第三九六一號)  
同

ものである。  
十五、重傷病者の終身保護施設の新設について  
せき臓損傷者等の重傷病者の終身保養施設を労災保険で設置することは、種々の問題があるので、慎重に検討いたしたい。

深夜労働禁止のための労働基準法改正については、非常に重大な問題であるので、現在学識経験者による労働基準法研究会において調査研究を行つてゐるところであり、その調査研究結果や各方面の意見を聴きながら慎重に検討してまいりたい。

なお、深夜業が労働者の健康、福祉の見地からみて、過度にわからぬよう指導してきたところであるが、今後とも引き続き指導を強化してまいりたい。

一、「キーパンチャーの作業管理基準」の改正について

「キーパンチャーの作業管理基準」について  
は、現在、健康障害の防止に適切な役割を果たしていると考へているが、今後も実情の把握につとめ、必要があれば検討を加え、適正を期することとした。

二、作業管理基準の対象範囲の拡大について  
キーパンチャーの作業管理基準を指先でキーパンチャーをたたく作業全般に拡大することについては、作業の態様が必ずしも同一とは考えられないでの障害の状況、作業の実情等に即して作業ごとに適切な措置をとる必要があると考えている。よつて、事例について検討を進めるとしていた。

なお、昭和四十八年三月には金銭登録機作業についての基準を定め、適正を期している

ところである。

### 三、専門医の養成について

頸肩腕症候群の診断については、健康診断の項目等について専門家に検討を依頼しており、この意見をもとに基準等を作り、その普及を図ることにより、産業医等が的確な診断ができるよう措置することいたしたい。

### 四、業務上認定について

業務上疾病と認定されるためには、当該疾患と業務との間に相当因果関係が認められなければならない。

なお、頸肩腕症候群の業務上外の認定については、斯界の専門家の意見を十分聞いて作成した認定基準に基づいて、適正迅速な認定を行つてあるところである。

### 五、国家公務員、公社員等についての業務上認定権限について

国家公務員災害補償法の適用を受ける一般職の国家公務員の公務上の災害に対する補償の実施については、人事院及び人事院が指定する国の機関がその責に任ぜられているものであるが、その迅速かつ円滑な運用を期するため、現にほとんどの省庁においてその実情に応じ権限の委任が行われているところである。

頸肩腕症候群等の疾病事案に関する公務上外の認定権限についても、かなりの機関が下部機関等に委任しているところであるが、そ

低所得者階層の生活確保に関する  
請願(第三九六三号)

同

の認定が複雑、困難であることもあつて、公正を期するため、本省庁で統一的に処理している例もまた認められる。

迅速かつ公正な運用を図るという法の精神にかんがみ、関係機関においては権限の委任等について、今後とも十分配慮してまいりものと承知している。

一、失業者就労事業就労者の賃金は、緊急失業対策法の規定により類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して定めることになつており、生計費や物価と直接リンクすることになつていらないが、最近における就労者の生活の実態等にかんがみ、諸般の事情を総合勘案して、この際特例の措置として、他の低所得階層に対する政府施策の例に準じて、次のとおりその賃金を昭和四十八年十月一日から改定する措置を講じたところである。

昭和四十八年度当初 一、四五〇円八四銭  
(全国平均) 昭和四十八年十月一日 一、五一四円七九銭

二、生活保護法による保護の基準については、国民生活の変化に対応するため、毎年度当初に政府経済見通しによつて改定を行つてあるところである。

また、最近における消費者物価の動向が生活保護世帯の生活に与える影響を考慮し、昭和四十八年十月一日厚生省告示第二百七十二

昭和四十九年六月十八日 参議院会議録追録(その四) 第七十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願(十四件)  
(第四一二八・四一五八・四一七)

同

号をもつて、年度途中ではあるが、生活保護法による保護の基準を特別措置として再び引き上げたところである。

三、(一) 最低賃金の改定については、それぞれの産業、職業又は地域の実情に応じ、その実効性が確保されるよう最低賃金審議会の意見を尊重し、鋭意改善に努めているところである。

(二) 全国全産業一律最低賃金制について

昭和四十五年九月八日付けの中央最低賃金審議会の「今後における最低賃金制のあり方について」の答申において、「なお地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きく存在しているという事実を確認せざるを得ず、現状では実効性を期待し得ない。」といふ意見が提出されているところであり、現在直ちに実施するのは適当でないと考えている。

なお、現在、同審議会の意見に従い、す

べての労働者に最低賃金の適用を及ぼすよう昭和五十年度までの最低賃金年次推進計画を策定し、産業別、職業別、地域別に実効ある最低賃金の推進を図っているところである。

一、失業者就労事業就労者の賃金は、緊急失業対策法の規定により類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して定めること

四・四四四三・四四四四・四四五  
五・四四四六・四四四七・四四四  
八・四四四九・四四五〇・四四八  
一・四九三三・四九八一號)

昭和四八年年度当初 一、四五〇円八四錢  
(全国平均)

昭和四八年十月一日

一、五一四円七九錢

なお、夏季に臨時に支払われる賃金については、その算定の基準となる日数は前年度どおりとし、その額については対前年度比一三・二パーセント引上げの措置を講じたところである。

二、最近における消費者物価の動向が生活保護世帯の生活に与える影響を考慮し、昭和四十八年十月一日厚生省告示第二百七十二号をもつて、生活保護法による保護の基準を特別措置として再び引上げたところである。

三、(一) 全国全産業一律最低賃金制について

は、昭和四十五年九月八日付けの中央最低賃金審議会の「今後における最低賃金制のあり方について」の答申において、「なお地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きく存在しているという事実を確認せざるを得ず、現状では実効性を期待し得ない。」といふ意見が提出されているところであり、現在直ちに実施するのは適当でないと考えて

いる。

なお、現在、同審議会の意見に従い、す

べての労働者に最低賃金の適用を及ぼすよう最低賃金年次推進計画を策定し、産業別、職業別、地域別に実効ある最低賃金制度の推進を図つてゐるところである。

(二) 最低賃金の改定については、それぞれの産業、職業又は地域の実情に応じ、その実効性が確保されるよう最低賃金審議会の意見を尊重し、鋭意改善に努めているところである。

#### 労働災害、職業病防止対策の強化

拡充に関する請願(第五一〇三号)

同

#### 一、労災病院の設置について

労災病院については、昭和三十九年度より既存病院の整備拡充を図つてきたが、最近、新産都市、工業整備特別地域等より労災病院新設の要請が強く出されているので、労災病院の設置のあり方について総合的に検討してまいりたい。

#### 二、健診センターの設置について

健診センターについては、主要地域に計画的に設置すべく検討いたしたい。

#### 三、休養所の設置について

休養所の設置については、今後とも、総合的に検討いたしたい。

住民の健康保持のため日照基準の早期確立に関する請願(第五号)

建設省

日照問題については、目下、建築審議会に対して諮詢中であり、その答申を待つて必要な規

中央自動車道富士吉田線高井戸・調布間の工事促進に関する請願(第七号)

同

制措置を検討いたしたい。

中央自動車道富士吉田線高井戸・調布間の工事については、日本道路公団、東京都及び東京都住宅供給公社と地元烏山北住宅道路対策協議会による四者協議会において話し合いによる解決をめざして協議を続けてきたが、解決をみるに至らず、昭和四十八年三月には、日本道路公団は、烏山高層住宅地区の道路構造をシェルター構造として騒音を防止する案を四者協議会において提示し、現在説明と話し合いを続けているところである。

沿線の交通情勢からみて、烏山地区の解決は、緊急を要するものであり、シェルター構造による騒音防止について地元住民の方々の理解を得て、できるだけ早い時期に解決を図り、早期に工事を実施すべく努力を重ねているところである。

がけ地近接危険住宅移転事業にかかる補助金の増額等に関する請願(第二一〇三号)

同

がけ地近接危険住宅移転事業については、昭和四十七年度に比べ、昭和四十八年度においては、国庫補助率を二分の一に引き上げるとともに(昭和四十七年度三分の一)、新たに建物の建築及び購入並びに土地の取得を補助の対象としたほか、移転対象戸数の増加、対象区域の拡大等制度の拡充強化を図り、現在においては、当該事業にかかる補助金の増額等に関する請願の趣旨は達成されているものと考える。

抜本的な河川改修の施策推進ならびに常時浸水地域移転促進事業(仮称)の創設に関する請願(第一〇九号)

同

なお、昭和四十九年度以降においては、地価、建築資材、労務費等の値上がりを勘案し、事業の円滑な実施を期したい。

鹿児島県の河川改修事業については、第四次治水事業五箇年計画に基づき推進しているところであるが、更に、鹿児島県全域は、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づき、特殊土じよう地帯に指定されており、昭和四十七年度を初年度とする第五次特殊土じよう地帯対策事業五箇年計画が策定されているので、これに沿つて河川改修事業を促進する所存である。

なお、常時浸水地域移転促進事業の創設については、洪水等の災害が発生した地域又は建築基準法に基づいて指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、「防災のための集団移転促進事業に係る国財政上の特別措置等に関する法律」が制定されているので、これに基づいた処理が適当と考える。

公共下水道事業の積極的推進に関する請願(第一二一〇号)

同

公共下水道事業の国庫補助対象範囲の改善、国庫補助率の引上げ、起債の充当率の引上げ、償還条件の緩和等の地方公共団体に対する国の財政措置については、今まで漸次改善されていいるところであるが、公共下水道整備の緊急性

公共事業等の適期施行に関する請願(第三二八〇号)

同

にかんがみ、今後とも慎重に検討してまいりたい。

公共事業の適期施行については、公共事業費のほとんどすべてを繰越明許費とすること、国庫債務負担行為を活用すること等により、従来より配慮しているところであり、特に積雪寒冷地帯における公共事業については、以上のほか、補助金交付決定の時期を早めるなど予算執行手続きを迅速化して円滑な事業執行が阻害されないよう特別な配慮を払つてきた。

その結果、全体としてみれば、積雪寒冷地帯の公共事業の執行については、特に繰越額が多額にのぼるとか、契約支出の状況が遅延しているといった問題は見られない状況にあるが、今後とも制度改善の検討を行うとともに、繰越明許費、国庫債務負担行為の活用や予算執行手続きの迅速化に努めてまいる所存である。

主要市道の指定と道路除雪作業費の国庫補助適用に関する請願(第五四二号)

同

中央自動車道高井戸・調布間及び都市計画道路補助二一九号線の建設工事促進に関する請願(第六六三号)

同

市道の除雪事業に対して国庫補助を行うことについては困難な問題もあるので、主要な市道については、必要に応じて道道に昇格の上、除雪作業費の補助ができるよういたしたい。

中央自動車道富士吉田線高井戸・調布間の工事については、日本道路公団、東京都及び東京都住宅供給公社と地元烏山北住宅道路対策協議会による四者協議会において、話し合いによる

## 官 報 (号 外)

東京外郭環状一号線（国道二九八号線）道路計画の抜本的再検討に関する請願（第九八七号）

同

解決をめざして協議を続けてきたが、解決をみるに至らず、昭和四十八年三月には、日本道路公団は、烏山高層住宅地区の道路構造をシエルター構造として騒音を防止する案を四者協議会において提示し、現在説明と話し合いを続けているところである。沿線の交通情勢からみて烏山地区の解決は緊急を要するものであり、シエルター構造による騒音防止について地元住民の方々の理解を得て、できるだけ早い時期に解決を図り、早期に工事を実施すべく努力を重ねているところである。

なお、都市計画道路補助二一九号線についても、地域住民の方々の理解を得て事業実施を図る所存である。

一般国道二九八号は、東京外郭環状道路の一部として東京周辺に集中する交通を効果的に分散導入することを目的として必要欠くべからざる路線であり、計画延長約四一キロメートル全線にわたり、昭和四十一年から四十四年にかけ幅員四〇メートルないし六八メートルの都市計画決定がなされており、本草加地区についても昭和四十三年と四十四年に都市計画決定が行われており、川口市安行地区、戸田市美女木地区等では一部用地の取得もされている。

したがつて、本計画についてルートを変更する考えはないが、いわゆる道路の環境問題については、高架方式、堀割方式等の採用及び可能

な区間には植樹帯を中心とした緩衝帯の設置等の対策を考慮しており、地元草加市等とも更に十分協議を行つて計画を固めていきたいと考えている。

公営住宅法の改正等に関する請願  
(二十一件)(第九九七・一二三一・  
一二三一・一二四八・一二九四・  
一二九五・一二九六・一二九七・  
一二九八・一二九九・一三七九・  
一三八〇・一三八一・一三八二・  
一七二〇・一七八六・一八六八・  
一九一五・一一〇四六・一二四三四・  
四八一三号)

同

一、安く住みよい公営住宅を大量に建設することについては、第二期住宅建設五年計画において、地域別、所得階層別の住宅需要量に基づき、公営住宅の建設計画戸数を定めており、この達成に鋭意努力している。

また、用地取得が困難な地域においては、土地の有効利用と住環境の向上等を図り、より多くの住宅困窮者を入居させることができよう、建替事業を推進していくべきだ。

二、公営住宅の入居者に対する明渡しの請求に係る収入の基準を所得水準の向上に対応して改訂されたいとの点については、最近における勤労者世帯の収入の増加等の事情にかんがみ、妥当な水準に引き上げることを検討している。

三、公営住宅の家賃の値上がりをおさえることについては、公営住宅の家賃は、国の補助金を差し引いた工事費を基礎として算出されるため、一般的には低廉となつてゐるが、地価、建築費の上昇に対しても、建替事業の推進、住宅部品の規格の統一、住宅建設のプレハブ量産化等によつて建設費の値上がりをおさえ、家賃が低廉となるよう極力努めている。

東北横断自動車道秋田線のうち北上・横手間の基本計画設定実現に関する請願(第一五二六号)

同 同

四、地方自治体の公営住宅建設に対する超過負担をなくすことについては、公営住宅の建設単価(標準工事費)について、建築資材、労務費の値上がりを考慮して毎年度是正しており、また、いわゆる超過負担についても、昭和四十一年度に実施した実態調査の結果に基づき、これを解消すべく所要の是正措置を行っているところである。

東北横断自動車道秋田線の北上・横手間の基本計画については、昭和四十八年十月十九日に開催された国土開発幹線自動車道建設審議会に付議し、十月二十七日決定したところである。

東北縦貫自動車道の小坂地内路線変更に関する請願(六件)(第一六一三・一六一七・一七七七・一七九五・一〇五三・二四二八号)

同

東北縦貫自動車道小坂町地区の路線については、日本道路公団において多数の比較線を検討した結果発表路線を選定したものであるが、小坂町地区において路線選定に対する反対が強く、秋田県議会においても発表路線が同地域の産業特に農業、住民生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるので実情を調査し、住民の不安を消除した上で実施されたい旨の意見書が決議されていることから、住民の生活環境や町の発展に及ぼす影響等についても慎重に調査検討しているところであり、その結果をまとめて住民の理解と協力を得た上で実施したい。

青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願(三件)(第二一一九・二一四一・一一一五三号)

同

一、戦災復興土地区画整理事業の収束については、早期に行う必要があり、このため、特に未換地処分都市については、換地処分の障害となる具体的な問題について定期に又は必要に応じて報告を求め、個別にその問題点を把握しており、具体的な事情に即してその解決を図るよう指導しているところである。なお、戦災復興土地区画整理事業の清算金のうち交付清算金については、昭和四十八年度より一括交付に必要な資金は起債をもつて充てることとしたが、更に、徴収清算金の分割徴収の期限の延長及び換地処分に要する事務の執行体制の強化についても、早急に検討する予定である。

市町村の幹線道路(県代行路線)の整備促進に関する請願(第二一一一)

同

二、土地区画整理法の改正等により戦災復興土地区画整理事業を完結することについては、戦災復興土地区画整理事業は、本質的には一般的の土地区画整理事業と何ら異なるところはないので、土地区画整理法の改正は考えておらず、また、土地区画整理事業の施行地区内の土地は、買収された農地等と異なり、当該土地区画整理事業により利用増進を受けるものであり、請願人の主張するような戦時救済立法になじむものではないので、これらの立法は考えていない。

市町村道は、全延長約八六万キロメートルにもおよび、その整備も、国道、都道府県道に

五号)

比して遅れているが、今後の整備方針として、地方の生活圈内の交通幹線網を形成する路線などに重点をおき、強力に助成を図ることとしたいたい。

特に、過疎地域及び特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備については、都道府県の代行制度を積極的に活用実施する考えである。また、大規模事業等については、市町村道の都道府県道への昇格による都道府県施行についてもあわせて考えていく所存である。

公営住宅建設事業の標準建設単価及び起債充当率の引上げに関する  
請願(第四〇二九号)

同

公営住宅の建設単価(標準工事費)については、建設資材、労務費の値上がりの実情に即し毎年度是正しており、また、いわゆる超過負担についても昭和四十七年度に実施した実態調査の結果に基づき、これを解消すべく所要の是正措置を行っているところである。

用地費についても全国の地価の動向に即して標準単価の改訂を行うとともに、地域の実情を調査して地域ごとに適正な用地単価となるよう措置している。

これらについては、今後とも実情に適合するよう措置する方針である。

なお、建設工事費及び用地費に対する起債充当率については、その引き上げを図るよう努力したい。

生産緑地制度の創設については、既に国会に

市街化区域における都市農業の確

同

立と税負担に関する請願(第五四〇六号)

境川、柏尾川、引地川に対する流域下水道事業に関する請願(第五四五二号)

同

国と地方との事務の再配分等に関する請願(第三八一號)

自治省

おいて、これに関する制度を創設し、生産緑地に該当する農地について一般農地と同様の税負担とするよう検討すべきであるという附帯決議がなされており、政府としては、その趣旨について、昭和四十八年七月十九日都市計画中央審議会にその具体策について諮問し、前向きに検討しているところであり、早急に成案を得たいと考えている。

境川、柏尾川、引地川流域下水道事業については、事業主体である神奈川県の意見を十分聴取の上、その実現について努力してまいりたい。

地方事務官制度については、行政改革計画の一環として廃止のための検討を続けてきたが、この問題は各省の地方行政機構のあり方やそこに勤務している職員の身分に関連するだけに、現在までのところ廃止のための成案が得られていないものである。

しかし、本制度は暫定的な制度であるのでその廃止についての各方面の意向を十分考慮して、できるだけ早い時期に適切な措置がとられるよう関係省庁間で十分協議してまいりたい。

退職教職員の恩給・年金の完全スライド制についての請願(第五五五号)

同

退職教職員の恩給、年金の完全スライド制については、公務員の特殊性及び各種公的年金制度との調整に配意しつつ鋭意検討中であり、こ

在宅投票制度復活に関する請願  
(六件) (第一〇三二一・一六一〇・  
一六一五・一七三一・一一一四・  
二五一一号)

同

の検討の結果及び地方公務員共済組合審議会、  
社会保障制度審議会の意見を聞き、できるだけ  
速やかにその具体的方策をたてるようについた  
い。

在宅投票制度については、現在政府において  
検討中である。なお、この件については、過去  
の経緯にかんがみ、選挙の公正をいかにして確  
保するか、また、対象範囲をどうするか等解決  
しなければならない問題があるので、慎重に検  
討を進めてまいりたい。

地方財政の強化に関する請願(二  
件)(第一一五七・一五八一號)

一、地方財政については、従来からその運営に  
支障を生ずることのないよう適切な措置を講  
じてきているが、今後とも地方税、地方交付  
税、地方債等を総合的に運用し、必要な地方  
財源の充実を期すこととしたい。また、地  
方交付税における基準財政需要額の算定に當  
たつては、地方行政の動向に適合するよう算  
定期法の改善、充実に努めている。

二、法人の税負担のあり方については、国税、  
地方税を通ずる問題として検討しなければな  
らないが、地方団体における自主財源充実の  
ため、住民税法人税割の税率を引き上げ法人  
所得課税の地方団体への配分割合の強化を図  
りたいと考えている。

三、地方債については、地方財政の状況をも勘  
案しつつ、事業の執行に支障のないよう枠の

自治体病院に対する財政援助等に  
関する請願(第一一二六四号)

同

拡大を図つてまいりたい。また、地方債資金  
については政府資金、公官企業金融公庫資金  
を拡大する等により、その質の改善に努めて  
まいりたい。

四、超過負担の解消については、昭和四十二、  
四十三、四十七年度に行つた実態調査結果に  
基づき計画的にその解消を図つてきている  
が、今後とも関係各省庁間で協議の上、その  
後の実態に応じ、所要の措置を講ずるよう努  
力したい。

一、自治体病院の経営悪化には種々の原因が考  
えられるので、国としても、これらの原因に  
つき十分に検討し、総合的な対策を講じるよ  
う努力してまいりたい。

二、国は、従来から、がん診療、救急医療、へ  
き地医療などの高度ないし不採算医療に関し  
必要な施設、設備の整備等に要する費用につ  
いては、助成措置を講ずるとともに、地方交  
付税においても所要の措置を講じてきたが、  
今後ともこれら施策の一層の拡充に努めてま  
いりたい。

三、救急医療等不採算医療の運営費に対する助  
成については、なお、今後とも慎重に検討し  
てまいりたい。

四、自治体病院のための特別地方債について資  
本費の軽減を図り、経営の健全性を確保する  
ために、従来から融資枠の拡大等の措置を講

## 官報(号外)

じてきており、今後とも、これら施策の一層の推進を図つてまいりたい。

五、従来から看護婦養成所整備費の補助、看護学生に対する修学資金の貸与、看護教員の養成等の施策を推進してきたが、今後更にこれら施策の充実に努めるとともに、自治体立の看護婦養成施設に対する運営費の助成についても検討してまいりたい。

六、へき地病院の医師及び医療要員の確保については、医師の待遇の改善、絶対数の増加のための施策等を総合的に実施してゆく必要があり、診療報酬との関連を考慮しつつ、検討を進めてまいりたい。

自治体病院の財政援助に関する請願(九件) 第一二二六五・一三〇九・一四五五・一五六〇・一六四一・一六五九・一七九〇号)

自治体病院赤字解消のための財政措置に関する請願(第一一七九三号)

同

四、従来から看護婦養成所整備費の補助、看護学生に対する修学資金の貸与、看護教員の養成等の施策を推進してきたが、今後更にこれら施策の充実に努めるとともに、自治体立の看護婦養成施設に対する運営費の助成についても検討してまいりたい。

自治体病院の経営悪化には種々の原因が考えられるので、国としても、これらの原因につき十分に検討し、総合的な対策を講じるよう努力してまいりたい。

一、地方自治体病院の経営悪化には種々の原因が考えられるので、国としても、これらの原因につき十分に検討し、総合的な対策を講じるよう努力してまいりたい。

二、国は、従来から、がん診療、救急医療、へき地医療などの高度ないし不採算医療に関する必要な施設、設備の整備等に要する費用については、助成措置を講ずるとともに、地方交付税においても所要の措置を講じてきたが、今後ともこれら施策の一層の拡充に努めてまいりたい。

三、救急医療等不採算医療の運営費に対する助成については、なお、今後とも慎重に検討してまいりたい。

なお、救急医療施設等の運営費については、公的医療機関の医療の特殊性及び社会保険診療報酬との関連を考慮しつつ、慎重に検討してまいりたい。

三、自治体病院のための特別地方債について資

自治体病院に対する財政措置に関する請願  
する請願(第一七九四号)

同

本費の軽減を図り、経営の健全性を確保するために、従来から融資枠の拡大等の措置を講じておあり、今後とも、これら施策の一層の推進を図つてしまいたい。

四、従来から看護婦養成所整備費の補助、看護学生に対する修学資金の貸与、看護教員の養成等の施策を推進してきたが、今後更にこれら施策の充実に努めるとともに、自治体立の看護婦養成施設に対する運営費の助成についても検討してまいりたい。

一、自治体病院の経営悪化には種々の原因が考えられるので、国としても、これらの原因につき十分に検討し、総合的な対策を講じるよう努力してまいりたい。

二、国は、従来から、がん診療、救急医療、へき地医療などの高度ないし不採算医療に關し、必要な施設、設備の整備等を要する費用については、助成措置を講ずるとともに、地方交付税においても所要の措置を講じてきたが、今後ともこれら施策の一層の拡充に努めてまいりたい。

三、社会保険診療報酬については、中央社会保険医療協議会における十分な審議を経てその改定を行つておるところであり、病院事業の経営の現状にかんがみ、中央社会保険医療協議会の審議を待つて善処したい。

四、地方債については、地方財政の状況を勘案しつつ、事業の執行に支障のないよう枠の拡大したい。

五、国民福祉の向上を図るため国と地方団体とがそれぞれの機能を一層円滑かつ効率的に遂行するためには、社会経済の進展に即応しつつ、国、地方団体を通ずる事務の再配分及びこれに伴う財源の再配分について適正な関係を確保する必要があるが、地方団体においては、住民の生活環境の整備、公害対策等地域住民の福祉向上のための施策を積極的に推進する必要に迫られており、従来から地方自主財源の充実に努めてきたところである。

昭和四十八年度においても固定資産税の課税の適正化を図る等その充実強化のための措置を講じてきたところであるが、今後とも地方自主財源の充実強化について一層努力したいと考えている。

六、地方財政については、従来からその運営に支障を生ずることのないよう適切な措置を講じておるが、今後とも地方税、地方交付税、地方債等を総合的に運用し、必要な地方財源の充実を期することとしたい。

七、超過負担の解消については、昭和四十二、四十三、四十七年度に行つた実態調査結果に基づき計画的にその解消を図つておるが、今後とも関係各省庁間で協議の上、その後の実態に応じ、所要の措置を講ずるよう努力したい。

八、地方債については、地方財政の状況を勘案しつつ、事業の執行に支障のないよう枠の拡大したい。

地方財政の財源措置に関する請願  
(第二〇〇五号)

同

土地にかかる固定資産税の軽減に関する請願(第三七〇九号)

同

大を図つてまいりたい。また、地方債資金については、政府資金、公営企業金融公庫資金を拡大する等によりその質の改善に努めてまいりたい。

固定資産税は、固定資産の所有者に対し、その価格に応じた税負担を求めることが建前としているものであり、所有者によつて課税上の差異を設けることは適当でないと考える。しかしながら、住宅用地については、昭和四十八年度の税制改正において、住宅政策上の見地からその税負担を緩和する趣旨で課税標準額をその価格の二分の一の額とする特例措置を講じたところであるが、更に一定規模以下の住宅用地の固定資産税の軽減を図ることについて税制調査会等の審議を経て検討したいと考えている。

昭和四十九年度以後の奄美群島振興開発に係る特別措置法の制定に関する請願(第四〇二六号)

同

一、奄美群島については、昭和二十九年以来二十年間にわたりその復興及び振興のための特別措置がとられてきており、今後更にどのような措置を講すべきかは、これまでの成果等を基にして十分検討を加えてまいりたい。

二、なお、奄美群島振興信用基金に関しては、より効率的な運営をなしうるよう、今後の方等について更に検討いたしたい。

地方事務官制度については、行政改革計画の一環として廃止のための検討を続けてきたが、

地方事務官の地方公務員への身分移管に関する請願(第四〇二七号)

同

高速自動車国道における救急業務の実施等に関する請願(第四一二号)

同

この問題は各省の地方行政機構のあり方やそこに勤務している職員の身分に関連するだけに、現在までのところ廃止のための成案が得られていないものである。

しかし、本制度は暫定的な制度であるのでその廃止についての各方面の意向を十分考慮して、できるだけ早い時期に適切な措置がとられるよう関係省庁間で十分協議してまいりたい。

一、高速自動車国道における救急業務については、交通安全基本計画において「日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、救急業務実施市町村と同公団との連係を強化する」ものとされているので、この趣旨に沿つて、日本道路公団の自主救急を推進するとともに関係市町村を指導してまいりたい。

二、高速自動車国道における救急業務実施市町村に対しては、これら市町村に過重な財政負担がかからないようにするため適切な措置について検討を行い、高速自動車国道における救急業務の円滑な実施が図られるよう努力いたしたい。

三、救急医療機関については、高度の診療機能をもつ救急医療センターに対する助成、民間の救急医療機関に対する医療特別融資等により、その整備と適正配置を推進してきたところであるが、今後ともその充実に努めたい。

国保診療施設等市町村立病院に対する財政措置の強化等に関する請願(第四七六八号) 同

自治体病院財政再建に関する請願(第五一二八号) 同

筑波研究学園都市建設に伴う関係六箇町村の財政負担等に関する請願(第五三六一号) 同

一、地方自治体病院の経営悪化には、種々の原因が考えられるので、国としても、これらの原因につき十分に検討し、総合的な対策を講じるよう努力してまいりたい。

二、へき地等における医師の確保については、地域の実情に応じた各種の施策を通じてその実効を期すべく、格段の努力をいたしたい。

三、特にへき地医療の確保の観点から、親元病院を中心とした広域圏単位の構想の下に、地域医療の確保を年次的に推進してまいりたい。

自治体病院に対する助成対策の強化に関する請願(第五五〇四号) 同

筑波研究学園都市については、高水準の研究及び教育の諸活動が相互に有機的連係を保つて効率的に行われるとともに、自然環境や歴史的遺産の保全を図り、住民の生活が健康で文化的なものとして營めるよう計画的整備を図ることとしているところであるが、研究学園都市建設に伴う関連する公共公益的施設の整備に伴う関係地方公共団体の財政負担については、政府として適切な措置をとるよう配慮したいと考えている。

自治体病院の経営悪化には種々の原因が考えられるので、国としても、これらの原因につき十分に検討し、総合的な対策を講じるよう努力してまいりたい。

一、自治体病院の経営悪化には種々の原因が考えられるので、国としても、これらの原因につき十分に検討し、総合的な対策を講じるよう努力してまいりたい。

二、国は、從来から、がん診療、救急医療、へき地医療などの高度ないし不採算医療に関し必要な施設、設備の整備等に要する費用については、助成措置を講ずるとともに、地方交付税においても所要の措置を講じてきましたが、今後ともこれら施策の一層の拡充に努めてまいりたい。

三、地域医療の確保を図るため、自治体病院に対する助成措置の拡充強化、医師等医療従事者の養成確保等については、格段の努力をすることともに、公的医療機関の適正配置について更に検討してまいりたい。

## 第一二十二号中正誤

ペシ	段行	誤	正
大七	二末	全般	今般
大三	四五五	日程第二	日程第三
大四	三終	これに	これにて

## 第二十三号中正誤

ペシ	段行	誤	正
大七	二から〇	されされた	された
大五	三一六	それは	そらは
大三	三から九	するという	するというのは
大四	三一二	教育組織	教員組織
大六	三一	するのか。	するのか、
大三	三三三	基礎	対象
大四	三未	受け	助け
大七	四終	影響	影響

## 第二十五号中正誤

ペシ	段行	誤	正
九三	三から九	電源開発促進法	電源開発促進税
	法案	法案	
大三	三五	販売、電気	販売電気